

令和3年2月12日 開会

令和3年2月16日 閉会

秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録

秩父広域市町村圏組合議会

秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
------	---

第1日（2月12日（金））

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
説明のための出席者	4
職務のため出席した事務職員	5
開会・開議	6
議事日程について	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸報告	6
委員長報告	7
管理者提出議案の報告	9
管理者の挨拶	9
一般質問	11
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	44
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	50
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	60
散会	66

第2日（2月16日（火））

議事日程	67
出席議員	68
欠席議員	68
説明のための出席者	68
職務のため出席した事務職員	69

開 議	7 0
議事日程について	7 0
答弁の申出	7 0
議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 1
議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 9
閉 会	1 0 6

秩広組告示第1号

令和3年第1回（2月）秩父広域市町村圏組合議会定例会を、次のとおり招集する。

令和3年2月5日

秩父広域市町村圏組合
管理者 久喜邦康

1. 期 日 令和3年2月12日（金）午前10時
2. 場 所 秩父市役所本庁舎4階議場

令和3年2月12日

秩父広域市町村圏組合議会定例会

秩父広域市町村圏組合議会定例会議事日程

(第1日)

令和3年2月12日午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 委員長報告
- 第 5 管理者提出議案の報告
- 第 6 一般質問
- 第 7 議案第1号 秩父広域市町村圏組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第2号 令和2年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3回）
- 第 9 議案第3号 令和2年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第3回）

(開会 午前10時00分)

出席議員 (15名)

1番	上林富夫	議員	2番	山中進	議員
3番	黒澤秀之	議員	4番	赤岩秀文	議員
5番	木村隆彦	議員	6番	本橋貢	議員
7番	小櫃市郎	議員	8番	浅海忠	議員
9番	黒澤克久	議員	10番	関根修	議員
11番	林豊	議員	12番	四方田実	議員
13番	新井利朗	議員	15番	高橋耕也	議員
16番	出浦正夫	議員			

欠席議員 (1名)

14番 染野光谷 議員

説明のための出席者

久喜邦康	管理者
富田能成	副管理者
石木戸道也	理事
大澤夕キ江	理事
森真太郎	理事
引間正人	監査委員
富田豊彦	事務局 局長
北堀芳明	会計 管理者
町田進	消防 局長
柴岡康夫	水道 局長
柳井戸直樹	事務局次長兼管理課長
野澤好博	専門員兼業務課長兼 秩父クリン所長 セクタリー
小茂田浩	消防本部次長兼 危機防災管理監 消防署 兼長
黒沢敬三	専門員兼総務課長
千島史久	専門員兼警防課長

中	村		智	水	道	局	次	長	兼
				吉	田	事	務	所	長
古	屋	敷	光	芳	水	道	局	次	長
					経	営	企	画	課
新	井	伴	明	水	道	局	技	監	兼
									浄
濱	田	雅	之	契	約	検	査	課	長
関	河		緑	福	祉	保	健	課	長
									兼
原	島		健	秩	父	環	境	衛	生
				七	ン	夕	一	所	長
新	井		守	予	防	課			長
山	中	寛	美	指	令	課			長
田	卷	政	利	工	務	課			長
千	島		武	大	滝	・	荒	川	事
									務
町	田	一	生	横	瀬	事	務	所	長
井	上	昌	行	皆	野	・	長	瀬	事
									務
高	橋		豊	小	鹿	野	事	務	所
									長

職務のため出席した事務職員

千	嶋		浩	書		記		長
横	田	真	一	書				記

午前10時00分 開会

○開会・開議

議長（四方田 実議員） ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第1回秩父広域市町村圏組合議会2月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○議事日程について

議長（四方田 実議員） 議事日程は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○会議録署名議員の指名

議長（四方田 実議員） まず、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において指名をいたします。

5番 木村隆彦 議員

6番 本橋 貢 議員

7番 小櫃市郎 議員

以上3名の方をお願いいたします。

○会期の決定

議長（四方田 実議員） 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から2月16日までの5日間とし、その日程はお手元に配付した日程（案）といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は5日間と決定いたしました。

○諸報告

議長（四方田 実議員） 次に、諸報告を行います。

監査委員から例月出納検査の結果報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

この際、監査委員に説明を求めます。

引間監査委員。

（引間正人監査委員登壇）

引間正人監査委員 おはようございます。監査委員の引間でございます。地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき実施いたしました例月出納検査の結果について、ご説明申し上げます。

お手元に配付されております報告書は、昨年10月から12月までのそれぞれの月末現在における一般会計及び歳入歳出外現金並びに水道事業会計について検査を実施したものでございます。これらについて検査しましたところ、現金出納簿の各月末残高は、いずれも検査資料と符合し正確に処理されておりました。また、各会計の現金につきましては、定期預金及び普通預金により保管されており、通帳、証書等の管理も適切に行われているものと認めました。

なお、昨年12月末現在の一般会計及び歳入歳出外現金の残高は9億8,039万5,663円、水道事業会計の残高は37億4,964万2,159円であることを確認いたしました。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

議長（四方田 実議員） ありがとうございます。

以上で諸報告を終わります。

○委員長報告

議長（四方田 実議員） 次に、議会閉会中の審査事項として、議会改革調査研究特別委員会に付託されております秩父広域市町村圏組合議会の組織、運営等に関する調査研究についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

8番、浅海忠議員。

（議会改革調査研究特別委員長 浅海 忠議員登壇）

議会改革調査研究特別委員長（浅海 忠議員） おはようございます。議会改革調査研究特別委員長報告を行います。閉会中の継続審査として本委員会に付託されております議会の組織、運営等に関わる調査研究の経過につきまして、ご報告申し上げます。

去る令和2年11月17日定例会において、議会の審議の過程を圏域住民に対して広く開かれたものとするために、秩父市議会議場での議会開催及び2月定例会の複数日開催の必要性について報告したところでございます。その後の全員協議会において、対応については議長に一任することが決定し、議長から管理者に対して申入れをしていただきました。この申入れに対し、後日管理者から回答をいただき、今回の令和3年第1回定例会から秩父市議場において組合議会を開催できること、2月定例会の複数日開催についても対応いただけることとなりました。議会改革調査研究特別委員会として大きな改革の一步を踏み出したものであり、今後も一層の議会改革を進めてまいりたいと考えております。

なお、前回の定例会後に開催した委員会は、12月18日と1月26日の2回で、議場変更に係る調整事項以外に、議会運営委員会設置の必要性、前回から引き続き全員協議会の在り方について、また

録音データの取扱い及び傍聴規則の見直しについて協議をいたしました。

まず、議会運営委員会については、多数の議員で構成されている議会を円滑かつ効果的に運営するために各市町の議会では設置されていることから、組合議会における委員会設置の必要性を協議しました。協議の結果、議会運営に係る定期的な事項については、全員協議会で調整することとし、本会議の中等で突発的に発生する事案への対応としては、秩父広域市町村圏組合議会委員会条例第2条に、総務委員会の所管事項として他の委員会に属さない事項が規定されておりますので、議長から総務委員会に付託し調査及び審査をすることで対応ができることから、当議会においては議会運営委員会を設置しないということで意見が集約されたものであります。

次に、全員協議会の在り方については前回も報告をしておりますが、引き続き協議をした結果、現在議会開会の1週間前に開催している全員協議会においては、執行部から行われる管理者提出議案の概要説明に対する質問は行わず、仮に確認事項がある場合には、議案調査の範囲で執行部と調整をしてもらうことで意見が集約されました。

次に、録音データの取扱いについては、会議の録音データと速記者の資料により書面に起こされ、議員の署名が入った会議録が公式なものであることから、それ以前の段階でデータが独り歩きしては好ましくないこと、また通告してある質問に対する答弁書は請求すれば入手できることや、再質問等の答弁については、議員自ら答弁者に確認を行うことでよいのではないかとということから、提供しないことで意見が集約されました。

なお、秩父市の議場を使用して組合議会を開催する中で、今後ホームページ等で録画放映等を掲載することになった場合には、そのデータの取扱いについて再度協議をすることで意見が集約されました。

次に、秩父広域市町村圏組合議会傍聴規則の見直しについては、事務局より資料提供を受けるとともに、最近の他自治体の改正の状況等について説明をいただきましたが、引き続き調整を行うことといたしました。本委員会は、今後も議会機能強化に関する取組として、秩父広域市町村圏組合議会傍聴規則の見直しや情報公開に関する取組等について、引き続き調査研究を重ねていくことを申し上げまして、委員長報告といたします。

議長（四方田 実議員） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

以上で委員長報告に対する質疑を終結いたします。

ただいま委員長報告にございました、議会運営委員会についてと全員協議会の在り方及び録音テープの取扱いにつきましては、本日会議終了後に全員協議会を開催し調整を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(四方田 実議員) 異議なしと認めます。

それでは、本日の会議終了後に全員協議会を開催し調整を行いますので、ご了承願います。

○管理者提出議案の報告

議長(四方田 実議員) 次に、管理者から議案の提出がありましたので、報告いたします。

議案については、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

○管理者の挨拶

議長(四方田 実議員) この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

管理者。

(久喜邦康管理者登壇)

久喜邦康管理者 秩父広域市町村圏組合議員の皆様、改めましておはようございます。四方田議長様からお許しをいただきましたので、一言管理者としてのご挨拶をさせていただきます。

本日ここに秩父広域市町村圏組合議会2月定例会を招集をいたしましたところ、議員各位におかれましては公私とも大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

現在、いまだ先が見えない深刻な事態となっております新型コロナウイルス感染症でございますが、感染拡大防止のために発出されている緊急事態宣言について、埼玉県を含む10都府県において1か月延長されたところでございます。このような中、秩父地域におきましては、1市4町が一体となって新型コロナウイルスワクチン接種への準備を秩父地域全体で進めるため、秩父郡市医師会との感染拡大防止に向けた取組に関する覚書が締結されました。これは市町の強い結束力の現れであり、広域医療の枠組みを活用した取組として報道等でも取り上げられているところでもございます。

なお、補足で申し上げますと、先日はフジテレビで日曜日に朝7時半から9時までという中に収録があり、そして本日、テレビ朝日、報道ステーションで夜9時54分から、その内容が報道されるほか、あとはNHKからも来ておるところでもございます。そういうところで大変注目されているこの取組でございます。地域の力を結集して、この事態を乗り越えるために、県内唯一の医師の市長、また広域組合管理者として全力を尽くしてまいりたいと存じますので、議員の皆様におかれましてはご理解とご協力いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

さて、本年度の組合の主要事業であります消防防災拠点施設整備事業でございますが、3月の竣工に向けて工事も順調に進んでおるところでございます。本施設は、消防防災機関の皆様の教育や訓練の場としてご利用いただくとともに、複雑多様化する事象に対応する消防職員の資質向上を目的とした実践的な施設となっており、秩父地域の防災拠点の中心的施設になるものでございます。

また、水道事業につきましても、昨年11月定例会におきましてお認めいただきました、本年4月1日からの水道料金改定という大きな節目を迎えます。これらの事業ですが、将来の秩父地域住民の安心、安全につながる事業として、皆様方に変なご尽力いただきながら形をつくることができたと思っております。

さて、議会議長様から管理者に対しまして、組合議会の運営に当たり圏域住民に開かれた議会とすべく、秩父市議場を使用すること等の申入れをいただきました。議会におきましては、議会改革のための特別委員会が組織され、より開かれた議会にする取組がなされていることに対しまして、心から敬意を表すものでございます。先ほど浅海委員長のほうから、その委員会報告をいただきましたけれども、大きくすばらしい方向で改革が進んでいるということであり、私もその内容を今拝聴しながら大変心強く思っております。今後もさらなる改革推進に向けて皆様でのご努力いただきますよう、そしてまた我々1市4町の首長といたしましても、それを応援するような形で考えております。どうぞ改革を進めていただくよう、よろしくお願いを申し上げます。

また、そのようなことで本日秩父市議会の議場で組合議会を開催されるということになり、私も秩父市長といたしまして大変うれしく思い、まさに50年を迎えた秩父広域市町村圏組合において、大きな大きな変革であると感じております。50年目の変革、大変すばらしいことだというふうに思います。秩父市の議場は、ご案内のとおり、地元産木材、銘仙を活用したぬくもりのある議場であるとともに、新しい機器類が導入された施設でございます。この議場を組合議会の活発な議論の場としてご活用いただければ、幸いに思います。

それでは、これから執行部でご提案いたします議案の概要説明に入らせていただきます。本定例会にご審議いただきます議案ですが、5件ございます。では、お手元の議案書を御覧いただきながら聞いていただければ幸いです。

議案第1号 秩父広域市町村圏組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、職員の特殊勤務手当の支給について、その業務に従事した実績に応じた支給をするため所要の改正をしたいものでございます。その業務に従事した実績に応じた支給という内容です。

続きまして、議案第2号 令和2年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3回）につきましては、歳入では新型コロナウイルス感染症対策事業に係る市町からの特別負担金の増額や廃棄物処理手数料の増額などの補正を行いながら、歳出では、消防本部庁舎仮眠室・シャワー室改修工事設計業務委託料の計上、その他事業費確定等に伴う減額補正を行いたいものでございます。要するに負担金の増額ということと廃棄物処理手数料の増額の補正ということと、あと消防庁舎の仮眠室・シャワー室工事の設計業務委託料ということの内容でございます。

続きまして、議案第3号 令和2年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第3回）につきましては、経営の適正化を図るため可能な限り収入、支出見込みの見直しを行うとともに、建設改良費の請負差金による不用額の減額等の補正を行いたいものでございます。

議案第4号 令和3年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算でございます。令和3年度は予算総額32億6,102万3,000円、これを計上させていただきました。前年度予算額に対しまして2億4,263万3,000円、率にして6.93%の減額となっております。令和3年度におきましては、主要事業として秩父クリーンセンター蒸気タービン発電設備法定点検整備、消防ポンプ自動車の整備、救急自動車の整備、消防本部庁舎仮眠室・シャワー室改修工事、この4つの事業を主要事業として位置づけているところでございます。また、新たに公共施設整備基金への積立金として1,000万円を計上いたしました。

議案第5号 令和3年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算につきましては、令和3年度予算は収益的収入及び支出の予定額を、収入額として33億1,305万円として、支出額に関しましては29億2,722万円とするとともに、資本的収入及び支出の予定額を、収入額28億4,341万円として、支出額のほうは49億4,576万円とする予算を計上させていただきました。

なお、令和3年度の生活基盤施設耐震化等補助金予定事業につきましては、広域化事業23事業、そして運営基盤事業26事業、繰り返して申し上げますと、令和3年度の生活基盤施設耐震化等補助金の予定ですが、広域化事業のほうでは23事業、運営基盤事業に関しましては26事業を予定しているところでございます。

以上、提出議案の概要を説明いたしました。詳細につきましては、この後、担当の者から順次ご説明申し上げますので、十分ご審議をいただき、ご可決賜りますようお願いする次第でございます。

議員各位におかれましては、市町の3月議会も控えており公務ご多忙の折とは存じますが、健康には十分にご留意いただき、地域の発展のためにご尽力いただきますことをお願いを申し上げます。私、管理者からの挨拶とさせていただきます。どうぞ組合議会よろしく願いいたします。

以上です。

○一般質問

議長（四方田 実議員） これより一般質問を行います。

お手元に配付してございます一般質問通告一覧表に従いまして、順次発言を許します。

発言に入る前に一言申し上げます。質問者においては、その内容を端的に述べられ、質問と答弁を含めて60分以内となっておりますことに、特にご留意をくださいますようお願いいたします。また、これに対する答弁も要点を簡明に述べられるようお願いいたします。

それでは、発言を許します。

7番、小櫃市郎議員。

（7番 小櫃市郎議員登壇）

7番（小櫃市郎議員） おはようございます。7番、秩父市議会選出の小櫃市郎でございます。議長

のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。今議会より秩父市議会の議場で広域議会が開催されます。傍聴へお越しの皆様方、広域議会に関心を寄せていただき、ありがとうございます。私は、もとより秩父広域1市4町が連携し、秩父広域の人々が同じ立場で生活を営めることが何よりと考えている者でございます。そういう観点から秩父地域を総合しての質問とさせていただきます。先ほど市長からのご挨拶にもございましたけれども、1市4町が一体となり医師会と覚書を締結しコロナワクチンを接種する、本当にすばらしい取組、これも2月7日にフジテレビで久喜市長、医師会長さん、また長瀬も多く出てございましたけれども、全国的にも例のない取組をしていただいている。また、本日报道ステーションでも報道される。また、NHKでも取り上げていただく。これも全国放映されるわけでございますので、こういう取組がこの秩父地域を支える礎になっていくものと確信をするところでございます。

それでは、質問に入ります。医療体制の充実、コロナ禍において救急車の出動も例年より少ないとお伺いしております。救急搬送は秩父地域の生命を守る重要な任務であり、救急要請に対し現場でのコロナ対策、これは現場に行つての患者さんとの対応でございますけれども、判断、見分けはどのようになっているのか。また、救急隊員の教育等はどのようになっているか、お伺いするものでございます。

現在、秩父郡市でコロナ陽性者を受け入れていただいている病院従事者の皆様、スタッフの皆様には、本当に日々ご努力していただいていることに心より感謝を申し上げる次第でございます。秩父地域の二次救急業務を担っている秩父市立病院でございますが、秩父市立病院中長期計画にあるように、南館が昭和56年、本館が平成3年に建設され、減価償却上の耐用年数39年に迫っている状況であり、施設の老朽化が進んでいることから、平成30年度に病院基礎調査業務を行い、今後は維持管理を行いつつ施設の改修、新築に向けて進めるとあります。救急搬送受入れは、24時間365日欠かすことのできない施設であるわけでございます。医療体制については、秩父地域にとってまさに重要である。1市4町で広域的将来を見据え考えて、早急に議論をお願いをしたいところであります。今まさに秩父地域も久喜市長を中心に1市4町が連携をし、広域事業はもとよりワクチン接種でもすばらしい成果を上げたところでありますので、将来に向けての医療体制、病院も含めてでございますけれども、ご所見をお伺いするものでございます。

コロナワクチンの接種体制、先ほど1市4町、医師会連携をし協定を結んだということでございます。昨日もメディアでは、東京オリンピック・パラリンピック大会の組織委員会のニュースもテレビでは大々的に報じられている中、コロナ関連ニュースと2つがニュースを持ち切りをしているところでございます。間近に迫っているコロナワクチン接種についてお伺いをいたします。

接種については、要は高齢者とか段階的な接種の日程等が分かれますれば、お伺いをします。

また、接種場所についてお伺いをします。

また、接種方法、これは地域住民に何らかの、要は言うなれば選挙権みたいなもので持っていく、

そうすると本人確認ができ接種できるのか。

また、住民への周知方法等をお伺いをいたします。これも多くの方がワクチン接種を待ち望んでいるわけですので、お伺いをいたします。

通告はしてございませんけれども、会議規則第58条第2項の規定の通告はございませんけれども、関連をいたしまして、緊急事態宣言が3月7日まで延長され、飲食店などに協力奨励金が支給されるわけでございます。事業者にとっては経営を維持していく上で奨励金は助かるわけでございます。その反面、しかしながら不要不急の外出も制限されている中でございます。奨励金の支給から外れている食堂、またレストラン、喫茶店等々、ほとんど客が入らない状況であります。経営が逼迫しているようであります。何らかの支援策を国、県等にお願いをしていただけないか、お伺いをするものでございます。

壇上からの質問は以上でございます。

議長（四方田 実議員） 7番、小櫃市郎議員の質問に対する答弁を求めます。

消防長。

（町田 進消防長登壇）

町田 進消防長 おはようございます。7番、小櫃議員の1、医療体制の充実、(1)、病院の在り方、広域的病院についての考え方についてお答えします。

圏域内の二次救急病院の輪番制は、携わる病院の救急業務に対する深いご理解をいただき、効果的に機能しております。この輪番制における秩父市立病院の当番日は近年増加し、救急当番における救急等の収容につきましては、圏域内全ての患者に対応しているところでございます。このような地域的な背景の中ではございますが、現状のコロナ禍という社会的困難な状況を踏まえ、将来的にはちちぶ医療協議会や埼玉県、関係機関が中心となって秩父地域全体の地域医療体制の構築の検討をすることが、大きなテーマの一つとして考えているところでございます。

次に、医療体制の充実(2)、救急搬送におけるコロナ対策の教育についてお答えいたします。令和2年2月4日付、消防庁消防・救急課長、消防庁救急企画室長から発出された新型コロナウイルス感染症に関わる消防機関における対応についての通知を受け、当消防本部においては、令和2年2月26日付により新型コロナウイルス感染症に関わる秩父消防本部の対応についてを作成し、秩父消防本部の感染症対策のマニュアルとし、職員に周知徹底いたしました。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大傾向に合わせて、令和2年12月7日付により新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う今後の救急出動についてを改めて通知し、職員への救急出動における感染症対策の周知を行っております。実際の救急出動の対応といたしましては、新型コロナウイルス感染症陽性患者の中には無症状感染者も散見され、それらの患者に対応するため平時の救急出動においても、出場救急隊に新型コロナウイルス感染症に対応できる装備を装着させ対応し、救急事案の通報時点で陽性確定例や疑い例があると判明した場合には、装備を強化し対応しております。

関係機関との連携としては、感染症患者に関する対応は、県の機関である保健所の業務である現状から、保健所と連絡、連携を密に対応するとともに、救急車等の感染防止管理や救急隊員の感染症防止に伴う管理について、保健所の指導、助言をいただきながらコロナ対策を実施しているところでございます。

2のコロナワクチン接種体制のご質問ですが、本事業につきましては、現在秩父地域の1市4町と医師会が連携して接種に向けて準備を進めていると伺っております。秩父市の保健センターの話としては、まず2月中旬に国立病院や大規模な医療機関などの医療従事者に接種が行われ、2月下旬からはその他の医療従事者の接種が行われるとのこと。その他の医療従事者には、消防本部の救急隊員及び救急隊員と連携して出動する警防要員も含まれ、2月下旬から始まる接種では、これは職員の接種も見込まれます。その後は4月から高齢者へ接種が開始され、順次優先順位に沿った住民の接種が見込まれます。

接種場所にあっては、集団接種と個別接種とがあり、集団接種は1市4町がそれぞれ1か所設置し、個別接種の医療機関は現在調整中とのこと。なお、医療従事者に該当する消防隊員は、個別接種により接種を行う予定と存じております。

今後のワクチン接種に関する住民の皆様の周知方法につきましては、通知文や市町村のホームページにより広報するというごこととお伺いしております。

なお、この後、管理者より議員のご質問に答弁をさせていただきます。よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 先ほど消防長のほうで答弁した内容に関連して、私のほうの考えをお話をさせていただきます。

まず、広域化ということですが、ご案内のとおり秩父市立病院の老朽化、これは毎年毎年目立ってきているというところで、また今回のこのコロナ感染ということが、市立病院の今の機能に対して、十分にその役目を果たしていないというのも正直なところでもございます。新たな区分けを行いながら、そしてその下で今感染症患者4人の入院を行っているというところでもございます。1つ例を挙げれば、例えば感染者が来た場合に、外側のテント、そこで至急診察するわけですけれども、その後、CTが必要な場合には、外を通るといってもそうですけれども、場合によっては入院した場合には、中から行って入院病棟から、そしてまた中を通してCT室に行かなければいけないとか、要するに動線でクロスするようなどころも見られていて、今の状況ですと今後感染者を受け入れていった場合に、院内感染の可能性が、危険性があるというところも心配されます。

そして、もう一つの流れといたしましては、今国のほうでは病院の再編計画があり、そこにもい

ろいろ予算化等々の内容を厚生労働省のほうからも話が来ております。と申しますのは、私が厚生労働省の社会保障審議会審議委員という立場で、その会議に月1回参加しておりますが、その再編に関しましては、厚生労働省のほうも積極的に進めていくという考え方であり、私はそれに対しましては、地域医療が今のコロナの時代で、その病院自体を存続していかなければいけないという、その必要性を迫られているということを申し上げ、この再編に関しましては、厚生労働省のほうでストップをかけるようにということは公式の場で述べております。そういうことを考えたときに、今後小鹿野町立病院との再編とか皆野病院の存続の在り方とか秩父病院の救急との対応等々、課題も多いという流れの中で、私はこの地域を見たときに、市立病院の老朽化と併せまして、やはり新築をしていかなければいけないという考え方を持っております。今の場所が適切かどうかという議論もありますが、場合によっては新しいところで病院の新築をしていかなければいけないと。そこでは保健センターの機能がそこに入れられるかどうかという、その辺のところの議論も始めているところでもございます。いずれにしましても、町立小鹿野中央病院との連携を強固にしながら、そして私はできれば機能分化をしながら、小鹿野中央病院も残しながら、そしてそういう下で新しい市立病院の在り方を考えていくべきだなというふうに思います。万一新型感染症が、新たな感染症が出た場合でも、その病院を分離して感染症病棟にすることも可能ですし、ということでむやみやたらに再編を進めるべきものではないということは、改めて今回のコロナ感染症を機会にそう感じたところでもございます。これは4月以降、新たなステージということが始まった場合には、私の下で始まった場合にはこれを着実に進めていき、次の4年の間にその基本的な病院の形を、広域化ということ大きな柱として、その病院の在り方を、公立病院の在り方を進めていきたいというのが、次の4年のステージということが、私の大きな目標でございます。

そして、ワクチンのほうですが、今、小櫃議員からご案内のとおり大変注目されています。今話題になっているのは、ワクチンを1バイアル6人でいくのか、5人でいくのかという、そのようなところが議論されていると。実際に私もこの話を聞いたときに、インフルエンザワクチンを3,000人から4,000人ぐらい今まで打ってきた中で、やっぱり注射器の針との間に少し空間ができます。いわゆるデッドスペースみたいなところができます。要するにあれの議論なわけです。あのデッドスペースをなくす新しい注射器がそこでできれば、6人になるだろうということなのですけども、要は一滴も無駄にはしないという考え方であって、1人分に関しましては確実に一人でも多くの方を打っていくという基本的な考え方であり、私もそれに関しましては同感、賛同するものでございます。要は一滴も無駄にはしないという、これは皆様方も共有されているところだと思いますが、その概念、考え方に従って、秩父地域でも一滴も無駄にはしないということの中で、であれば小鹿野町の人でも、また長瀨町の人でも、そこで秩父市内でも受けられると。また、市内の人が町のほうでも受けられるという、そういうことができるわけです。ですから、こういうふうな一滴も無駄にはしないということ、一滴でも使ってワクチン接種を一人でも多く広めていくという、そういうこと

の流れの中で今回の1市4町全体で行うというところで進めてきた内容です。これはいろいろテレビ等、新聞等々でもお話しした内容なのですが、実際はやっぱりそこが基本になろうかというふうに思います。そういうところで、消防のほうも1人のエッセンシャルワーカーとして早期に打てるような方向で進めていくというところであり、確実に接種を進めるというところで、そしてその下で今後多くのコロナ患者に対する感染拡大を防止するという、その最前線に立って頑張ってもらいたいということで、これは計画どおり進めてまいります。

それから、あと奨励金の話もいただきました。確かにそれは私も気にしています。今回そういうことで、これ市のほうですけれども、時短に協力していただいた商店以外でも、例えば車の代行とか、あとは飲食店に食材を出しているところにも、市としての補助を行ったところでもございますが、今後県のほうにも、今日議員からお話をいただきましたので、県への要請等々は、知事のほうには直接要請をしていきたいというふうにも思います。

1つ参考になることとして、やはり秩父地域の消費を上げるということが、大きな意味があるのはご案内のとおりです。そこでペイペイの話を1つさせていただきます。秩父市のほうは1月で終わり、小鹿野町に関しましては2月いっぱいまで行うというところであり、そういうところの流れの中で、今後秩父市のほうでもペイペイの継続をしていただきたいという話は結構来ております。実際にどのぐらいペイペイの効果があつたかというのを調べてみますと、各町と市とそれぞれの数字が出ているのですが、ここでは全体の話だけさせていただきます。ボーナスポイント付与ですね、これが秩父地域全体で2億1,086万881円がボーナスポイント、2億1,000万円ぐらいがボーナスポイントとして付与されています。この経済効果ですが、秩父地域で10億5,000万円以上の経済効果があると。ということは、かなり皆さん方がいろいろペイペイを使って地域の発展に役立っているということとともに、そしてまた電子決済が今回を契機に進んでくるということで、この感染症の時代の中でお金を、コイン、札を使わないで、いわゆる電子決済が進むという一つの大きな推進役にペイペイがなったのではないかなというふうに思っております。いずれにしましても、市のほうもこれを新たな方法として進める方向で今考えております。これは市としての考え方ですが、また町のほうでもそれぞれお考えになられていると思うので、それはそれとして町議会のほうでまた聞いていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 7番、小櫃市郎議員。

7番（小櫃市郎議員） 各般にわたり前向きなご答弁をいただき、ありがとうございます。

また、公立病院につきましては、秩父地域の医療を守っていく、地域住民を守る、本当に重要な、これはずっといつまでも重要なことでございますけれども、これについてはこの4年間のうちに土台づくりをし、これはすぐすぐ、決めたからってすぐできるものではございませんので、協議を重ねる中で前向きに取り組んでいただければと思うところでございます。

また、これも要は火葬場でも動線の問題等々がテレビで出たり、いろいろしているわけでございますので、やっぱり感染症の動線と申しますか、一般患者と同じ通路を通らないで行けるような画期的な施設ができれば、秩父地域にできればありがたいなと誰もが思うところでございますので、前向きにこれも1市4町が広域的に連携をしながら進めていただければなと思うところでございます。

また、ワクチンの接種でございますけれども、これも市民みんなが受けられ、平穏な生活が一日でも早く戻ることを願うばかりでございます。

また、消防の搬送、救急搬送等におきましては、陽性者に接することも想定されるわけでございますので、安全と申しますか、感染には十分注意をされながら任務に当たっていただければと思います。

私の質問は以上で終わります。ありがとうございました。

議長（四方田 実議員） 7番、小櫃市郎議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

議長（四方田 実議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、黒澤秀之議員。

（3番 黒澤秀之議員登壇）

3番（黒澤秀之議員） おはようございます。傍聴者の皆さん、大変寒い中、そしてコロナ禍のさなか、広域議場お越しいただきまして誠にありがとうございます。改めまして、3番、秩父市議会、黒澤秀之でございます。本日も秩父圏域に住む皆さんが、住んでいてよかったと思える秩父地域をつくるために一般質問頑張ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

管理者、それから先ほど議会改革調査研究特別委員会委員長報告もありましたけれども、今回から議場を秩父市議会のこの議場に移しまして広域の議会が開かれるわけですがけれども、私もその議会改革のメンバーでありまして、非常にここに移ったことに対しまして、議会改革が進んで形になって現れてきたのかなというふうに思っております。議会改革自身はまだまだこれから広域のほうも進めてまいるわけなのですけれども、場所が変わって形が変われば気持ちもしっかり変わってきますので、しっかりと広域の議会の議論を深めていきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問に入りたいと思います。今回も議長のお許しを得まして、

一般質問補足資料を皆さんにお配りをしております。毎回B4判で作って字が小さくてクレームが多かったので、今回はA3判を折らせていただきましたが、A3にしたらいっぱい載るのではないかということで、さらに字が小さくなってしまったということで、分からない、見づらい方は、おうちに帰っていただいてルーペを使っていただければというふうに思います。

それでは、今回の一般質問ですけれども、秩父広域市町村圏組合における水道事業の入札について及び秩父消防本部におけるNET119緊急通報システムの導入についての2つ、お伺いをさせていただきます。

まず、大きな1点目の水道事業の入札についてお伺いをいたします。ここ数年の水道事業につきましては、平成27年3月、秩父地域水道事業広域化基本構想及び計画期間が平成29年度から令和8年度における秩父広域市町村圏組合水道事業経営戦略に基づきまして、断続的に多額の建設改良費を投下している状況であることはご存じのこととと思います。開いていただきまして、右の上にグラフを載せております。下が年度で計画と、それに対して実際に投入している税をグラフとして載せさせていただきます。この多額の建設改良費の投下につきましては、広域化する以前から秩父地域のそれぞれの水道事業が抱える課題を克服するための手段であり、将来秩父圏域における人口減少や節水型社会への移行に伴う料金収入の減少、老朽浄水場等の施設や管路の更新、大規模災害時等に備えた耐震化、応急給水及び応急復旧対策等の財源確保の必要性が高まる中、圏域住民に対して安心して安定的に安価で良質な水を提供し続けるために行う施策であります。また、将来的には、県内水道への一本化を実現するための施策であることは言うまでもありません。今回の一般質問につきましては、秩父圏域内においても多額の公共事業となっている秩父広域市町村圏組合水道事業の入札状況について確認をさせていただきます。

まず、(1)として、入札方法、落札率の状況についてお伺いをいたします。2020年4月1日、昨年4月1日に秩父広域市町村圏組合ホームページに掲載されました建設工事における一般競争入札制度の変更についてのお知らせには、令和2年度秩父広域市町村圏組合入札契約制度について、新たに令和2年度から一般競争入札に変動型最低制限価格の設定を試行しますと記載がされております。質問としては、この変動型最低制限価格の設定がどのようなもので、導入するに至った経緯、令和2年度から試行ということもあり、来年度以降、今後についてはどのように考えているか、お伺いをするものであります。

次に、(2)、新・担い手3法への対応について伺います。昨今建設業につきましては、東日本大震災に関わる復興事業や防災・減災、老朽化対策、耐震化、インフラの維持管理などの担い手として、その果たすべき役割はますます増大しております。一方で建設投資の急激な減少や競争の激化により、建設業の経営を取り巻く環境が悪化し、ダンピング受注等による建設企業の疲弊や下請企業へのしわ寄せを招き、結果として現場の技能労働者の高齢化や若年入職者の減少といった構造的な問題が生じている状況であります。資料におきましては、先ほどのグラフの下ですね、建設業を

取り巻く現状ということで載せさせていただいております。こうした問題を看過すれば、中長期的には建設工事の担い手が不足することが懸念されると同時に、秩父地域で見ると圏域全体の建設、土木事業者が減少することにより、除雪作業の遅延による日常生活の大きな支障を招きかねない状況も考えられます。また、今後発生する維持管理、更新に関わる工事の増加も予想され、これらの工事の適正な施工の確保を徹底する必要も高まってきているわけでありです。これらの課題に対応し、現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工及び品質の確保と、その担い手の確保を目的として、国は平成26年に担い手3法として法律改正を実施いたしました。また、令和元年には建設業を取り巻く新たな課題に対応し、担い手3法の運用における5年間の成果をさらに充実するため、新・担い手3法の改正を行い、既に施行されている状況であります。私の資料でいくと右上になります、新・担い手3法ということで載せております。この新・担い手3法の内容をみますと、建設業を取り巻く環境の変化に対応した法改正ではありますが、公共事業の品質確保の促進に関する法律、公共事業の入札及び契約の適正化の促進に関する法律では、発注者の責務についても取組がうたわれております。令和7年まで積極的に建設改良を行う秩父広域市町村圏組合水道事業についても、大いに関連性のある法改正であることは言うまでもありません。そこでこの新・担い手3法における公共事業の発注者である秩父広域市町村圏組合の取組について伺うものであります。

次に、(3)、施工時期の平準化に向けた取組について伺います。公共工事の品質確保の促進に関する法律第3条、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第17条において、それぞれ発注者の責務について、施工時期の平準化に向けた取組が規定されております。また、法律に基づき国土交通省と総務省において、施工時期の平準化について各自治体に対して要請がなされていると同時に、取組状況について報告を求め、令和2年、昨年4月より省庁のホームページにおいて全国の自治体の平準化率データについては公表がなされております。秩父広域市町村圏組合水道事業については公表がなされていないわけなのですが、質問としては、水道事業としてこの平準化率について現状どのようになっているか、今後どのような取組を行っていくのか、伺うものであります。これは単年度予算ですから、予算を組んでから工事の設計、発注という形になりますので、どうしても年度末のほうに公共工事が集中するということをもうちょっと平準化しなさいよというふうに国がうたっているもので、取組、これを発注者の責務として挙げられているというものであります。それについて、水道事業についてはどういうふうにか、お伺いするものであります。

次に、大きな項目2の秩父消防本部におけるNET119緊急通報システムについて伺います。資料といたしましては、裏面、最終ページに載せさせていただいております。昨年12月18日、秩父消防本部よりNET119緊急通報システムの運用を本年3月1日から開始する旨、広域組合のホームページに掲載がなされました。このNET119緊急通報システムについては、音声による119通報が困難な聴覚、言語機能障害者が円滑に消防へ通報を行えるようにするシステムで、スマートフォンなどから通報用ウェブサイトアクセスして、消防本部は消防隊や救急隊をどこに出動させるべき

かを判断するために必要な救急、火事の別と通報者の位置情報を入力すれば、即座に消防本部に通報につながり、その後にテキストチャットで詳細を確認する仕組みとなっております。総務省消防庁のホームページによれば、令和2年6月1日、昨年の6月1日ですね、現在の全国消防本部におけるNET119緊急通報システムの導入状況は、726本部中307本部、42.2%、今年度末までには558、76.9%の消防本部が導入を完了するという掲載がなされております。

そこで、以下に4点の質問をさせていただきます。まず初めに、(1)、聴覚や発話の障害等により音声通話報が困難な方からの緊急通報について伺います。過去、秩父消防本部管内における聴覚や発話の障害等により音声通話が困難な方からの緊急通報について、どのように対応を行ってきたのか、お伺いをいたします。

次に、(2)、聴覚や発話の障害者数の状況について伺います。現状、秩父消防本部管内における聴覚や発話の障害者数の状況はどのようになっているのかについてお伺いさせていただきます。

次に、(3)、このほど秩父消防本部において導入するNET119緊急通報システムについての具体的な仕様、内容についてお伺いをさせていただきます。

次に、最後、(4)ですけれども、住民への広報と今後のスケジュール及び取組について伺います。本NET119緊急通報システム導入については、秩父広域市町村圏組合ホームページ及び各市町における広報紙等を使い、住民への導入案内を行っていたということは承知をしているのですが、管内における聴覚や発話の障害がある方に対する個別の案内、導入に向けた勧誘等はどのように行ったのか。また、今後のスケジュール及び取組について、どのようになっているのかをお伺いをさせていただきます。

以上、壇上におきましては、秩父広域市町村圏組合水道局の水道事業入札について及びNET119緊急通報システムの導入について、2項目を質問させていただきました。追加の質問は、自席にてお伺いさせていただきます。ご答弁のほど、よろしくお願いをいたします。

議長（四方田 実議員） 3番、黒澤秀之議員の質問に対する答弁を求めます。

事務局長。

(富田豊彦事務局長登壇)

富田豊彦事務局長 3番、黒澤秀之議員の1、水道事業の入札についてのご質問のうち(1)、入札方法、落札率の状況、それと(2)、新・担い手3法への対応につきましては、事務局の契約検査課が所管する事務と関係しますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

初めに、(1)、入札方法、落札率の状況に関するご質問の変動型最低制限価格制度の導入の経緯でございますが、設計金額から最低制限価格を類推しにくくすることにより、公明、公正な入札制度の信頼性をさらに高めるとともに、官製談合の可能性を排除する目的並びに低廉な価格による受注を防止し、公共工事の品質を確保することを目的に、今年度より試行的に導入したものでございます。

次に、変動型最低制限価格の設定の方法でございますが、まず予定価格の算出の基礎となった設計書に基づきまして、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費にそれぞれの算定率を乗じまして最低制限基準価格を算定いたします。この基準価格にランダム係数を乗じて最低制限価格を設定するものでございます。このランダム係数は、電子入札の入札書提出時に自動的に決定されるくじ番号を利用し算出し、一番早く入札した者と一番遅く入札した者のくじ番号の和の、合計ですね、下3桁より0.9991から1.0000、この範囲で0.0001刻みの10通りの数値を利用するというものでございます。本制度試行の検証をいたしましたところ、最低制限価格基準額より低額で入札した業者が、ランダム係数により最低制限価格が低下したことにより落札した案件、これが水道事業の制度対象案件36件に対しまして6件で、変動型最低制限価格制度による影響は少ないと判断しております。制度導入1年目ということもございますので、令和3年度についても引き続き試行ということで予定をさせていただいております。

なお、導入目的の最低制限価格の予測困難性を高める低廉な価格による受注防止による公共工事の品質確保という観点を考慮し、ランダム係数の設定をプラス、あるいはプラス・マイナスの一定範囲に設定するという事も考えられますので、入札制度の適正化を図るため、これらの検討も重ねてまいりたいと存じます。

次に、(2)の新・担い手3法における発注者である組合の対応についてでございます。平成26年の担い手3法の施行以降、予定価格の適正な設定、歩切りの断絶、ダンピング対策等、組合におきましても適正に対応してまいりました。今回の新・担い手3法の改正は、働き方改革の促進、建設現場の生産性の向上、災害時の緊急対応の強化と持続可能な環境の確保がポイントであるというふうに考えております。まず、長時間労働の是正に向けた働き方改革の促進のうち、工期の適正化及び施工時期の平準化につきましては、入札及び契約を所管する契約検査課より、事業課所へ適正な工期設定をはじめ施工時期の平準化を図るようという趣旨の周知をしており、監督員が適正に対応するとともに、天候不順などのやむを得ない事情で工事に遅延が起きる場合には、現場代理人等と調整し、工期延長など柔軟に対応してございます。

また、現場の処遇改善策として社会保険加入の要件化、これがございまして、こちらにつきましては、埼玉県建設工事資格審査申請時の要件化と、令和2年10月からは建設業の許可及び更新の要件化となりましたので、組合としても対応済みでございます。

さらには、生活や社会の安全確保に欠かせない役割を担っている建設業界の人手不足の対応といたしまして、限られる人材を有効に活用するため、建設現場における配置技術者の規制が合理化されましたので、元請の監理技術者に関して職務に係る基礎的な知識及び能力を有する補佐する者が現場に配置されていれば、複数の現場での監理技術者の兼任が可能となりました。このことに関しましても、法の施行日である令和2年10月1日より工事請負契約約款の一部改正により、組合としても対応しているところでございます。

なお、工期に関して、工事検査の際に受注者に対し確認をしております。受注者からは、工事を施工する際にはおおむね適正な工期であったというふうな回答をいただいております。また、年度当初公表しております建設工事の発注見通しにつきましても、建設業者もこの発注見通しを基に配置技術者等の計画等を立てて受注確保の足がかりとしていると思われまますので、慎重に工期設定と発注計画を作成されるよう周知をしております。

なお、(3)の施工時期の平準化に向けた取組に関するご質問にも関連いたしますけれども、年度当初の事業執行につきましては、4月上旬に入札手続を、早くて5月上旬の契約というような状況でございます。このことから年度をまたぐような工事だけでなく、工期が12月未満の工事につきましても、工事の施工時期の平準化を目的として債務負担行為の活用や4月当初より施工する必要がある場合などにはゼロ債務負担行為、これらの活用などによって、財政当局、水道局とも調整を図って、新・担い手3法の規定に沿った形で適正に進めてまいりたいと存じます。

私からは以上でございます。

議長（四方田 実議員） 水道局長。

（柴岡康夫水道局長登壇）

柴岡康夫水道局長 続きまして、大きい項目の1の(3)、施工時期の平準化に向けた取組についてお答えさせていただきます。

まず、秩父広域市町村圏組合の平準化率でございますが、令和元年度につきましては、4月から6月に実施した工事件数、月平均2.67件、年間通しての工事件数は月平均で3.42件でございますので、平準化率、2.67件割ることの3.42件で0.78となっております。

なお、工事件数や工事発注の諸条件が異なるので一概には比較ができませんが、令和2年度につきましては1.2程度、水道局単体では1.3程度になる見込みでございます。

次に、施工時期の平準化に向けた取組についてでございますが、工事の早期発注に努めているほか、規模の大きな工事を中心に継続費を設定いたしまして、年度をまたいだ工期設定により工事を発注しているところでございます。また、工期設定に当たりましては、余裕を持った工期となるよう注意いたしまして、諸事情により工期内での工事完成が難しくなった場合でも適切に工期延長の手続を行っておるところでございます。

施工時期の平準化でございますが、同時に設計積算や契約事務の平準化にもつながる場合がございます。今後につきましては、大規模工事だけでなく、一部の小規模工事や12か月未満の単年度工事へも継続費や債務負担行為の設定を拡大してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 消防長。

（町田 進消防長登壇）

町田 進消防長 私からは、3番、黒澤議員の大きな2番、NE T119緊急通報システムについて、

(1)、聴覚や発話障害等により音声通話が困難な方からの緊急通報のご質問から順次お答えいたします。

(1)、聴覚や発話障害等により音声通話が困難な方からの緊急通報につきましては、聴覚や発話障害等により音声通話が困難な方からの119番通報に対応するため、平成13年4月1日からファクス119を、平成30年8月1日からメール119を運用しております。

(2)、聴覚や発話障害者数の状況でございますが、NE T119緊急通報システムの導入に伴い、構成市町に聴覚、言語障害者手帳所持者数に関して調査依頼し、圏域内の利用者見込みの方が301名と把握しております。

(3)、NE T119緊急通報システムの仕様、内容につきましては、本事業のシステム導入選定に関しては、埼玉県内の近隣消防本部におけるNE T119緊急通報システムの導入状況等を考慮し、導入社制システムを選定させていただきました。NE T119緊急通報システムの利用は、消防本部に利用申請後、利用者が利用の携帯端末によりインターネット回線を介してNE T119緊急通報システムに接続し、119番通報するものでございます。

なお、NE T119緊急通報システムの利用者につきましては、秩父消防本部申請の利用者及び他の消防本部に申請をした利用者においても、圏域内でのNE T119緊急通報システムによる119番通報が可能となります。

(4)、住民への広報と今後のスケジュール、取組についてでございますが、住民への周知につきましては、構成市町広報紙、広域広報紙1月号に記事の掲載や組合ホームページに掲載しております。また、構成市町の福祉担当者に、聴覚、言語障害をお持ちの方の集まり等がある場合には、広く広報をご依頼いたしました。

整備に向けての経緯につきましては、昨年末に圏域内の聴覚、言語障害による障害者手帳所持者の皆様の301名の全ての方に個別に構成市町を通してNE T119緊急通報システムの利用案内等を発送させていただきました。今後は手話通話、要約筆記を準備し、事前登録説明会を計画し、令和3年3月1日から運用開始となります。NE T119緊急通報システムの普及につきましては、引き続き構成市町、さらには関係団体の皆様にご協力をいただきながら努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） 3番、黒澤です。ありがとうございました。

それでは、2のほうから追加の質問をさせていただこうと思います。まず、(1)のところですが、聴覚や発話の障害等により音声通報が困難な方からの緊急通報どうでありましたかということで、ファクス119とメール119を運用していましたがということなのですが、実際にその運用している間に、このファクス119、メール119の通報があったかどうかについてお伺いさせてい

ただきます。

議長（四方田 実議員） 指令課長。

山中寛美指令課長 ただいまのご質問でございますが、NE T119、ファクス119による通報実績はございませんでした。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） ありがとうございます。導入をしてから聴覚や発話に障害がある方から緊急通報はなかったということですから、幸いにも緊急通報する必要がなかったのか、はたまた周りについている方が代わりに通報したのかということが考えられますけれども、一応なかったということですね。

それでは、次の質問ですけれども、緊急通報するにはスマホと携帯が必要なのですけれども、それがなかった場合はどのように考えますか。耳が聞こえづらい、いわゆる通報するのに発話がしにくいという方が、今回通報できるシステム導入するわけなのですからけれども、それらをそもそも持っていない方の場合はどのように消防本部としてはお考えでしょうか。

議長（四方田 実議員） 指令課長。

山中寛美指令課長 ただいまの件についてお答えいたします。携帯、スマホを所有していない障害者からの緊急通報についてお答えします。

携帯、スマホを所有していない方からの通報につきましては、ファクスをお持ちの方は既存のファクス119、パソコンをお持ちでインターネットを利用できる方に関してはメール119が選択肢としてございます。それ以外の緊急通報手段につきましては、皆様の生活環境等によりご検討していただくことと存じ上げます。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） 分かりました。今までなかったということもあるので、これで問題がなかったかどうかというのはまた違うかもしれませんが、ファクス119、メール119は、このまま使えるということによいということなので、そういうことを使っていただけて通報していただければということであるかと思えます。

(2)の質問に移ります。先ほど認知している対象者の数が301名ということでありましたけれども、これまでなかったということですから、単身でお住まいの方ですね、一番心配なのは。耳が聞こえづらい、発話がしにくい方が単身で住まれているか、周りに住んでいる方がいれば、その方が代わりに緊急通報することは可能だと思うのですけれども、この301人の中で単身で生活している方がどのぐらいいるかの把握というのはされているでしょうか。

議長（四方田 実議員） ちょっと待ってください。質問の仕方なのですからけれども、大きな2の中の

(1) ……

3番(黒澤秀之議員) 了解しました。

議長(四方田 実議員) 今続けてやればいい。3と4をそのまま続けてやらないと。

3番(黒澤秀之議員) 了解しました。

議長(四方田 実議員) そうしてください。よろしくお願いします。

3番(黒澤秀之議員) 大変失礼しました。場所が同じなので、市議会の感覚で質問をしてしまいました。一気にさせていただこうと思います。議長、すみませんでした。一気に質問させていただきます。

それでは、大きな2のところの1、2、3をそれぞれ再質問をさせていただきます。大変失礼しました。市議会の癖が出てしまいました。

それでは、(2)のところですけども、単身のということでお伺いさせていただきます。

それから、(3)のところも質問させていただきます。この119導入に当たりまして、広域の指令センター並びに要員ですね。これまでなかった仕組みですから、それを導入するに当たって設備導入、昨年度、令和2年度に構築委託料ということで236万5,000円かけて、2年度って今年度ですけども、導入するに当たってお金をかけているようです。これ以外にこのシステムを入れるに当たって、どのぐらいの要員とか人が必要なのか、それからお金が必要なのかということがあれば、お伺いさせていただこうと思います。

それから、(3)のところは、先ほども壇上でちょっとお話ししましたけれども、全国では数多くのところがこのNET119緊急通報システムを導入しておりますけれども、地域によってはウェブで登録申請を行っているところもあるのですね。今回の場合は消防本部に事前登録をしてお伺いをして、その方が消防本部の担当者の方とやりながら登録をしていくという形なのですけれども、全国ではウェブで直接これを導入できる地域もあるようですけれども、今回ウェブの導入をしなかった理由というのがあるのか、お伺いさせていただきます。

それから、3のところでもう一点、先ほど聴覚、それから発話の障害がある方ということで障害者手帳云々という話があったのですけれども、それ以外の方、例えば障害者手帳をお持ちではないのだけれども、軽い脳梗塞を患って発話がしにくいですよとか、障害者手帳を持たなくても緊急通報したいという方はいると思うのですね。今のお話ですと、住民に対して301名の方が障害者手帳をお持ちであって、それ以外の方々については、今回のシステムというのは導入ですか、登録ができるのか、できないのかということをお伺いをさせていただければと思います。

それから、(4)のところですね、2のところ全部一気に言いますけれども、実際このシステムの事前登録説明会というのがあるようです。あしたとあさってですね、2月13日と14日です。その申込み、事前登録説明会への申込みが、2月5日まででありました。これは広域のホームページに載ってございましたけれども、そういうことです。現時点で先ほど言った301名の方がどのぐらい、

この事前登録説明会に申請をされているのか、お伺いをさせていただければと思います。

大きな2番の質問のところは以上です。

議長（四方田 実議員） 指令課長。

山中寛美指令課長 黒澤秀之議員のご質問につきまして、2番、単身個人情報の連携についてお答えします。

消防長の答弁にございました301名につきましては、構成市町に伺った手帳所持者の人数であり、氏名、年齢、住所等、個人情報については、消防本部では把握しておりません。また、広域事務局で取り扱う自立支援審査会でも個人情報は把握しておりません。したがって、聴覚、言語機能障害のある方で単身生活している方の人数は不明でございます。

次に、システム導入に際して整備すべきインフラ、要員はあるかについてお答えします。本システムは、高機能消防指令センターから独立したもので、導入によるセンターの仕様変更等はございません。要員の対応につきましては、今後の利用状況を確認しながら運用を検討してまいりたいと存じます。

次に、書類申請のみにした理由についてお答えします。書類申請のみにした理由は、ウェブ登録では登録方法や登録後の利用方法等が分からない方が多いという情報を事前に導入業者より得たため、システムの利用登録は、消防本部への登録行為から利用者が所有する携帯端末の設定、さらには利用者各個人への取扱い説明を含めた一連の流れが申請手続に必要と判断したため、ウェブ登録は見送りとしたしました。

なお、ご指摘のありますコロナ禍における対策を講じた上で実施してまいりたいと存じます。

次に、障害者手帳、もしくは認定されていない方の登録、またはその判断指標についてお答えします。本システムは、聴覚や発話の障害等により音声通話による119番通報が困難な方のためのシステムでございます。当該障害で手帳をお持ちの方のみならず、そのほかの音声による通話が困難な方の登録に対しても、丁寧に判断、対応をしたいと存じます。登録の判断指標につきましては、対面による登録申請時に音声による通話が困難かどうかの判断をさせていただきたいと思っております。

本システムの利用申込み者数と登録説明会以降の取組予定についてお答えします。2月10日現在で28名の方にお申込みをいただきました。登録説明会以降の取組につきましては、登録を希望される方には事前の連絡をいただき随時登録するとともに、今後も各市町の福祉担当課や関係する団体様と連携を図りながら広報等に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） ありがとうございます。

まず、背景とすると、この緊急通報システム、聴覚と発話が困難な方からの通報はそもそもなかったと。全国的な流れとして、そういう方々から緊急通報を受けることができるようなシステムを

導入します。実際に案内をして、登録者数、障害者手帳をお持ちの方は301人、その中で28名の方が事前登録説明会に来るという形で、これ何もなければいいのですけれども、こういうことというのは何かあったときの対応ですから、何かあったときに通報ができないということがないように、そしてこの通報のシステムは、全国どこに行ってもそこの消防署に接続していただけるということですから、秩父管内でもし何かあった場合、それからほかに行っても何かあった場合、通報ができるわけですからぜひ、案内が行き届いていないということはないと思います、全員に送ったということですから。ただ、あまり興味がなかったのかもしれないのですけれども、システムとしては先ほど私がちょっとお話ししたとおり、構築委託料が236万5,000円かけていると思うのですね、まだ決算になっていないからあれですけれども、予算としてはそういう額がかかっておりますので、せっかくの機会ですから、今後も市町を通じて、はたまた広域の情報紙、広報紙を通じて呼びかけをしていただく。それから、障害者手帳をお持ちでない方も、これはオーケーだということのようですから、対面で通話が可能かどうかを確認する中で、駄目であれば登録ができるということですから、障害者手帳をお持ちでない方もこれは可能ということですから、その辺も周知していただくようお願いを申し上げます。2のほうは、これにて終了させていただきます。

1の水道事業の入札についての再質問させていただきます。勘違いしないように一遍に再質問させていただきます。

まず、先ほど言った(1)のところ、入札方法についてはランダム係数を導入するということですが、再質問では入札件数、一般競争入札における入札件数の回数と落札率が今どういうふうになっているのか、お伺いさせていただきます。

それから、(2)のところ、新・担い手3法への取組ということ、この再質問ですが、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律の背景には、全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧、復興のために、災害時の緊急対応の充実強化が急務であるというふうにうたわれているわけです。秩父地域は比較的風水害や地震には強いとされているのですけれども、今年の台風19号などの甚大な被害を被っていると。品確法にうたわれている発注者の責務として、緊急性に応じた随意契約、指名競争入札等、適切な入札、契約方法を選択することや、建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者の連携についてうたわれているわけです。この辺に関して、この新・担い手3法への広域組合の取組についてどうなっているか、お伺いさせていただきます。

(3)のところは、平準化については、私の資料にも実は載せております。右の下ですね、開いて右の下に、ちょっと首長さんが全員おそろいですから、埼玉県と各町、市の平準化率を載せさせていただきました。これは私が載せていますけれども、これは総務省のホームページに載っているものなのですね。秩父市0.58、横瀬町が0.16、皆野町が0.38、長瀬町が0.17、小鹿野町が0.59と。国交省と総務省から平準化何とかしなさいよというふうにお達しが出ているにもかかわらず、こう

いうふうな状況になっております。埼玉県は0.7ですけれども、そういった中で広域の組合は0.78ということですね、いうお話をお聞きしました。冒頭にちょっとお話ししたとおり、国の補助金ももらえる段階において、広域化の事業をがんがんやっていくわけですね。ですから、予算の成立も必要なのですけれども、ある意味その期間かけて、もうやることは決まっているわけですから平準化しやすいわけですね、広域化の場合は。ですから、今0.78という話をお聞きしましたので、少し安堵はしておりますけれども、平準化につきましては今後もいろいろとやっていただきたいということと、せっかくなので市町の平準化率についても載せさせていただきますので、ぜひとも首長の皆さんも各公共事業ですね、ご配慮いただければというふうに思います。

1の再質問については以上です。よろしくをお願いします。

議長（四方田 実議員） 事務局長。

富田豊彦事務局長 それでは、黒澤議員の再質問のうち（1）の落札率のお話がございましたので、こちらについて私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

水道事業におきます一般競争入札の入札件数と落札率ですけれども、水道事業が組合の共同処理事務となりました平成28年度から数字のほうを申し上げさせていただければと思います。建設工事及び建設工事に係る設計調査、測量業務委託も含めた状況となります。平成28年度は、一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の合計件数が78件、このうちの一般競争入札は32件で落札率が89.19%、平成29年度は、合計67件のうち一般競争入札37件で落札率は87.81%、平成30年度は、合計90件のうち一般競争入札57件で落札率は86.19%、令和元年度は合計82件のうち一般競争入札50件で落札率は87.76%、令和2年度は、これにつきましては本年の2月1日現在となっております。合計80件のうち一般競争入札51件で落札率は90.68%という状況でございます。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 水道局長。

柴岡康夫水道局長 黒澤議員の再質問のうち、品確法による発注者の責務として緊急性に応じて適切な入札、契約方法の選択、それと建設業者団体等の災害協定の締結、災害時における発注者の連携についてお答えをいたします。

水道局では、既に緊急性に応じた対応としまして、令和元年の台風19号により被災した別所浄水場西側斜面崩落をはじめとする災害復旧事業におきまして、被災直後に受注が可能と思われる市内建設業者数社に作業依頼を打診しまして、可能と回答いただいた業者と複数の災害復旧事業を随意契約にて執行させていただいております。災害協定につきましては、日本水道協会と締結してございまして、台風19号の被災時には会員団体による応援派遣が実施をされたところでございます。現在災害発生時に現場把握、状況把握のためのドローンによる現場撮影、それと測量等を行っていただくための対策としまして、一般社団法人埼玉県測量設計業協会の秩父地区協会、それと市内建設機械のリース会社とも機械、器具を優先的に貸し出してもらえよう協定の締結準備を進めていると

ころでございます。災害発生時における発注者連携につきましては、高篠、大棚川護岸崩壊現場におきまして、河川管理者の県土整備事務所、市道管理者の秩父市地域整備部と調整、また黒谷、蓑山地区の市道幹線61号線路肩崩落現場でも秩父市の地域整備部と連携をいたしまして、配水管等の災害復旧事業を実施してございます。今後も発注者間の連携による効率的な発注を調整してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） 再々質問になります。分かりました。ありがとうございました。

新・担い手3法の対応ですけれども、災害協定、何かあったときにぱっとできるというのは、建築資材、パワーショベルだったりブルドーザーだったり、そういうことは非常に、山岳地域ですからそういうのがないと困るわけなので、土砂災害含めていろいろ、秩父地域は自然災害は少ないということですが、ぜひ建設業者団体とも連携をしっかりと協定を取っていただいて、何かあったときには手伝っていただく。雪のシーズンであれば除雪の方は必ずお願いしているのかもしれませんが、しっかりとお願いをしていただきたいというふうに思います。こういった水道事業については多額、計画では333億円ぐらいかけて広域化を一気に、国の補助金をもらいながら進めていくということなのですが、最終的には、壇上でもお話ししましたが、浄水事業を県に移譲したい、県営水道の一本化の施策であると思います。秩父地域を除いては県水、浄水機能は県営水道でありますから、そこをぜひ秩父のところも浄水機能を県で受けていただきたい。そのためには広域化する必要があるということで今進んでいるわけですから、その取組ですね、埼玉県への水道事業移譲に関する取組について、管理者として今どのようにお考えか、今後どうするおつもりか、お考えをお伺いします。

議長（四方田 実議員） 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 私への質問ありがとうございます。秩父広域水道のほうから県水道へという内容ですけれども、これはご案内のとおり要望書を提出するというところで動き出しております。そういう中でスタートとしては、平成23年3月に改定されました埼玉県水道ビジョンにおいて、県内水道のあるべき姿として、水源から蛇口まで一元化した県内水道一本化をおおむね半世紀先を目標に実施するとされております。県のほうのこういう考え方も示したと。そういう中でこのたびの水道料金統一を進める中で、秩父地域単独での事業継続は、少子高齢化の問題とか地域的な特性により水道事業の運営が厳しいことが具体的な数字として明らかになったところでもあります。このような状況を鑑みまして、当該ビジョンにある県内水道一本化という県のビジョンを早期に進めることは、秩父地域の水道事業の健全性、継続性を確保するために必要不可欠なことでございます。現在水道局では、県内水道一本化の早期実現に向けて埼玉県知事宛てに要望書を提出する方向で、先日2月

2日に開催いたしました組合理事会で具体的な内容の協議を開始し調整を進めております。新型コロナウイルス感染の影響もありまして、具体的な日程等々はこちらではお伝えできませんが、できるだけ早い時期に埼玉県知事宛てに要望書をお渡しできればと考えております。そういう中でやはり水道料金というのが、給水原価が県営水道では61円78銭のところを秩父広域では80円10銭ということで、それだけ原価が高いということが、結局それが水道料金に跳ね返っているわけですから、地域の人たちも水道料金下げるといふ大きな命題に立って県営水道化を目指していくということは、一致しているところでもございます。実際に県内には54の県営水道があるわけですが、12ブロックに分けて、それを利用していないのは秩父地域だけであるということで、そういうところで広域化からまずスタートしたところでもございます。

ちょっとうれしい話として先ほど水道局長からニュースとしていただいたのは、水道新聞のほうで1月27日付の新聞で、奈良県のほうでは9年間かけて、県と各水道事業体で県営水道に向けての覚書を締結したという内容が報道されたこと。9年間、ここまでかかったというところでもございます。埼玉県でも平成23年に、お話ししましたとおりビジョンを提案しておりますので、それに準じた形で今度その要望書を出すというところでもございます。いずれにしても県営水道ということが最終目的でございますし、できればそこに秩父地域の水を県営水道のほうで使ってもらおうという方向性も今考えております。いろいろ温度差があつて難しい問題ではございます。大体1年、来年、再来年というわけではなくて十何年かかる。奈良でさえ10年近くかかっているわけですから、10年とか20年という長いスパンで考えていかなければいけない大きな問題だというふうに思いますが、いずれにしてもチャレンジしていく気持ちは忘れておりませんし、それが1市4町の首長の共通した意見、考え方でもございます。いずれにしても、よろしく願いいたします。

議長（四方田 実議員） 3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） ありがとうございます。ぜひこれは長い期間かかるということですから、首長の皆さんのまとまりを強めていただいて、それにはメンツは替えないほうがいいのかもしれないのですが、しっかりと次の年、次の年に向かって、この県営水道化についてはご尽力いただければというふうに思います。よろしく願います。

最後に、これは質問ではないのです。意見というか少ししゃべらせていただこうかと思ひまして、令和2年度、実際に今回、今日は令和3年第1回の定例会ですけれども、2年度で退職される皆さん、この中にいるかと思ひます。本来であればコロナでなければ慰労する形もあったのかもしれませんが、この場をお借りいたしまして、今年度で退職される職員の皆さん、大変お疲れさまでした、ご苦労さまでありました。また、いろんな場面でお会いする機会もあると思ひますし、ご尽力いただくこともあるかと思ひますけれども、今後ともぜひ広域組合の発展のためにご協力いただければというふうに思ひます。よろしく願います。

私の一般質問はこれで終了いたしたいと思ひます。ありがとうございます。

議長（四方田 実議員） 3番、黒澤秀之議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 零時59分

議長（四方田 実議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

16番、出浦正夫議員。

（16番 出浦正夫議員登壇）

16番（出浦正夫議員） 16番、小鹿野選出の出浦正夫です。議長に許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

一般質問に先立って一言申し上げておきたいのですが、昨年の2月には埼玉県内のコロナの感染状況は海外帰国者関連の4名だけでした。県内では4名だけ、秩父管内では感染者はおりませんでした。現在県内では非常に大勢の方がかかっておられますし、お亡くなりになった方もいらっしゃいます。また、秩父管内でも200人を超える方が感染をされているという状況になっています。一刻も早くこの状況が収まりますよう強く願うものです。また、医療関係者、介護の関係者、それから消防本部、救急車の方々、あるいは保健所の方々、日夜大変なご苦勞をされていることに深く感謝を申し上げます。前置きはそのぐらいにして一般質問に入らせていただきます。

1、水道料金について、(1)、高料金対策補助金について伺います。構成市町別の負担金は、年額幾らになりますか。関わって幾つか具体的な質問をいたします。去る2月1日に管理者と構成市町の市長さん、首長さんの間で覚書が取り交わされて、いわゆる17.91%の値上げに相当する部分を、今後5年間にわたって各自治体から負担をしていくということが覚書で取り交わされました。年額で言うと約3億6,000万円というふうに言われています。基準になるのは、昨年、令和2年4月1日の給水戸数で配分をするのだということが、覚書の中に書かれております。まず、給水戸数とした訳はなぜなのか。例えば給水量という考え方もあるのではないかなというように思うのですが、給水戸数というふうにしたのはどういうことかというのが1点。

それから、給水戸数とは、いわゆる加入者というふうに理解をしたいと思います。加入者の中でも水の供給を休止をしているという方もいるというふうに思うわけです。ですから、その人たちの扱いはどうなるのか。また、給水戸数というふうにした場合には、2か月間で何千立方メートルも水を使うような方も、2か月間で20立方メートルしか使わないという方も同じ戸数になるわけですし、その扱いはどうなるのかというのが1点目です。

2点目は、5年間の間には戸数の変化もかなりあるということが予想されますけれども、その見直しはするのか。覚書の中にも、ここに書いていないことについては協議でというような文言がありますけれども、そこをどう扱うのかというのが2番目です。

3番は、具体的な負担額についてですが、予算の概要の中に各自治体の負担額というのはありますけれども、これでいいのかどうかというのが3番目です。

4番目として、構成市町から補助金だとか出資債だとか負担金だとかというふうに求めて、それぞれの市町から広域水道局のほうにそれを入れているわけですが、小鹿野町の場合ですと、例えば12月議会で小鹿野町からの負担額は幾らなのだというふうに担当課に聞きますと、それは言えないというふうに言うわけです。何で言えないかというと、広域の予算が決定するまでは言えないのだと、こういうふうに答弁するわけです。予想額も言えないと、こういうふうに言っているわけですが、明らかにこれはおかしいことではないかなと考えるわけです。予定額が分からなければ、予算そのものがそれぞれの構成自治体では組めないわけですから、なぜこれが明らかにできないのか。例えば広域の水道局が言わないでくれというふうに言っているのか、あるいはそれぞれの自治体、例えば小鹿野町で言えば小鹿野町が付度をして言わないようにしようというふうにしているのか、それはどういうことなのか。水道局からこの手の要請があるのかどうかというのが、4番目です。

大きい2番目、横瀬町、小鹿野町が、令和3年4月1日から同年9月30日の6か月間に実施する統一料金適用先送り助成措置に関する負担金の算出方法、負担金予想額について伺います。具体的には11月定例会のときに黒澤議員の質問に答えて見込額を述べられているのですが、令和元年度の実績で言うと横瀬町は832万7,000円、小鹿野町は4,065万1,000円の見込みだと、こういうふうに答弁をいただいています。ただ、今までもそれぞれの市町からの負担金というのはありましたけれども、これは前々年度の実績に基づいて幾らというふうに算定をしたものであります。しかし、今回のこれは11月の検針時で実際の使用量が分かるから、その実績に基づいて負担をするのだと、こういうことになるだろうと思うのです。そういたしますと、横瀬町と小鹿野町では、当初予算に一定額を計上しておく必要があるというふうに思います。ですから、予想の一定額というのは、それぞれの自治体に知らせておく必要があるだろうなというふうに思うのですが、そこはこういうふうになっていくのか。

それから、実際のこの実績が確定するのは、令和3年11月検針の実績で負担額を確定するというふうに覚書では書いてありますけれども、横瀬町、小鹿野町では、減額するにしろ増額するにしろ補正予算を組まなければなりません。この補正予算については、12月議会で組めるのか、組めないのか、それまでに実際にこの実績の金額が明らかになるのかどうか、そこのところをお答えいただきたいというふうに思います。

それから、(3)として、1立方メートル当たりの供給単価と給水原価は幾らか伺いますについ

てなのですけれども、先ほど管理者の答弁の中で、黒澤議員への答弁で80円10銭というふうにお答えいただいたように、私は記憶をしているのですけれども、これは何かの資料の勘違いではないかなというふうに思います。今まででも秩父市の給水原価というのは、1立方メートル当たり百六十幾らぐらいのことがずっと続いているわけですので、そのところを1立方メートル当たり供給単価は幾ら、給水原価は幾らというふうにお答え願いたいと思います。

それから、この供給単価、給水原価は、県内の水道事業体の中ではどういう位置にあるのか。高いほうから数えて何番目とか、低い方から数えて何番目とかと、多分こういうデータはあるのではないかなというふうに思うのですけれども、そのところをお答えいただきたいというふうに思います。

続いて、2番ですけれども、水道工事について、(1)、広域化基本計画では10年間で333億円の工事を予定していましたが、実績では260億円ぐらいの工事量にとどまるとのことです。基本計画にありながら未実施となる工事についてどうするのか、伺います。11月の定例会のときに、私が10年間の総事業費は幾らかというふうにお尋ねを申し上げましたらば、10年間で260億円を予定をしているという答弁がございました。今後5年間で幾らかというふうに伺いましたらば、今後5年間で162億円の工事を行う予定だというお話がございました。すると260億円から162億円を差し引きますと、この5年間の実績は98億円であったろうということが推定されます。今までの5年間と比べると、今後の5年間は約1.7倍の工事量になることが想定されるわけです。具体的な質問なのですが、基本計画にはありながら実施できない工事というのはあるのか。あるとすれば、それはどういう工事なのか。もしこの基本計画の中にある工事ができないとすると、それは今後どうしていくのかということが、郡市民にとっては非常に心配をするところです。何があっても予定どおりに、基本計画どおりに進めていくのか、あるいは途中で見直しをするのか、そのところをお答えいただきたいと思います。国の補助金は10年間の予定で補助計画がされているものです。10年たてば補助金はなくなるということが想定されるわけですけれども、これを継続してくれという願いはしていくのはもう当然だというふうに思うのですけれども、もしそれが継続できなかった場合にはどういうふうにするのか。水道局の予算だけでやっていくのか。ということは、全てこれは郡市民の水道料金として跳ね返ってくるということになると思いますので、その考えをお伺いしたいと思います。全体としてのこの広域化計画、今後どういうふうになっていくのかというのを議員にも郡市民にも示すこと、これが必要だというふうに思いますけれども、そういう考えがあるかどうかを伺いたいと思います。

3番目ですけれども、水道局職員のプロパー化について、11月議会のときにも同じ質問をいたしましたけれども、(1)として、水道局職員をプロパー化する必要があると考えますが、計画を伺いますについて質問をいたします。管理者の答弁では、水道局の職員の人数は総体としては減らしていかななくてはならないけれども、プロパー職員は増やしていく必要があるというお考えをお示し

いただきました。だとすれば今後どういうふうにしていくのかということ、今から考えていく必要があると思います。

まず、①として、現在の職員の状況を伺います。職員数は46名と伺っておりますが、そのうち8名がプロパーというふうに伺っています。それでよいのかどうか。

2番目として、このプロパーの職員の採用年度、年齢構成はどういうふうになっているか。

③として、採用計画はあるのか。あるとすれば、どういう年次にどういう人数を採用していくのか。

そして、もう一つは、現在各市町から派遣されている職員の中で希望する方がいらっしゃったらプロパー化する、そういうお考えはないのか。プロパーとして採用するというお考えはないのか。なぜこれを聞くかという、広域化の必要性を、この説明をしたときに、大体全国どこでも同じようなことを言っているのですけれども、その中の1つに職員が高齢化していて技術の継承が難しい、こういうことがその中の1つに掲げられておりました。だとすると、現在のこのプロパー職員、比較的若い人が多いと思うのですけれども、ある程度の年齢構成を考えて、今各市町から派遣をされている職員の中でも希望する方がいれば採用していくことが必要なのではないか、こういうふうに考えるからであります。

続いて、4の消防業務の救急・救助について伺います。(1)、新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者、感染者の救急搬送状況について伺います。

(2)、山岳遭難者の救助・救急搬送の状況について伺いますについて、少し具体的に質問をいたします。先ほどの質問でもありましたけれども、コロナの感染症については、症状が明確に現れている人と、感染していても全く無症状という人もいるわけです。そういう方が救急の病気であるとか、あるいは事故で救急車を要請するというときに、要請された以上、救急車は出動しなければなりませんけれども、その人が果たして感染している危険性があるのかないのかというのは、全くその時点では分からないわけです。したがって、先ほどのご答弁では、どういう場合でも安全確保のために防護服を着て行っているということなのですけれども、その搬送状況について。

それから、もう一つは、感染者、明らかに感染者の搬送については、この仕事は知事の業務に属するものだというふうに伺っているのですけれども、だとしても保健所には救急車があるわけではありませんから、搬送するという場合には、当然広域の救急車を要請するということもあり得るだろうと思うのです。具体的に保健所から要請されて救急車が出動したことはあるのかないのか。あるとすれば何件ぐらいあるのか。また、その使用する車両ですけれども、明らかな感染者を搬送する場合には、本部にある特別な救急車を用いて搬送しているのだというお話を伺っているところですが、明らかな陽性者を搬送する場合には隊員の方は本当に危険にさらされるわけで、その対応というのは、どういう防護服、どういう安全策を取るのか。また、使った後の救急車両の消毒はどういうふうにするのか、そこを伺いたしたいと思います。

それから、11月定例会でコロナ対応の関係で出動した場合には手当を支給するという条例化を行いましたけれども、これは条例どおりに実施されているかどうか、お願いします。

(2)の山岳遭難の関係ですけれども、議長に許可をいただいて資料を配ってありますけれども、御覧をいただければと思いますが、秩父管内山岳遭難発生状況資料というものをお配りしてございます。これは、埼玉県の子岳遭難発生状況、それから山岳救助隊ニュースより抜粋をして作成したものです。県内での山岳遭難の多いのは秩父管内が圧倒的に多くて、わずかに日高市、それから飯能市が何件か見受けられます。日高市で言えば日和田山という岩登りの山、それから飯能市で言えば伊豆ヶ岳とか棒ノ嶺とか、いわゆる奥武蔵の山と言われているところですがけれども、これらが何件かございますけれども、秩父管内が圧倒的に多いということです。この表からも明らかなおと、ここに載っているだけで28件の遭難が発生し、死亡者6名、重傷者5名というふうになっています。これらの方を救助したり搬送したりするのは、秩父警察、小鹿野警察、それから秩父消防署、救急隊、レスキュー隊などの方々のご努力にかかっているわけです。そういう意味で言うと、この秩父消防署の山岳救助に対する役割は極めて重要だというふうに感じられるので、この表をお願いをしたところです。この前の全員協議会の際にいただいた山岳遭難の発生状況ですけれども、令和元年度は全体の場所別救助件数で言うと全体は104件ですが、そのうち山岳に占めるのは27件だというふうに資料にございます。令和2年度については、全体の場所別の救助件数は107件で、山岳は34件というふうになっております。いろいろな場所における救助件数の中で、昨年度は山岳は34件ですから、最も割合としては多く占めているということになると思います。

具体的な質問ですけれども、この山岳救助に関わっているのは、秩父警察署、小鹿野警察署、山岳救助隊、それから救急隊、防災ヘリ、これらが関わって人命救助に当たっているわけですがけれども、この初動の体制というのはどういう体制になるのか。例えば遭難者が自ら119番、110番をする場合があります。警察に入るのが先か、消防に入るのが先か。いずれにしても、それで瞬時にこの体制が取られるのだと思うのですけれども、この体制はどうなっているのか。どの時点で防災ヘリを要請することになるのか、この辺の関連について伺います。

2つ目としては、消防隊員、山岳レスキュー隊員の訓練状況、あるいは出動状況について伺います。

以上、壇上における質問といたします。よろしくご答弁をお願いいたします。

議長（四方田 実議員） 16番、出浦正夫議員の質問に対する答弁を求めます。

水道局長。

（柴岡康夫水道局長登壇）

柴岡康夫水道局長 出浦議員のご質問の大きい項目の1番、水道料金について順次ご説明をいたします。

初めに、(1)の高料金対策補助金について、構成市町の負担金の年額についてお答えをいたし

ます。令和3年4月の料金統一に伴います構成市町別年間の高料金対策補助金でございますが、秩父市が2億3,510万円、横瀬町が2,964万円、皆野町が3,178万円、長瀬町が2,530万円、小鹿野町が4,088万円、合計で3億6,270万円でございます。こちらの金額でございますが、水道事業経営審議会より答申されました事業継続のために必要とされた平均改定率17.91%と、今回の統一料金による収入との差額18億1,350万円を、令和2年4月1日の給水戸数により各市町に案分した後に、料金算定期間である令和3年度から7年度の5年間に均等配分を行った値でございます。

給水戸数としたのはどういうことかということでございましたが、これは出資債もこの給水戸数割ということで、ほかの出資債も全てこういうことになってございますので合わせさせていただきました。また、休止の扱いについては、カウントをしないということで調整をさせていただきました。

それと、小鹿野町の負担金、各町の負担金の新年度の公表でございますが、本会議でお認めいただいてから各市町の議会でも公表していただくという方向でお願いしてございます。

次に、(2)の横瀬町、小鹿野町が、令和3年4月1日から同年9月30日の6か月間に実施する統一料金適用先送り助成措置に関する負担金の算出方法及び負担金予想額についてお答えいたします。

まず、こちらの負担金の算出方法につきましては、両町における旧料金表の対象期間となります令和3年4月から11月の検針実績を基に旧料金表により請求した収入金額、それと統一料金表で算定した場合の収入金額との差額、これを算出しまして負担をお願いするものでございます。

次に、負担金の予想額につきましては、横瀬町が832万7,000円、小鹿野町が4,065万1,000円を予定してございます。これらの金額でございますが、令和元年度実績を基に算出しておりますので、最終的には令和3年度における使用実績を基に再算定をいたしまして、両町に過不足をお伝えした後にご負担をいただく予定でございます。

次に、(3)の1立米当たりの供給単価、それと給水原価についてお答えいたします。最新の値は令和元年度の値になりますので、令和元年度実績でお答えいたします。

まず、組合全体の平均の供給単価でございますが、185.8円でございます。これを地域別に分けますと、秩父市が186.8円、横瀬町が174.1円、皆野町、長瀬町が220.6円、小鹿野町が146円ございました。料金統一を行うことによりまして組合全体の供給単価は、平成30年度の秩父市の単価185.9円になる見込みで考えております。実際の供給状況により前後することは、ご了承いただきたいと存じます。

次に、給水原価でございますが、204.68円ございました。令和元年度は台風19号の災害関連経費が増加したため、一時的に給水原価が上昇してございます。参考に事業発足後の実績をお伝えいたしますと、平成28年度が190.2円、平成29年度が184.5円、平成30年度が185.1円でございます。

なお、給水原価につきましては、地区ごとの値は算出できませんので、ご了承いただきたいと存

じます。

先ほど管理者から80円10銭というお話がございましたけれども、これは水をつくる、純粹につくるだけの原価になってございます。61円は、県が県水を供給している、維持管理費を除いた、そういう原価でございます。

次に、供給原価は県内で4番目、給水原価は5番目になっております。

続きまして、大きい項目の2番、広域化基本計画にはありながら未実施となっている工事をどうするのかについてお答えをいたします。広域化基本計画の事業には大きく分けて2つございまして、一つは広域化事業、もう一つは運営基盤強化事業でございます。広域化事業は、その名称のとおり広域化のために必要な施設を整備する事業で、補助金のほか事業費の給水戸数割に基づく各市町からの出資金等を財源に事業を実施してございます。これにつきましては、基本計画で予定している事業を令和7年度までの計画期間内で実施していく予定でございます。一方、運営基盤強化事業は、老朽化した水道管やポンプの更新などといった運営基盤の強化を図る事業でございます。補助金のほか各市町ごとの事業費を全額対象とした当該市町からの出資金等を財源に事業を行ってございます。例えば小鹿野町の運営基盤強化事業は、各市町の給水戸数割ではなく、小鹿野町からの出資金等により事業を進めている、こういう状況でございます。この運営基盤強化事業につきまして、基本計画では年度ごとの限度額という形で事業費を計上してございます。これは老朽具合ですとか漏水発生状況、各市町からの出資金等を勘案しまして、各工事の施工時期を随時検討しながら進めているためでございます。したがって、広域化基本計画に示されている特定の工事を未実施とすることではございません。しかしながら、基本計画上執行可能である金額に対して、実際の執行額が少なくなっていることは事実ではございます。現在令和8年度以降に実施する事業につきましても、補助対象事業とできないか、様々な側面から検討している状況でございます。

また、先ほどの黒澤議員に対する管理者の答弁にもございましたが、現在の補助メニューの事業期間10年間を延長してもらえよう、埼玉県を通して国に要望していく予定でございます。水道局といたしましては、これまでと同様に補助金を活用して事業を実施してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 事務局長。

（富田豊彦事務局長登壇）

富田豊彦事務局長 それでは、私のほうからは、3、水道局職員のプロパー化について、こちらのほうをお答えさせていただきたいと思っております。

まず、職員の状況でございますけれども、ご案内のとおり平成28年4月の水道事業発足に伴いまして、水道局は派遣職員49人、組合新規採用職員、これ技術職ですけれども、2人の計51人でスタートしております。その後、派遣職員の退職に合わせまして組合採用職員を補充することでプロ

パー化を進めてきておりまして、今年度においては、職員数ですけれども、派遣職員35人、組合採用職員11人の計46人となっております。この組合採用職員11人につきましては、採用と同時に水道局に配属をしているものでございます。

それから、採用年度、年齢構成ということでございます。まず、採用職員ですけれども、平成28年度に採用した職員が2人、それから平成30年度に採用した職員が3人、令和2年度に採用した職員が6人の計11人という状況でございます。

続いて、年齢構成ですけれども、21歳から25歳、その中に当たる職員ですね、これは現在5人おります。それから、26歳から30歳に当たる職員が4人、30歳から35歳に、その幅の中に当たる職員が1人、40歳から45歳の幅の中に当たる職員が1人ということでございます。職員採用に当たりましては、技術職の確保が難しいということで、組合のみならず多くの自治体で採用に苦慮していると聞いております。このため組合では民間企業等の職務経験者向けの試験を行うなどの対応をしてみたいというところで、今お話しさせていただきましたように職員の年齢構成に幅が今できているというところは、この民間企業等の経験者の採用があったということが1つの要因となっております。今後はこれを一歩進めまして組合全体の職員体制を踏まえまして、定期的な職員採用を行うとともに、新規採用職員の育成には、技術の継承というお話も先ほどございました、育成には時間を要しますので、水道局での教育のみならず、引き続き市町との人事交流を含めた職員の育成を図っていきたいというふうにも考えてございます。

また、事務局と、それから水道局職員に対しましては、2年に1回、現在の職に関する状況調査、これ職員個人個人に行っております。派遣職員につきましては、任用替えの意向調査も併せて行っております。この中で派遣職員の方の中には転籍の希望というようなことも書かれていらっしゃる方もおりますので、そういった転籍を希望する職員については、派遣元と転籍に向けた調整を進めることといたしております。情報の共有は図っているところでございます。いずれにいたしましても、水道局のみならず事務局においても専門的、技術的な知識を要する施設がございますので、技術継承等も考慮しながら、組合として効果的な職員の採用、職員のプロパー化については検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 消防長。

（町田 進消防長登壇）

町田 進消防長 16番、出浦議員からのご質問の4、消防業務の救急・救助について、(1)、新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者、感染者の搬送状況についてお答えします。

消防本部における新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者、感染者の救急搬送状況につきましては、令和2年の救急出場は67件、令和3年1月末日現在32件でございます。そのうち新型コロナウイルス感染症陽性患者に関わる救急出場は、令和2年3件、令和3年1月末日現在13件でござ

います。

陽性患者に関わる救急出場のうち、病院収容後に陽性患者として判明された事例が、そのうち3件ございます。感染症患者の搬送業務は、法律上におきましては県の業務に当たりますが、保健所からの協力依頼により救急業務における患者搬送として実施しております。この保健所からの搬送依頼につきましては、事前に陽性患者と判明している患者でございます。その理由としましては、病院の調整は保健所で調整しているためでございます。申し訳ありません。陽性患者の埼玉県内の調整は保健所でしているという理由でございます。車両につきましては、本署に配備されている予備車を車両とし、感染防止搬送資器材を装備させ対応しております。

なお、隊員は、感染症防護措置としてタイベック式の防護衣、これはつなぎになりますが、これを着装し、出場終了後にはシャワーで全身の洗浄を行っております。

なお、車両の消毒につきましては、感染症に細心の注意を払いまして、隊員によりアルコール消毒等を実施しております。

11月の組合議会第3回定例会において条例制定しました防疫等作業手当、この支給対象となる救急出動は令和2年中に46件あり、防疫作業手当の分類、接触による手当支給が、延べ140名により支給56万円、非接触による手当支給が延べ8名により支給額2万4,000円でございます。令和3年1月の防疫作業手当の支給対象となる救急出動は22件あり、防疫作業の分類、接触による手当支給が、延べ67名により支給額26万8,000円、非接触が延べ4名により支給額が1万2,000円でございます。支給対象となる令和2年1月27日から本年1月までの防疫等作業手当の総額支給は86万4,000円となります。

次に、(2)、山岳遭難者の救助・救急搬送の状況についてお答えします。出浦議員のご質問における山岳遭難につきましては、消防本部の活動として消防業務における救助活動として対応し、救助活動における活動隊としては、消防隊のほかに災害対応のために山岳救助隊を編成し、圏域内における山岳救助事案に対応しております。

近年の山岳救助事案の傾向としては、平成30年、36件、令和元年、27件、令和2年、30件発生しております。このうち消防本部が覚知した方法は、119番によるものが49件、警察からの通報によるものが44件でございます。山岳救助事案につきましては、埼玉県防災航空隊や埼玉県警の山岳救助隊と連携し対応を取っております。山岳救助事案の活動を統計的にまとめますと、過去3年間の山岳救助事案93件に対して、埼玉県防災航空隊による救出事案が20件、地上隊による救出事案で秩父消防本部が活動した救出事案が52件、救出活動に至らなかった救助事案が21件ございます。このうち死亡者、傷病者の死亡に係る事案が4件あり、傷病者の救出を実施するに当たり死亡が見込まれたため、救急活動の活動指標に照らし合わせ傷病者の死亡判断を行った事案が2件、病院収容後に死亡が確認された事案が2件でございます。病院への搬送につきましては、埼玉県防災航空隊ヘリからドクターヘリへの連携搬送の場合や防災航空隊から消防本部救急隊、もしくは地上隊から消

防本部救急隊への引継ぎによる病院収容となります。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 出浦正夫議員。

16番（出浦正夫議員） ありがとうございます。

大きい1の水道料金についての再質問を行います。先ほどの質問で戸数割にすることの中で、加入はしているけれども、使用休止をしているという人は、数にはカウントしないのだというお話がありました。それは当然のことだというふうに考えております。この戸数変化などがあった場合に、5年間というのはかなりの期間ですから途中で見直しというのはするのかなのか。覚書の中に書いていないことについては協議によってという文言があるのですが、高齢化などで、今までは加入していたけれども、水道を取り払うとか、あるいは休止にするとかというような方も出てくるかなと思うのですが、極端に減った場合というのは、そういうこともあり得るのかなどが1点です。

それから、横瀬町と小鹿野町の負担の額なのですが、これについては各自治体に、来年度の予想額は金額なので、新年度予算を組むときに、それをきちんと計上しておいてくださいという連絡はしてあるのかなのか。多分あるのだと思うのですが、そこをご確認をお願いします。具体的に金額の精算なのですが、これは使用実績ですから、11月検針でその差額分がはっきりしないと、横瀬町と小鹿野町に請求できないと思うのですが、そこは技術的には12月議会補正に間に合うようにできるのでしょうか、できないのでしょうか。もしそこでできないとすると3月補正というようなことになるかなと思うのですが、あまり年度末になりますと大変ですので、どの段階で具体的な金額が横瀬、小鹿野には請求できるのか、そのところをもう一度お願いいたします。

議長（四方田 実議員） （3）はいいですか。続けて言ってください。

16番（出浦正夫議員） 全部やってしまっている。

議長（四方田 実議員） （3）番。

16番（出浦正夫議員） 今大きい1番だけやったのですが。

議長（四方田 実議員） 大きい1番の再質問は。

16番（出浦正夫議員） 大きい1番の再質問は、それだけで結構です。

議長（四方田 実議員） 3についてはいい。

16番（出浦正夫議員） はい。続いて、2番は、だからまた後でやります。

議長（四方田 実議員） 水道局長。

柴岡康夫水道局長 出浦議員の再質問にお答えをいたします。

給水戸数割の関係ですが、5年間で変化があった場合、今のところのデータですとほとんど変化がございませんので、この先5年間も同様な推移という解釈で現在はおります。

議長（四方田 実議員） 水道局長。

柴岡康夫水道局長 出浦議員の大きい2番に対する再質問にお答えいたします。

補助対象事業期間が延長になるかどうか、現時点では不明ではございますが、現在何らかの補助金の対象とならないかを、国の制度設計等注視しながら検討しているところでございます。また、数年先には次の料金改定準備を始めなければなりません、そのときまでに財源等について調査研究し、可能な限り補助対象事業期間内に事業が進められるよう、構成市町と水道局ともに協議を重ねてまいりたいと考えてございます。あわせて、先ほども申し上げましたが、補助対象期間の延伸につきましても、埼玉県を通じて国へ要望してまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 16番、出浦正夫議員。

16番（出浦正夫議員） そういうふうにはしか答えられないと思うのですけれども、国に対する働きかけを強めるべきだというふうに考えております。

続いて、3番の水道職員のプロパー化についてなのですが、先ほどご答弁いただいたように11人がプロパーとして採用されているというふうに理解をしたのですけれども、ただ年齢構成で言うと若い方が多くて、30代、40代の方が各1人ずつということですので、今後のことを考えると、今派遣されている方々の中で意向調査もされているということですから、先ほどのお答えでは、意向調査の中ではプロパーになってもいいよというような趣旨のご返事をされている方もいるというふうに受け取ったのですけれども、そういう方をきちんとやっぱりプロパーになっていただくというふうにしたほうが、技術の継承としては必要なのだと思うのですよね。これ計画立てない限り、それぞれの市町の都合もありますから、今は水道の職員としておいでをいただいているけれども、市町の都合で、では一般行政職に戻ってくださいますということもあり得るわけですから、きちんと計画を立てて市町と交渉して、またご本人とも交渉して、プロパー化できる、なっていた方がいい方については、それを進めるということが私は必要だと思うのですけれども、その点についてはいかがですか。

議長（四方田 実議員） 事務局長。

富田豊彦事務局長 ただいまの派遣職員のプロパー化についてですけれども、組合としても同じような考え方で今進めようと考えています。同じような考え方、ちょっと答弁がおかしいかもしれないのですけれども、希望のある職員に関しては、転籍に向けた手続ということで具体的に進めたいというふうに考えております。

以上です。

議長（四方田 実議員） 16番、出浦正夫議員。

16番（出浦正夫議員） ぜひ計画的にお進めいただきたいと思います。

続いて、大きい項目の4番なのですが、消防業務の救急・救助の関係なのですけれども、これは

このコロナ禍で命がけで任務を遂行されている皆さんに本当に心から敬意を表したいと思います。特に明らかに保健所から要請をされて感染者だという方を搬送するというときには、隊員の方はいつ感染してもおかしくないという状況だと思うのですけれども、ぜひ万全を期して安全に任務を遂行していただきたいというふうに思います。

続いて、山岳遭難のことなのですが、壇上でも申し上げましたとおり、埼玉県の山岳遭難の救助、救命等にかかっては、秩父消防本部が担っている役割というのは極めて大事だというふうに考えているわけです。主にこの救助に当たる際には、警察が組織している山岳救助隊と、それから消防の災害対応救急隊などがあるのですけれども、これは連携というか、警察の救助隊との合同訓練だとか、そういうようなことも年間を通じてはやられているのかどうか。それが1点です。

それから、通報が入る場合、警察に通報が入る場合もあるし、119番通報で本部に入る場合もあると思うのですけれども、そのときには具体的にはどういう連携ができるのか。消防に入ったら、警察にも消防のほうから連絡をする。防災ヘリのほうにも消防から連絡をするというようなシステムになっているのか、あるいは自動的に全部連絡ができるようなシステムになっているのか、その辺りの連絡調整訓練などの状況について伺います。

議長（四方田 実議員） 消防長。

町田 進消防長 議員からの警察と消防の合同訓練につきましては、今現在は、山岳救助訓練についての合同訓練は実施しておりません。

警察との具体的な連携という部分につきましては、消防に119番通報等で山岳救助に関する情報が入った場合には、管轄する秩父警察署及び小鹿野警察署に指令課から連絡するという体制を取っております。埼玉県防災航空隊の連絡につきましても、これは自動ということではなく、指令課員が場所等の情報の提供を受けて、その情報に沿って埼玉県防災航空隊に連絡体制を取っているところでございます。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 16番、出浦正夫議員。

16番（出浦正夫議員） 再々質問になりますけれども、非常に山岳救助に当たって救急隊の果たしている役割も、それからこの災害対策のレスキュー隊の果たしている役割も大きいと思います。ある場合によってはかなり命の危険もあるような、そういうこともあるわけですので、ぜひ安全に気をつけて活動していただきたいというふうに思います。

質問ではないのですけれども、最後に若干時間がありますので、直接こういう声が救急隊に届くことはないと思いますので一言申し上げておきますけれども、先ほど私が資料でお配りしました遭難の中で11月1日に二子山で起こった4人のパーティーによる滑落事故なのですけれども、これには西分署の救急隊が出動していただきました。この通報があったのが、もう5時を過ぎた暗くなった時点ですので防災ヘリも飛べない。しかも、岩場だということで大変なご苦勞をいただいたので

すけれども、幸いに救助されまして深谷日赤病院に西分署の救急車で搬送していただきました。深谷日赤病院に着きましたらば、お医者さんがもうこれは命は九分どおりない。足は開放骨折をしておりますので、命は取り留めたとしても足は切断と、こういうふうに言われたというのです、奥さん覚悟してくださいというふうに。深谷日赤の先生の判断で、埼玉医科大学の高度救命救急センターにベッドの空きがあれば、そこに搬送すればもしかしたら何とかなるかもしれないというご判断をいただいて、そのまま西分署の救急車で救急隊員に川越の高度救命救急センターに搬送していただきました。もう夜中になっていたというふうに思うのですけれども、幸いそこで命も取り留める、足もきちんとした手術をしていただいて歩けるようになった。現在は県立の上尾リハビリセンターでリハビリに励んでいるというふうにご家族から伺っているのですけれども、なかなか救急隊員の皆さんにお礼を言う機会がないというふうに言っておりまして、本当に九死に一生を得たというか、救急隊の活動がなければ、九分どおり駄目だというふうに言われたのですから、命はなかったものと思うというふうにおっしゃっていました。深く救急隊の方々、それから消防本部の方々、御礼を申し上げたいというふうにおっしゃっていましたので、ご家族に代わって私がここで一言申し上げる次第です。ありがとうございました。

以上をもちまして、私の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

議長（四方田 実議員） 16番、出浦正夫議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時09分

議長（四方田 実議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（四方田 実議員） これより議案審議に入ります。

議案第1号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（富田豊彦事務局長登壇）

富田豊彦事務局長 議案第1号 秩父広域市町村圏組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。議案書1ページ並びに議案参考資料の新旧対照表

を御覧ください。

本条例につきましては、特殊勤務手当のうち消防業務の運転業務手当の支給が、緊急自動車等の運転を指名された職員の運転業務に対し月額での支給となっているものを、その業務に従事した実績に応じて支給することとされている特殊勤務手当の趣旨を踏まえ、運転業務1件に対しての支給とするとともに、業務の区分を明確にするため改正したいものでございます。

次に、改正の内容につきましては、まず消防業務手当を規定する第5条各号の改正を行い、運転業務に対する手当を同条第1号から第4号までの業務に機関員として従事したときに支給するものといたします。本改正により別表で規定する緊急自動車の運転を業とする職員が、緊急自動車の運転業務に従事したとき、月額1,000円を、火災、救急、救助及び風水害等の業務に機関員として従事した場合に1件100円とし、併せて関係する条項の改正をするものといたします。

最後に、本条例の施行につきましては、令和3年4月1日からいたします。

以上で議案第1号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（四方田 実議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

2番、山中進議員。

2番（山中 進議員） 2番、山中です。確認させてください。今の説明の中で月額1,000円という金額が出たのですけれども、これは要するに特殊勤務された日に何回出場したかによって、1回当たり100円になるのでしょうかけれども、この1,000円を全て取っ払った形での回数別になるということではないわけですね。要するに従事した回数で計算されるということではないのですかね。

議長（四方田 実議員） 総務課長。

（黒沢敬三専門員兼総務課長登壇）

黒沢敬三専門員兼総務課長 2番、山中進議員からのご質問にお答えいたします。

議員のお考えのとおり、災害出場時、手当支給対象事案における緊急自動車の運転に従事した実績に応じて支給するものでございます。

手当が支給される事案に関しましては、火災、救急、救助、その他風水害等、これらの災害において出場しまして、機関員、緊急車を運転する立場として出場した者に支給することとなっております。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 2番、山中進議員。

2番（山中 進議員） ありがとうございます。それは分かるのですけれども、今までの月額1,000円というのがなくなってしまったのですから、これについてはどうなのかなということで伺ったのです。回数が変わったというのは分かるのですけれども、要するに1,000円はなくなったということで、月額の手当がなくなったということで理解すればいいわけですね。分かりました。

議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

16番、出浦正夫議員。

16番（出浦正夫議員） 16番、出浦です。質問は全部で3点あります。全体としては非常にすっきりした条例になるかなという感じを持っておりますけれども、質問の1なのですが、第5条第5号に規定する機関員とは、緊急自動車の運転業務に従事すると理解してよいか。それ以外の業務もあるのかということなのですが、1点目は。例えば運転業務として行ったけれども、火事場の現場で、運転だけでなく、そのほかの業務に当たるということもあり得るかなと思うのですけれども、まず1点はそういうことで。

2つ目の質問としては、第5条の第1号から第4号に規定する2つ以上の業務に従事した場合は併給はしないというのは分かるのですけれども、機関員として従事した人がほかの業務をやった場合に、そのときの手当はどういうふうになるのか。運転業務の100円も支給されて、プラスほかの手当も出るのか。

3番目の質問は、現行では月額1,000円、回数には関係なく出ているわけですが、今度の改正によって日額100円というふうになると、予想される手当の増減額というのはどういうことが想定されているのか。もしその辺計算されていれば、お願いしたいと思います。

以上です。

議長（四方田 実議員） 総務課長。

（黒沢敬三専門員兼総務課長登壇）

黒沢敬三専門員兼総務課長 16番、出浦正夫議員のご質問にお答えいたします。

初めに、機関員とは緊急自動車の運転業務に従事すると理解してよいか、それ以外の業務はあるのか。これに関しまして、ご質問のとおり、機関員は緊急自動車の運転業務に従事する者でございます。また、それ以外の業務に関しましては、車両管理及び無線運用等が定められております。議員ご質問の火災現場等に出向した場合に、その他の業務についての場合の手当等に関しましては、こちらの条例の8条にもございますように、支給額が同じときは、その主たる業務に当たる手当を支給すると、併給の禁止の部分にそういったようなことが書かれていると存じますので、それによろしいかと思っております。

続きまして、職員が第1号から第4号に規定する業務に従事した場合に、手当の併給があると理解してよいかとのご質問でございますが、第1号から第4号の災害出場等の手当のほか、別に機関員手当を支給すると明記されてございますので、そのようになろうかと考えております。

続きまして、運転業務に当たる場合、現行の月額1,000円の支給と比べてどのような増減が予想されるかとのご質問でございますが、近年の出場件数で試算した場合の結果としては減額となります。その内訳としましては、近年支給額の試算を行いましたところ、令和3年度当初予算見込額、これを79万1,000円としましたところ、過去の100円を支給した場合の平均支給額、これは平成29年

から令和元年の平均支給額となりますが、100円とした場合、54万9,000円、この差額として24万2,000円の減額となると試算されております。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） よろしゅうございますか。

3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） 3番、黒澤です。背景の部分をお聞かせいただければと思います。本条例改正では、先ほど来2人の議員の方が質問していますけれども、緊急自動車の運転業務を月額1,000円というのを廃止するということですが、実際に埼玉県下、特に近いところと言うと県北地域の他消防本部と比べて、この月額1,000円というのがどういうところに位置するのか。他の地域はこういうのがもうないとか、他の地域はあるのだけれども、今回秩父消防本部の特殊勤務手当はなくすのだとか、そういった背景の部分を教えていただければと思います。

以上です。

議長（四方田 実議員） 総務課長。

（黒沢敬三専門員兼総務課長登壇）

黒沢敬三専門員兼総務課長 3番、黒澤秀之議員のご質問にお答えいたします。

最初、機関員とは具体的にどのような業務を行う職員か。

3番（黒澤秀之議員） 聞いていません。（2）だけでお願いします。

黒沢敬三専門員兼総務課長 すみません。申し訳ありませんでした。埼玉県下、他の消防本部と比べ特殊勤務手当の設定はどのようなものかというご質問にお答えをいたします。

令和3年1月現在、県北地域の5消防本部のうち、手当支給消防本部は3消防本部でございます。月額支給が2消防本部、実績に応じてが1消防本部となっております。内訳につきましては、熊谷市消防本部が月額支給で、専任が1,300円、兼務者が800円、秩父消防本部において月額支給で1,000円でございます。児玉郡市広域消防本部は、実績に応じた支給で出場手当に含まれ、機関員が250円、隊員が200円で、その差額50円分は機関員手当と解釈することができます。深谷市消防本部、行田市消防本部においては、支給はございません。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） 再質問させていただきます。背景の部分聞かせていただきましたけれども、廃止したというか、月額であるところとないところがある中で、今回1,000円を削って実績に応じた特殊勤務手当にしたという理由ですね、金額の設定とか含めてですけれども、その辺について、中身についてお伺いさせていただきます。

議長（四方田 実議員） 消防長。

（町田 進消防長登壇）

町田 進消防長 先ほどの黒澤議員の業務実績に支給するという、切り替えるというところの根拠でございまして、平成23年から27年にかけて消防本部では分署の統廃合が行われました結果、救急隊による専従化が進み、救急出動に伴う同緊急自動車の運転業務に従事する職員と、それ以外の職員の間で月額支給を継続した場合に不利益が生じることが見込まれるためです。これは救急出動の件数が全体の約90%ということで、結果的には救急出動に関わる機関員と、そうでない機関員の緊急出動において不利益が発生するため件数に変更させていただきました。よろしいでしょうか。

それと、今支給額100円でございますが、総務課専門員から説明があったとおり、北部ブロック、北部につきましてはそのような状況でございます。

なお、埼玉県全体におきましても様々な支給方法があります。1当直務めて何回出場しても200円のところとか100円のところとか、1当直務めても従事しないとももちろん出ないだとか、月額支給のところもございまして。それは地域性でございまして、調査した結果、様々な月額、もしくは支給方法の考え方というのがあり、その消防本部の考え方が反映されているのかなと考えさせていただきまして、北部ブロックの場合は、支給していない自治体があったり、月額、もしくは先ほど説明がありましたとおり、児玉郡市の場合は出場手当が200円と、機関員が250円と、その差額分を機関員の手当と認めますと50円という形もあります。その中で100円ということで判断させていただきました。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） 最後の質問になります。不利益という、救急車と消防自動車を運転する機関員で差ができるというか、同じ機関員なのに差が生じてしまうことへの対応を含めてという話なのですが、先ほどほかの議員が質問したのを含めてですけれども、そうすると消防職員の皆さんは、これは条例として議案が出ているわけですから、納得されているのか、していないのかというのが、一般的には市の職員であれば職員組合があるのでしょうかけれども、消防の場合はないのではないかというふうな部分もあるのですけれども、その辺についてはどうお考えでしょうか。

議長（四方田 実議員） 消防長。

町田 進消防長 職員に対してのパブリックコメント的なことはしておりません。これは担当課と幹部により検討させていただきました。

なお、過去の統計からなのですけれども、この救急出動につきましても第1救急隊、これは本署の救急隊でございますが、これは平均ですと3年間の平均が、平成30年から令和1年でございますが、1,382件でございます。

なお、一番少ない救急隊につきましても76件です。非常に管轄する救急隊において幅があります。そのようなことを鑑みながら判断させていただきました。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

5番、木村隆彦議員。

5番（木村隆彦議員） 5番、木村でございます。ただいま消防長のほうから答弁いただきました。

先日、火災、救急、救助統計をいただきまして、秩父第1が1,262回の出場件数というふうなことで、南第2が61回、西第2が49回と、かなり差が出るのではないかと。職員にとって不利益になるのではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

議長（四方田 実議員） 消防長。

（町田 進消防長登壇）

町田 進消防長 ただいまの5番、木村議員の出場実績による出場が、職員の間にも不利益になるかという話でございますが、消防本部のこの改正の観点といたしましては、緊急出場の業務の実績に合わせて支給したほうが、実際に業務を行っている職員と実際に行っていない職員のその部分に焦点を当てさせていただきました。この緊急走行につきましては、道路交通法での、ご承知のとおり運転者の責任で業務が遂行されます。ということは、運転者に非常に責務がかかるものでございます。その責務の度合いを件数として消防本部は判断させていただきました。結果として、実績による支給に判断させていただきました。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 5番、よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

消防長。

町田 進消防長 先ほど黒澤議員のご質問の中で、消防本部総務課長からの発言を修正させていただきます。申し訳ありません。出浦議員のご質問に関して修正させていただきます。

機関員手当と併給はできない。これは出浦議員の質問趣旨につきましては、機関員手当と実際に出場した火災とか救急手当が併給できないというようなご質問と私は理解しましたが、その点につきましては、機関員の人は出場手当も併給して支給になるということでございます。

以上でございます。訂正をさせていただきます。申し訳ありませんでした。

議長（四方田 実議員） 以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長(四方田 実議員) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(四方田 実議員) 総員起立であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(四方田 実議員) 次に、議案第2号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

(富田豊彦事務局長登壇)

富田豊彦事務局長 議案第2号 令和2年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算(第3回)につきまして、ご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入においては、組合における新型コロナウイルス感染症対策事業費に対する各市町からの特別負担金の計上、歳出においては、消防本部庁舎仮眠室等の改修工事設計業務委託料の計上、またその他事業費確定に伴う減額等に伴う予算措置を講ずるものでございます。

補正予算書の1ページをお開きください。歳入歳出の補正は、第1条にありますように現計予算の総額36億4,783万9,000円に、歳入歳出それぞれ533万5,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を36億5,317万4,000円としたいものでございます。

繰越明許費の補正は、第2条にありますように新たに繰越明許費を設定したいものでございます。

4ページをお開き願います。消防費に計上した秩父消防本部庁舎仮眠室・シャワー室改修工事設計業務委託につきましては、年度内の完了が難しいため繰越明許費を設定するものでございます。

1ページにお戻りいただきまして、地方債の補正は、第3条にありますように地方債の変更をしたいものでございます。

予算書の6ページ、こちらをお開きいただきますと第3表に地方債補正がございます。消防自動車、救急自動車及び消防防災拠点整備事業の事業費確定に伴い、地方債限度額をそれぞれ引き下げるものでございます。

それでは、歳入歳出の内容につきまして事項別明細書でご説明いたします。10、11ページをお開

きください。まず、歳入でございます。第1款の分担金及び負担金、第6目特別負担金を新たに970万円増額したいものでございます。この特別負担金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するもので、組合の新型コロナウイルス感染症対策事業の財源とするものでございます。

第2款使用料及び手数料、第1目清掃手数料は、1,188万9,000円増額し、補正後の額を3億28万5,000円としたいものでございます。これは処理施設への持込み分が当初見込みに比べ増加することによるものでございます。

第5款諸収入、第1目組合預金利子を2万4,000円減額し、補正後の額を6,000円と、第2項第1目雑入は、537万円増額し、補正後の額を1億753万1,000円としたいものでございます。秩父環境衛生センターの有価物売却代430万7,000円減額と、秩父クリーンセンター売電収入の962万5,000円増額が主なものでございます。

第6款組合債、第1目消防債は、2,160万円減額し、補正後の額を3億870万円としたいものでございます。小型動力ポンプ付水槽車、救急自動車及び消防防災拠点施設整備工事の事業費確定に伴うものでございます。

歳入合計で533万5,000円の増額補正となります。

続いて、歳出補正でございます。12、13ページをお開きください。第2款総務費、第1目一般管理費につきましては、95万円減額し、補正後の額を1億3,905万6,000円としたいものでございます。

第10節需用費、印刷製本費は、50周年記念誌の事業費確定等により減額するものでございます。

第3款民生費、第1目介護認定審査会費につきましては、1万1,000円増額し、補正後の額を4,613万9,000円としたいものでございます。新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、審査会を38日休会としたことから、第1節報酬、第8節旅費、第10節需用費、消耗品費、第11節役務費、第13節使用料及び賃借料合わせて197万7,000円減額、令和3年4月の介護保険制度改正に伴うシステム改修及び介護認定審査に係るネットワーク機器の更新が必要となりましたので、第12節委託料を198万8,000円増額したいものでございます。

第2目自立支援審査会費は、第1節報酬及び第8節旅費を合わせて14万5,000円減額し、補正後の額を1,054万3,000円としたいものでございます。介護認定審査会費同様、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、研修会等が中止になったものでございます。

第4款衛生費、第1目結核予防費は、241万円減額し、補正後の額を1,683万2,000円としたいものでございます。

第11節役務費及び第12節委託料の補正で、新型コロナウイルス感染症の影響により受診者が減少したことによるものでございます。

第4目斎場費につきましては、406万6,000円減額し、補正後の額を8,618万3,000円としたいものでございます。第10節消耗品費は、台車用架台れんがの購入に35万2,000円増額し、燃料費、光熱

水費は、プロパンガス使用料と電気使用料が予想を下回ったため、合わせて277万7,000円減額、第12節委託料は、火葬炉運転業務委託料を121万円減額、告別室オゾン脱臭装置保守業務委託料を39万1,000円増額、第14節工事請負費は、事業費の確定に伴い、82万2,000円減額したいものでございます。

第4款衛生費、第1目清掃総務費は、199万1,000円減額し、補正後の額を9,042万1,000円としたいものでございます。指定ごみ袋の契約単価及び発注数量確定により、第10節需用費を減額したいものでございます。

第2目クリーンセンター費につきましては、405万7,000円増額し、補正後の額を5億4,346万4,000円としたいものでございます。

第10節需用費につきましては、ごみ処理量の増加により特殊助材の使用量が増加したことによる消耗品費の増額、施設の安定運転による購買電力の減少により光熱水費を減額するものでございます。

第12節委託料は、焼却灰再資源化処理業務委託料に不足が生じることから922万1,000円を増額したいものと、そのほか入札による予算との契約差額をそれぞれ減額したいものでございます。

第13節使用料及び賃借料は、新型コロナウイルス感染症の影響による視察研修の中止によるバス借上料の減額をしたいものでございます。

14ページ、15ページに移らせていただきまして、第3目環境衛生センター費は、45万6,000円減額し、補正後の額を1億5,999万円としたいものでございます。

第12節委託料は、廃乾電池の搬入量が増加しているため、処理委託料を74万5,000円増額し、第14節工事請負費は、入札による予算額との契約差額を120万1,000円減額したいものでございます。

第5款消防費、第1目常備消防費につきましては、253万4,000円減額し、補正後の額を15億3,203万4,000円としたいものでございます。

第8節旅費を19万3,000円減額、第11節役務費を39万2,000円減額、第13節使用料及び賃借料を23万円減額、第17節備品購入費は、救急用器材、小型動力ポンプ付水槽車及び救急車の入札による予算との契約差額の447万9,000円を減額、第18節負担金、補助及び交付金15万4,000円を減額し、第12節委託料を169万円、第14節工事請負費を122万4,000円増額したいものでございます。委託料は、新型コロナウイルス感染症対策等による消防本部庁舎の仮眠室等の改修工事に係る設計業務委託料を240万円増額するとともに、入札による予算との契約差額等を減額するもの、工事請負費は、建設中の消防防災拠点施設へ出場指令を確保するためのシステム改修が必要となったことから増額をしたいものでございます。

第2目消防施設費は、1,654万9,000円減額し、補正後の額を2億4,070万1,000円としたいものでございます。

第12節委託料は、消防防災拠点施設整備に係る施工監理業務委託料を625万円減額、電波伝搬調

査委託料を100万1,000円増額し、第14節工事請負費を1,130万円減額するものでございます。

第6款公債費、第2目利子につきましては、67万8,000円減額し、補正後の額を1,165万3,000円としたいものでございます。昨年度借入れ分の借入れ利率の減及び今年度起債額が減少することによるものでございます。

第8款予備費、第1目予備費につきましては、3,104万6,000円増額し、補正後の額を2億1,177万2,000円としたいものでございます。

歳出合計につきましても、歳入合計と同額の533万5,000円の増額補正となります。

最後に、16ページから給与費明細書及び地方債の調書補正となりますが、こちらのほうの説明は省略をさせていただきます。

以上で議案第2号の説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（四方田 実議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

8番、浅海忠議員。

8番（浅海 忠議員） 8番、浅海です。1点質問します。14、15ページの常備消防の委託料、先ほど来出ています消防本部庁舎仮眠室、またシャワー室改修工事設計業務委託ということで、今事務局長から新型コロナ対策という説明もありました。どのような工事をして新型コロナ対策をするための工事の設計になるのか、その辺詳しい内容が分かりましたらお願いします。

議長（四方田 実議員） 総務課長。

（黒沢敬三専門員兼総務課長登壇）

黒沢敬三専門員兼総務課長 ただいまの浅海議員からのご質問にお答えいたします。

コロナ対策として、どのような改修工事行うのかというご質問かと思えます。この工事の内容につきましては、女性消防職員の設備のさらなる充実と新型コロナウイルス感染症対策のために行うものでございます。具体的な内容としましては、本署当直女性消防職員用仮眠室1部屋を2人部屋に改修するとともに、4階の居室を仮眠室へと改修するものでございます。また、シャワー室につきましては、1階の男性用シャワー室の一部を改修し、女性用シャワー室を設けるものでございます。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） よろしゅうございますか。

8番、浅海忠議員。

8番（浅海 忠議員） 浅海です。今総務課長からありました。今の説明だと女性の職員の部屋を2人部屋にするというような説明があったと思うのですがけれども、今コロナ対策で2人部屋というのはいかがなものかというふうな感じがしたのですがけれども、どのような形で2人部屋になったのか、

説明をお願いします。

議長（四方田 実議員） 消防長。

町田 進消防長 浅海議員のコロナ対策という意味での改修工事について説明させていただきます。

昨年コロナの救急搬送ということが消防署内でテーマになりまして、救急出動した隊員が家に帰りたくないとかというような実情が出るようなことを想定して、昨年の秋から本署の4階の1室に、職員の希望により待機させる、もしくは泊まらせるという態勢を暫定的に進めてきたわけですが、本署は個室がないということで、個室という部分で、職員が暫定的に泊まれるようなスペースを確保しなくてはいけないという部分で、今の暫定的な1室に合わせ職員の希望があれば泊まれる個室を整備する必要があります、1室を改修しながら進めたいということでございます。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 8番、浅海忠議員。

8番（浅海 忠議員） ちょっと分かりにくかったですけれども、そうすると4階の今ある大きな部屋というか、想像ができないのですけれども、部屋をいわゆる明け勤務になった職員が、例えば家に帰りたくないの、そこに泊まるよというようなことに使えるように改修をするという解釈でいいのか。あとは、今使っている部屋のところを女性用に2人部屋にするという、2つを主にやるのか、ということよろしいのでしょうか。あとは、シャワー室ですか。

議長（四方田 実議員） 消防長。

町田 進消防長 先ほどの浅海議員のこのシャワー室及び仮眠室の改修事業の用途という中の仮眠室の……失礼しました、コロナ対策という意味での答弁させていただきました。この改修事業につきましては2つの大きな要素がありまして、今私が説明させていただいたようなコロナ対策としての部屋。それと、現在女性消防職員が1階に1室仮眠室を設けているのですけれども、その仮眠室を改修して、理由としましては、現在本署の女性は1当直1名しか泊まれないというような状況がございまして、それを1当直複数人、女性消防士が増えてきた、増員してきたという中で、それも含めて、両方の意味合いで改修するものでございます。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） 3番、黒澤です。それでは、複数件質問させていただきます。

まず、歳入のほうですけれども、10ページ、11ページ、2款2項1目1節の廃棄物処理手数料1,188万9,000円ということで、今の議案の説明では施設処理持込み分の大幅な増額があったと、クリーンセンターでは724万4,000円、環境衛生センターでは464万5,000円ということで、1,188万9,000円も歳入が増えるということは相当持込みがあったというふうに、この結果で、結果という

か補正予算でなっているのですけれども、原因というのはどういうものか、中身についてお聞かせいただければと思います。

それから、同じ10ページ、11ページ、5款2項1目1節、有価物売却代ということで、雑入のところに紙類売却代が325万1,000円、ペットボトル売却代が126万4,000円、大幅に減額されております。この理由を教えてくださいたいのと、その有価物売却の中に解体家電部品売却代23万円というのが入っているのですけれども、これ今までになかった有価物売却代なのですけれども、これについて内容を教えてくださいたいと思います。

歳出のほうもいきます。12ページ、13ページ、3款1項1目1節の介護認定審査会委員報酬と2目1節の自立支援審査会委員の報酬ですね、議案の説明では介護認定審査会の委員報酬については38回の休会、それから自立支援審査会のほうは研修会が中止ということで、これだけ報酬減額だという話だったのですけれども、介護認定審査会38回休会してしまって大丈夫なものなのかということをお聞かせいただければと思います。

それから、同じく4款1項1目12節、撮影業務委託料が223万3,000円減額ということで、これも先ほどのコロナの関係なのかもしれないのですけれども、減額理由を教えてください。

それから、同じページの4款1項4目10節需用費と委託料ですね、先ほども斎場費のほうなのですけれども、燃料費と光熱水費、火葬炉運転等業務委託料、いずれも120万円以上、需用費、それから委託料が減っているわけなのですけれども、これらの減額の理由ですね。これもコロナの影響で減っているのかどうかというのものもあるのかもしれないのですけれども、この減額の理由を教えてください。

最後は、14、15ページで、5款1項2目12節消防防災拠点施設施工監理業務委託料625万円の減額と、委託料が625万円減額なのですけれども、この理由についてお聞かせください。

以上です。

議長（四方田 実議員） 業務課長。

（野澤好博専門員兼業務課長兼秩父クリーンセンター所長登壇）

野澤好博専門員兼業務課長兼秩父クリーンセンター所長 3番、黒澤議員の質問のうち、業務課所管分の質問についてお答えをさせていただきます。

まず、予算書10ページ、11ページの廃棄物処理手数料の増額の要因でございますけれども、処理施設持込み分の手数料は、本年4月より令和元年11月定例会で可決をいただきました改定手数料を適用してございます。これに伴い、令和2年度歳入予算の計上に当たっては、持込み件数等直近の実績に改定の影響を加味いたしまして算出をしておりました。しかし、令和2年4月から12月の処理施設の持込みごみの実績におきまして、家庭系廃棄物の持込み件数が、前年比で約28%と大幅に増加をしております。事業系廃棄物につきましても、持込み件数で約3%の増加となりまして、当初予算で想定をしていました予測より持込件数が大きく上回ったことから、これに伴う手数料収

入の増収が見込まれるため増額補正を行うものでございます。

この持込み件数の増加の要因といたしましては、主には新型コロナウイルス感染拡大防止による外出自粛の影響からか、自宅や実家など、ごみの片づけ等を行う方が増えたことで、ごみ処理施設への持込み件数が急増したと考えられます。

続きまして、歳出のほうでございますけれども、12、13ページです。斎場費の需用費、燃料費、光熱水費及び委託料の減額の理由でございますけれども、まず需用費についてでございますが、燃料費では、火葬炉の燃料として使用するプロパンガスの購入費、光熱水費では施設の電気使用料と空調及び給湯用のプロパンガスの使用料について、本年度の購入量や使用量及び購入単価の実績が当初予算の想定を下回ると見込まれることから、歳出見込額と予算額との差額をそれぞれ減額するものでございます。この想定を下回った理由につきましては、購入量につきましては火葬件数が予測よりも若干低いということがございます。それと主には購入単価の値下がりがございます。こちらがプロパンガスでは市場価格が値下がりをしておりまして、その影響、電気料金では燃料調整費の値下がりによるものがございます。

続きまして、委託料の火葬炉運転等業務委託料の減額理由でございますが、この業務は火葬炉及び動物炉の運転及び炉前業務等の補助業務を火葬炉メーカーとの随意契約によりまして委託し、実施をしてございます。令和2年度の契約におきましては、斎場業務を担当しておりました組合職員1名の定年退職によりまして、委託業務職員を2名から3名に増員する内容で業務委託を行うこととし、契約に当たり見積り合わせを行った結果、予算より安価で契約ができたことから差額を減額するものでございます。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 環境衛生センター所長。

（原島 健秩父環境衛生センター所長登壇）

原島 健秩父環境衛生センター所長 3番、黒澤秀之議員のご質問のうち、歳入、有価物の売却代、このうち紙類の売却代及びペットボトルの売却代の大幅な減額の理由、それから解体家電部品についてご説明申し上げます。

まず、紙類につきましては、令和2年からの中国の輸入規制、これによりまして輸出量が激減しております。これに伴いまして国内流通も停滞しておりまして、市況価格が急落した状況が現在も続いているということから大幅な減額となるものでございます。

続きまして、ペットボトルにつきましては、容器包装リサイクル協会が実施します半期ごとの入札によりまして買取り額が決定するものですが、下期の入札において下落が生じたことが大幅な減額の要因でございます。これについては容器包装リサイクル協会の見解では、コロナの影響のみならずバージンペット樹脂の市況、輸出の低迷などが複合の要因で、再商品化製品の販売が難しい一方で引取り量が大幅に増加し、需給のバランスが崩れたことが影響していると推測しているとのこ

とございました。

続きまして、解体家電部品につきましては、搬入された小型家電製品の解体、分別を行いまして抽出される基板、モーター、家電線につきましては、買取り業者と交渉を行いまして有価物売却の新規事業として財源確保を進めたものでございます。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 福祉保健課長。

（関河 緑福祉保健課長兼会計課長登壇）

関河 緑福祉保健課長兼会計課長 3番、黒澤議員のご質問のうち、介護認定審査会費報酬の減額、また結核予防費委託料の減額理由についてお答えいたします。

まず、介護認定審査会費の報酬の減額ですが、審査会を休会するに至った審査件数が減少した要因というのが2つほどございました。1つ目は、新型コロナウイルス感染症による臨時的な取扱いとして、更新申請を迎えた方の従来の期間、その期間に新たに12か月まで有効期間延長が可能という措置が取られました。それにより更新申請を先延ばしにした方がいらっしゃいまして、今回の更新申請の件数が減ったということがございました。

そして、2つ目ですが、平成30年4月のときの介護保険制度改正に伴いまして更新申請の有効期間の上限がその当時24か月が上限でしたけれども、そのときから36か月まで設定が可能となったことにより、そのはざまにあります令和元年度と2年度は申請が一時的に減少したことにより、審査会開催数を減らしたものです。

先ほど38回減らしたことよって、被保険者の認定に影響は出なかったのかというご質問ございましたが、今年度は普通でいきますと5,500件を見込みまして225日行う予定でした。1回当たり24件審査する予定でしたが、約40%減ったことによりまして、休会を設けたということです。休会を設けたことにより、申請されている方の審査会が先送りになって、認定までの日数に影響が出るのではないかと危惧されることと思われませんが、審査会までの事務手順を申し上げますと、各市町から審査の依頼が入ると、審査会事務局では内容を確認して、認定審査会が行われる最低でも5日前までに審査委員の手元へ資料を送付して、事前に内容を見てもらった上で審査会で審査判定されます。その後、結果を保険者であります市町のほうへ送付して認定がされております。例年ですとその依頼件数が1日当たり20件から30件あたり入ってきていたのですが、今回は1日に10件から15件ぐらい、または数件しかないというような日もございましたので休会せざるを得なかったところで、1回当たり15件ぐらい集まったところで審査会を組みましたので、審査の遅れは生じませんでした。

続きまして、結核予防費委託料の撮影業務委託料の減額についてなのですが、やはり新型コロナウイルス感染症の影響により、各市町の住民検診の受診者が減少したことによりまして、結核検診業務の出来高分の減額がございました。

以上となります。

議長（四方田 実議員） 総務課長。

（黒沢敬三専門員兼総務課長登壇）

黒沢敬三専門員兼総務課長 3番、黒澤議員のご質問にお答えいたします。

消防部分につきましてお答えをいたします。消防防災拠点施設施工監理業務委託料の大幅な減の理由はとのご質問でございますが、防災拠点施設施工監理業務委託料として、当初一般会計予算625万円を計上しておりましたが、施工監理業務の資格を有する広域組合職員が行うことで業務委託は不要となったものでございます。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） 1点だけ再質問させていただきます。解体家電部品売却代というのが23万円、補正でついていますけれども、これは新しい資源というか、ごみから発生するものを売って収入にすることなのですか、これは特に今まで集められた資源ごみというか、ごみの中からこういうものを生み出すのか、新たに回収する家電製品が変わるものなのか、その辺はどういうふうにお考えなのか、教えてください。いわゆる今回23万円ですけれども、今までは23万円生まなかつただけけれども、職員の努力というか、やり方によって23万円を生むことができたということなのか。はたまた受け入れる家電製品は変えていないと思うのですけれども、そういうのを今後変える気がこれであるのかどうか教えてください。

議長（四方田 実議員） 環境衛生センター所長。

原島 健秩父環境衛生センター所長 ただいまの黒澤議員の再質問にお答え申し上げます。

小型家電製品の回収等につきましては今までどおりでございます、職員による事業ということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） よろしゅうございますか。

2番、山中進議員。

2番（山中 進議員） 2番、山中です。私は、単純に教えてください。コロナ対策で900万円ほど入っていますよね、地方負担金ということで。どこに使われているかと、今大体分かりました。だけれども、もう一つ、売電収入があるのですけれども、コロナで使われる予算枠はいいのですけれども、こうしたぽこっと出てきた場合の補正の浮いた金をどうするのかということをごちょっと聞きたいのです。

議長（四方田 実議員） 管理課長。

（柳井戸直樹事務局次長兼管理課長登壇）

柳井戸直樹事務局次長兼管理課長 山中議員のご質問にお答えいたします。

補正予算書10、11ページになりますが、雑入の今回の売電収入の使い方ということでよろしいで

しょうか。今回の補正予算に計上した秩父クリーンセンターの売電収入962万5,000円ございます。これにつきましては、補正予算書12ページを見ていただきますと、その4款2項2目のところにクリーンセンター費がございます。その特定財源、その他に1,692万1,000円がございます。この中に売電収入の962万5,000円、これが含まれておりまして、今回の補正で発生しました増額分、これについてはクリーンセンター経費の財源とさせていただきたいというものでございます。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） よろしゅうございますか。

他に質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結します。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（四方田 実議員） 総員起立であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時09分

再開 午後 3時20分

議長（四方田 実議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（四方田 実議員） 次に、議案第3号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

水道局長。

（柴岡康夫水道局長登壇）

柴岡康夫水道局長 議案第3号 令和2年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第3回）について、ご説明申し上げます。議案書の4ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の補正は、年度内の実績値及び今後の見込みを勘案しまして、各費目において可能な限りの収入、支出見込みの見直しを行ったものでございます。

第1条は省略いたしまして、第2条は、業務予定量のうち（4）の主な建設改良工事について、補正額に基づき記載してございます。

次に、第3条、収益的収入及び支出についての補正でございます。第1款水道事業収益でございますが、6,490万1,000円を減額するものでございます。

まず、第1項営業収益6,291万3,000円の減額及び第2項営業外収益の198万8,000円の減額でございますが、主な補正内容につきましては、令和2年度水道事業会計補正予算（第3回）説明書2ページ、3ページ、水道事業会計補正予算実施計画書を御覧いただきたいと存じます。

第1項営業収益、第1目給水収益6,307万8,000円減額するもので、水道料金収入が夏から秋にかけての天候不順、それとコロナ対策による使用水量の減少傾向により当初見込みを下回ることから減額するものでございます。

第3目その他の営業収益16万5,000円の増額につきましては、消火栓修繕箇所が増えたため、他会計負担金の皆野町負担分を補正するものでございます。

次に、第2項営業外収益の198万8,000円の減額でございますが、主なものといたしましては、第4目長期前受金戻入521万1,000円の増額、これは令和元年度中に補助金等を財源により取得した償却資産額が確定したことによる本年度分の再算定をしたものでございます。

第5目消費税及び地方消費税還付金1,565万3,000円の減額につきましては、補正に伴い、消費税の再計算によるものでございます。

議案書の4ページにお戻りいただきたいと存じます。次に、支出でございます。第1款水道事業費用につきましては、1億3,964万9,000円を減額するものでございます。

まず、第1項営業費用でございますが、1億4,108万4,000円減額補正するものでございます。主なものといたしましては、浄水場、配水池等、維持管理のための各種委託料1,860万6,000円の減額、浄水場、配水池等の動力費1,980万円の減額、減価償却費8,077万1,000円を減額するものでございます。各種委託料につきましては、請負差金や今後の必要額等を算出し、不用額の減額を行ったものでございます。また、動力費につきましては、取水・送水ポンプ等稼働頻度の減少により減額す

るものでございまして、減価償却費につきましては、決算確定に伴う再計算により減額補正するものでございます。

次に、第2項営業外費用143万5,000円の増額補正につきましては、企業債償還利息の借入額及び利益確定による差額分を500万円減額し、補正に伴い、消費税の再計算による消費税調整額を643万5,000円増額補正するものでございます。

次に、第4条の冒頭の記述は、資本的収入が資本的支出に不足する額の補填財源に関する内容を、それぞれ項目と金額について補正するものでございます。

その下段にございます資本的支出につきましては、第1款資本的支出1億7,254万9,000円を減額するものでございます。

第1項建設改良費1億7,254万9,000円の減額でございますが、水道事業会計補正予算（第3回）説明書6ページ、7ページを御覧いただきたいと存じます。第1目原水及び浄水施設費4,109万円の減額、第2目配水及び給水施設費1億3,203万2,000円の減額。主な内容といたしましては、工事請負費、委託料、路面復旧費等の請負差金による減額でございます。

議案書の4ページにお戻りをいただきたいと存じます。第5条は、予算第10条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費の額を流用禁止事項として定めております。人件費の補正計上を8万1,000円増額補正するものでございます。

次に、第6条は、予算第11条に定めた構成市町からの補助金のうち、児童手当補助金の金額を41万円減額補正するものでございます。

また、別冊、補正予算説明書の2ページから7ページには実施計画、8ページには予定キャッシュフロー計算書、9ページから10ページは給与等明細書、11ページには継続費に関する調書、12ページから13ページには予定貸借対照表、当年度分がそれぞれ記載してございますので、後ほど御覧いただければと存じます。

以上で議案第3号の説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（四方田 実議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

2番、山中進議員。

2番（山中 進議員） 2番、山中です。1点ほど確認させてください。まず、1点目に、17ページ、これ見積書のほう見てやっているのですけれども、給水収益が6,300万円ありますね、マイナス、これは単純に給水戸数は何件あって、どのぐらいの給水人口なのか、分かれば教えてください。

それから、この給水収益はだんだんと減ってくるとは思われるのだけれども、人口減少が今後叫ばれていますからね。そういう中で今施設整備をやっているのですけれども、こうした状態も踏まえて、今後やっぱり計画を見直ししながらでも考えてほしいなと思っているところなのですけれども、こういう状況を踏まえて、将来について何か考え方があったら教えてください。

議長（四方田 実議員） 経営企画課長。

（古屋敷光芳水道局次長兼経営企画課長登壇）

古屋敷光芳水道局次長兼経営企画課長 それでは、山中議員のご質問についてお答えさせていただきます。

給水収益の減額理由でございますが、現在水道料金収入が減少傾向であることから、実績に基づきまして再算定をさせていただきます。夏から秋にかけての天候不順と、コロナ対策によります使用水量の減少が影響したものと推測しております。特に夏場の学校のプール等、ミューズパーク等の施設のプールも含め中止になったことが、使用料の水量に大きな影響を与えたものと考えております。

また、給水戸数等の算定の内容のご質問ですが、給水収益の減額の計算の方法につきましては、あくまで料金見込みの金額で算定をしております。実績に基づく調定額によりまして比較をしております。4月から12月までの調定実績に基づきまして調定金額を算出いたしまして、同期の予算の算出分と差額を計算し、その部分から減少率を計算しております。今後見込まれます1月から3月分については、予算に対して、その減額率を計算したものを合わせて計上させていただきます。今回の見込みの予算に対し減少であり、金額の減額予算を計上させていただきました。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 2番、よろしいですか。

2番（山中 進議員） 減収率は聞いた、給水収益については分かったけれども、こうしたこれからコロナがまたなってくるとき、あるいはこれから人口が減っていくという秩父の将来を考えたときに、あまりにも6,200万円という大きな数字ですよ、これ。そうしたときの将来的な考え方は持っているかということを知りたいのです。給水収益の減少に実際あるわけですから、その辺に対してどのような考え方を今後持っているかというのを聞きたいのです。

議長（四方田 実議員） 経営企画課長。

古屋敷光芳水道局次長兼経営企画課長 山中議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、施設整備計画の内容につきましては、広域の基本計画に基づきましてアセット等も含め策定をさせていただいております。給水収益や給水人口等の減少、これを考慮した上で予測の策定をさせていただいております。したがって、根拠に基づいた設計ということで進めさせていただいている考え方でございますので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） 3番、黒澤です。1件です。説明書の中の後半部分が見積書ということで、20、21ページ、資本的支出のところ。1款1項1目6節、7節ということで、浄水施設関連工事、それから2目9節、11節ということで配水施設関連工事ということで、両方とも委託料と工事

請負費なのですけれども、それぞれ見ますと浄水施設関連工事の委託料がマイナス2,909万4,000円、工事請負費は1,199万6,000円、配水施設関連工事の委託料が5,361万6,000円、工事請負費が6,980万3,000円の大幅な減額となっているわけです。意見は言うてはいけないのですけれども、一般質問で入札をお聞きしましたので、感想としては設計段階の予算との乖離が大きい。これ請負差金だということなのですけれども、何件ずつぐらいこれが含まれていて、総額この6,900万円とか5,300万円とか、かなり額が大きいのですけれども、設計段階との予算の乖離が大きいように見受けられるのですけれども、中身は何件ずつぐらいあるということなのか、お聞かせください。

議長（四方田 実議員） 浄水課長。

（新井伴明水道局技監兼浄水課長登壇）

新井伴明水道局技監兼浄水課長 ただいまの黒澤議員のご質問についてお答えをいたします。資料の20ページ、21ページについての浄水施設関連工事についてお答えをさせていただきます。

1款1項1目6節委託料でございますが、主な要因といたしましては、小鹿野町煤川浄水場浄水方法変更届出書作成業務の発注を予定しておりましたが、費用対効果を勘案したことによる発注の取りやめ及び別所浄水場急速ろ過池・排水池更新工事設計業務委託の請負差金でございます。委託の数といたしましては、5件ございました。

続きまして、1款1項1目7節工事請負費でございますが、主な要因といたしましては、市道荒川幹線2号線導水管布設替工事及び高篠浄水場送水ポンプ更新工事の請負差金でございます。この市道荒川幹線2号線導水管布設替工事につきましては、秩父市地域整備部発注の道路改良工事との調整による減額でございます。数としては、4本でございます。

以上でございます。ご理解のほど、よろしく願いいたします。

議長（四方田 実議員） 工務課長。

（田巻政利工務課長登壇）

田巻政利工務課長 続きまして、1款1項2目9節の委託料についてお答えをいたします。

これにつきましては、委託料、件数にして8件の補正案件がございます。そのほとんどは請負差金でございますけれども、秩父児玉線ほか配水管布設替え工事設計業務委託におきましては、発注時に仕様を変更したことによりまして減額となり、それからR4運営基盤強化事業増圧場増圧ポンプほか更新工事設計業務委託につきましては、発注を取りやめたことにより減額となっております。

また、同じ款項目の第11節工事請負費についてですが、これについては16件の補正案件がございます。これにつきましても多くは請負差金でございますけれども、耐震基幹管路（Aルート）布設工事A・4工区につきましては、他工事との調整で工事範囲が減となりましたので減額となりまして、また小鹿野町滝原町営住宅管理道配水管布設替え工事につきましては、関係者との調整により工事が取りやめとなっております。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 浄水課長。

新井伴明水道局技監兼浄水課長 先ほどの黒澤議員へのお答えに訂正をさせていただきます。浄水関連施設の本数ですが、委託を5本、工事請負費を4本と申し上げましたが、工事請負費も同じく5本でございました。失礼いたしました。よろしくお願いいたします。

議長（四方田 実議員） 3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） 再質問させていただきます、1点だけ。発注時の仕様変更ないしは発注取りやめによりまして、大半が請負差金だという話ですけれども、中には仕様の変更、発注取りやめというのがあるという話なのですけれども、これはもうそもそもが今後繰越しをすることもなく取りやめたり、発注というか仕様が変わって、仕様が変わったのは変わったとおりの発注ですのしょうけれども、取りやめたりするものは、今お聞きしたら内容がかなりある、かなりというか何件かあったのですけれども、それはもう取りやめということであれば、繰り越さずにいきなりそれはやらないという判断に至ったのでしょうか。

議長（四方田 実議員） 工務課長。

田巻政利工務課長 お答えいたします。

発注仕様の変更につきましては、先ほどお話ありましたとおり、発注段階で変更しておりますので、そのとおりでございますが、工事の委託につきましても、先ほど申し上げたR4運営基盤強化事業増圧場増圧ポンプほか更新工事設計業務委託につきましては、直営により設計ができるというふうの内容を判断しまして発注を取りやめましたので、直営によりやっております。

それから、工事についてですけれども、小鹿野町滝原町営住宅管理道配水管布設替え工事につきましては、町営住宅の取壊しに関連して実施する配水管の布設替え工事でございますけれども、町営住宅の取壊しの時期が未定で延期となりましたので、本工事についても取りやめとさせていただきます。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 小鹿野事務所長。

高橋 豊小鹿野事務所長 それでは、小鹿野町煤川浄水場浄水方法変更届出書作成業務の業務を取りやめた関係ですが、これについては当初煤川浄水場を更新するに当たって、給水戸数も随分少なくなってくるというようなことで、浄水方法を変更したらどうかという話がございまして、浄水方法を膜ろ過にするか、現在のとおり急速ろ過を続けるか、緩速ろ過にするかということで3方法の検討を行いました。現在急速ろ過で行っておりますのですが、施設を更新して、そのまま使う方法が一番効率がいいというような方向になりましたので、ろ過方式が交換にならないということで届出の必要がなくなったというようなことで、この届出業務の作成費用が削減になったということになります。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 16番、出浦正夫議員。

16番（出浦正夫議員） 16番、出浦です。先ほどから質問されているのですけれども、16ページ、17ページに関わる水道事業収益の1、営業収益、給水収益に関わってなのですが、6,307万8,000円の減額補正なのですけれども、先ほどからのご答弁によりますと、昨年夏、秋の悪天候と、それからコロナの影響によって使用料が減ったと。さらには、夏の学校のプールの使用が控えられたことも影響しているというお話がありましたが、もしこれだけだと、いずれ天候も安定したり、コロナも終息したりすれば元に戻るといことが予想されるのですけれども、もう一つ、最近節水型の機器が非常に普及しているというようなこともあるので、そういう影響というのは考えられないのかというのが1点です。

もう一つは、毎月毎月供給水量というのがデータとして取られていると思うのですけれども、例年と比べて去年の夏、秋、それからコロナの影響があるこの1年間とかというのは、給水量としてはどういうふうな変化をしているのか、そこをお願いします。

議長（四方田 実議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時44分

再開 午後 3時46分

議長（四方田 実議員） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

そういうことで、出浦さん。

16番（出浦正夫議員） 改めて言ったほうがいいですか。

議長（四方田 実議員） そうでなくてもいいのですけれども。答えられないでしょう、すぐ。

（「ちょっとデータがないので」と言う人あり）

議長（四方田 実議員） データがない。では、後ほどにしていきたいと思いますが、ひとつよろしくをお願いします。

他に質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長(四方田 実議員) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(四方田 実議員) 総員起立であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

○散会の宣告

議長(四方田 実議員) 以上で本日の日程は終了いたしました。

次回日程の報告をいたします。2月16日は午前10時から議案の審議を行いますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれをもちまして散会いたします。

散会 午後 3時47分

令和3年2月16日

秩父広域市町村圏組合議会定例会

秩父広域市町村圏組合議会定例会議事日程

(第2日)

令和3年2月16日午前10時開議

- 第 1 議案第4号 令和3年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算
- 第 2 議案第5号 令和3年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算

(開会 午前 9時54分)

出席議員 (15名)

1番	上林富夫	議員	2番	山中進	議員
3番	黒澤秀之	議員	4番	赤岩秀文	議員
5番	木村隆彦	議員	6番	本橋貢	議員
7番	小櫃市郎	議員	8番	浅海忠	議員
9番	黒澤克久	議員	11番	林豊	議員
12番	四方田実	議員	13番	新井利朗	議員
14番	染野光谷	議員	15番	高橋耕也	議員
16番	出浦正夫	議員			

欠席議員 (1名)

10番 関根修 議員

説明のための出席者

久喜邦康	管理者
富田能成	副管理者
石木戸道也	理事
大澤夕キ江	理事
森真太郎	理事
引間正人	監査委員
富田豊彦	事務局 局長
北堀芳明	会計 管理者
町田進	消防 局長
柴岡康夫	水道局 局長
柳井戸直樹	事務局次長兼管理課長
野澤好博	専門員兼業務課長兼 秩父クリーナー所長
小茂田浩	消防本部次長兼 危機防災管理監兼 消防署 局長
黒沢敬三	専門員兼総務課長
中村智	水道局次長兼 吉田事務所 局長

古	屋	敷	光	芳	水	道	局	次	長	兼
					経	営	企	画	課	長
新	井	伴	明		水	道	局	技	監	兼
					水	道	局	技	監	兼
濱	田	雅	之		契	約	検	査	課	長
					契	約	検	査	課	長
関	河		緑		福	祉	保	健	課	長
					福	祉	保	健	課	長
原	島		健		秩	父	環	境	衛	生
					七	ン	夕	一	所	長
新	井		守		予	防	課			長
					予	防	課			長
山	中	寛	美		指	令	課			長
					指	令	課			長
田	卷	政	利		工	務	課			長
					工	務	課			長
千	島		武		大	滝	・	荒	川	事
					大	滝	・	荒	川	事
町	田	一	生		横	瀬	事	務	所	長
					横	瀬	事	務	所	長
井	上	昌	行		皆	野	・	長	瀬	事
					皆	野	・	長	瀬	事
高	橋		豊		小	鹿	野	事	務	所
					小	鹿	野	事	務	所

職務のため出席した事務職員

千	嶋		浩		書		記		長
					書		記		
横	田	真	一		書				記
					書				記

午前 9時54分 開議

○開議

議長（四方田 実議員） ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

○議事日程について

議長（四方田 実議員） 議事日程は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○答弁の申出

議長（四方田 実議員） 議案審議に入る前に申し上げます。

12日の議案第3号、出浦議員の質疑に対し答弁漏れがあり、水道局より答弁の申出がありましたので、発言を許します。

経営企画課長。

（古屋敷光芳水道局次長兼経営企画課長登壇）

古屋敷光芳水道局次長兼経営企画課長 それでは、先日の出浦議員のご質問につきまして、有収水量の状況につきましてご説明をいたします。

今年度におきましては、新型コロナウイルス感染拡大による影響を顕著に表すものとなっております。まず、6月、7月請求分の有収水量の内容でございますが、昨年に比較いたしまして著しく減少しております。これは、令和2年4月7日から1か月間発出されました緊急事態宣言の影響によるものと考えられます。6月におきましては、昨年同時期に比較いたしますと5万9,000立方メートル減、5.7%の減少、7月におきましては3万2,000立方メートルの減、3.4%の減少となっております。

次に、10月の状況を見ますと、昨年と比較いたしまして4万2,000立方メートルの減、3.8%の減少をしております。これは夏季の水需要及びプール等の中止などの影響を受けて減少の傾向があったと考えられます。また、令和3年2月請求分におきましても、昨年度に比較して3万立方メートルの減、2.9%減少しております。昨年度末から感染拡大による影響によるものと推察されます。来月3月分が本年度最後の請求となりますが、1月8日から緊急事態宣言の発出と延長の影響を受けることは避け難いものと考えております。以上によりまして昨年度実績に比較いたしますと、1.5%から2%ほどの有収水量の減少になるのではないかと考えられます。

次に、出浦議員よりお話がございました節水機器の影響がどのように有収水量に影響を及ぼしているのかにつきましては、影響水量をお伝えすることは不可能でございます。参考までに一般家庭13ミリのメーターを設置している方で、使用水量が2か月40立方メートル以内の方の、平成20年度

と今年度実績で比較をさせていただきました。平成20年度におきましては63.6%、今年度の実績を見ますと65.8%が、この条件に該当することになりました。10年間でおよそ2%増加しているということになります。このような値が節水機器等の影響、高齢者のみの世帯等の増加を反映した値と考えられます。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 出浦議員、よろしゅうございますか。

16番（出浦正夫議員） ありがとうございます。

○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（四方田 実議員） これより議案審議に入ります。

議案第4号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（富田豊彦事務局長登壇）

富田豊彦事務局長 議案第4号の令和3年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算について、ご説明申し上げます。

組合の共同処理する事務事業は、広域的に行うことで、より経済的かつ効率的な執行が求められております。令和3年度一般会計の予算編成に当たりましては、組合を構成する市町において厳しい財政状況が続く中で、構成市町の負担金が主たる財源である本組合の財政運営においては、こうした市町の財政状況を十分に認識し、歳出の削減または抑制に努め、新型コロナウイルス禍においても、事業の継続が求められる生活に欠かすことができない事業である消防、救急、環境衛生及び福祉、保健医療の分野において1市4町10万人の負託に応えるため、組合全体で一丸となって秩父地域全体の安全、安心、快適なまちづくりを実現するため予算を取りまとめました。

それでは、説明に入らせていただきます。お手元の予算書の1ページをお開きください。第1条では、令和3年度予算の総額を歳入歳出それぞれ32億6,102万3,000円、前年度予算額35億365万6,000円に対し、2億4,263万3,000円の減額、率にして6.93%の減としております。

第2条では、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第2表、地方債により定めるものであります。内容については、後ほど説明させていただきます。

第3条では、地方自治法第235条の3第2項に規定する一時借入金の最高額を3億円と定めるものでございます。

第4条では、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものであります。

2 ページおめくりいただき、4 ページをお開きください。第2表、地方債でございます。消防自動車整備事業、救急自動車整備事業及び消防庁舎整備事業のための起債で、起債限度額を前年度と比較し、2億5,230万円の減額、7,800万円とさせていただきます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、歳入歳出予算事項別明細書でご説明を申し上げます。8 ページ、9 ページをお開きください。まず、歳入でございます。第1款分担金及び負担金でございますが、節に定める区分の9つの負担金額の合計が26億5,559万8,000円で、前年度と比較して7万4,000円の増額となります。歳入全体に占める割合は81.43%となります。ご案内のようにこの市町負担金は、組合格約に定める負担基準に従って納めていただいているもので、負担金積算基礎は確定数値を使用しております。負担金明細書は、40ページに記載してございます。後ほど御覧いただきたいと存じます。

次に、第2款使用料及び手数料の第1項使用料、第1目衛生使用料は2,381万9,000円で、これは火葬場使用料及び霊柩車使用料でございます。

次に、第2項手数料、第1目清掃手数料は2億9,423万9,000円で、主なものは処理施設持込手数料や有料指定ごみ袋手数料の廃棄物処理手数料でございます。

第2目消防手数料は108万6,000円で、危険物設置許認可や火薬類煙火消費手数料でございます。

次に、第3款財産収入、第1項財産運用収入は96万3,000円で、土地貸付収入、建物貸付収入及び公共施設整備基金預金利子でございます。

1 ページおめくりいただき、10、11ページをお開きください。第2項財産売払収入は35万円で、更新予定の消防自動車及び救急自動車の売払いによるものでございます。

次に、第4款の繰越金は1億1,500万円となります。これは令和2年度予算の予備費、現計予算額の不用見込額を新年度の繰越金として計上して、歳入財源とさせていただきます。

次に、第5款の諸収入、第1項組合預金利子は6,000円でございます。

第2項雑入は9,196万2,000円で、秩父クリーンセンターの売電収入を6,782万7,000円、有価物売却代として、カン売却代から羽毛布団売却代として2,019万9,000円を計上いたしました。なお、前年度と比較して1,019万9,000円の減額、率にして10%の減となりますが、有価物売却代のうちカン売却代、紙類、アルミガラ・銅線類及びペットボトルの売却単価が値下がりしている関係で、有価物売却代が1,150万2,000円減額していることが要因となります。

1 ページおめくりいただき、12、13ページをお開きください。第6款組合債は7,800万円で、消防自動車、救急自動車及び消防庁舎の整備に係るものでございます。なお、消防自動車及び救急自動車の整備につきましては、地方交付税措置がある地方債の活用を予定しております。

次に、歳出に移ります。1 ページおめくりいただき、14ページ、15ページをお開きください。まず、第1款議会費は316万7,000円で、主なものは、議員報酬、調査旅費、会議録調製委託料でございます。

次に、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は1億3,852万円となり、前年度と比較して1,508万5,000円の増額となります。前年度に比べ職員が2人増員となっていることが要因でございます。

15ページから17ページに記載してございます職員14人分の人件費や、各システムの維持管理等に係る費用などがございます。

第2目公平委員会費は4万8,000円でございます。

1ページさらにおめくりいただきまして、18、19ページをお開きください。第2項監査委員費は24万6,000円でございます。

次に、第3款民生費、第1項福祉費、第1目介護認定審査会費は4,688万2,000円でございます。前年度と比較して370万1,000円の減額となりますが、主な要因は職員配置に伴う人件費の減によるものでございます。介護認定審査会委員の報酬や職員4人分の人件費、11節役務費のネットワーク通信代、13節使用料及び賃借料の審査会システムに係るシステムの使用料などが主なものでございます。

第2目自立支援審査会費は1,073万1,000円でございます。自立支援審査会委員の報酬と職員1人分の人件費が主なものでございます。

1ページおめくりいただきまして、20ページ、21ページをお開きください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目結核予防費は1,905万7,000円でございます。この事業は、圏域住民を対象としたエックス線検診車による撮影業務や、フィルムの読影業務を秩父郡市医師会に委託して実施しております。

第2目循環器検診費は650万1,000円でございます。この事業は、圏域内市町の小学校、中学校の児童生徒の心臓検診業務を秩父郡市医師会に委託して実施しております。

次に、第3目救急医療施設費は5,768万1,000円でございます。この事業は、12節委託料に休日などの初期救急医療体制を確保するため、休日診療所、在宅当番医制、小児初期救急の運営事業を秩父郡市医師会に委託して実施する経費を2,272万1,000円、18節負担金、補助及び交付金に、二次救急医療体制として年間を通じて毎日の夜間、日曜日及び国民の祝日等の救急患者の受入れ態勢を整備するため、病院群輪番制度へ参加する秩父市立病院、秩父病院、皆野病院の3病院への補助金3,496万円となっております。

次に、第4目斎場費は8,705万5,000円で、前年度と比較して335万5,000円の減額となります。職員人件費の減額によるものでございます。斎場費の主な経費は、職員、会計年度任用職員合わせて4人分の人件費と、斎場運営及び維持管理に関する経費を計上しております。

22、23ページを御覧ください。次に、第2項清掃費、第1目清掃総務費は9,263万9,000円で、前年度と比較して229万3,000円の増額となりますが、職員人件費の増額が主な要因でございます。清掃総務費の主なものは、10節需用費、消耗品費に有料指定ごみ袋の製作購入費、12節委託料に計上

しております有料指定ごみ袋販売店への収納委託料でございます。

次に、第2目クリーンセンター費は5億6,067万9,000円で、前年度に比べ992万3,000円の増額でございます。職員4人分、会計年度職員2人分の人件費、施設の維持管理に係る薬品類等消耗品費や修繕料、運転管理業務委託料や定期点検整備業務に係る委託料、工事請負費などがございます。

25ページの12節委託料の4段目に、蒸気タービン発電設備法定検査整備業務委託料2,447万8,000円がございます。これにつきましては、発電設備の設置から4年が経過するため、4年に1度の法定検査を行うというものでございます。

26、27ページを御覧ください。第3目環境衛生センター費は1億5,616万1,000円でございます。職員4人分の人件費、施設の維持管理に係る薬品類等消耗品費や修繕料、廃棄物の資源化に係る委託料などがございます。

第12節委託料に廃棄物受入管理資源化業務委託料8,646万円がございます。この委託業務は、秩父環境衛生センター内のストックヤードの管理や秩父リサイクルセンターでの資源化業務など、秩父リサイクル事業協同組合に委託して実施しているものでございます。

28、29ページを御覧ください。第4目廃棄物収集費は1億9,140万円でございます。可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみの収集業務に係る委託料でございます。

次に、第5款消防費、第1目常備消防費は15億3,535万円で、前年度比1,029万6,000円の減額でございます。再任用職員5人を含む消防職員178人に係る職員人件費が13億127万2,000円で、前年度比1,849万5,000円の減額、これが主な要因となります。

1ページおめくりいただきまして、30ページ、31ページをお開きください。31ページ、委託料の中ほどに高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線設備保守点検業務委託料2,475万円がございます。前年度に比べ409万7,000円の増額となっておりますけれども、これにつきましては、高機能消防指令センターの保守委託が、前年度は8か月分、それから令和3年度では1年分の計上となることによるものでございます。

なお、令和3年度では、令和2年度に別々で契約していたものを一括で契約することで、128万円の削減を図っているということでございます。

第14節工事請負費の消防本部庁舎仮眠室・シャワー室改修工事1,600万円は、新型コロナウイルス感染症対策と併せ、女性職員の職域拡大のため行うものでございます。

第17節備品購入費のうち、消防ポンプ自動車4,492万9,000円は、東分署に配備されている平成15年式の消防車を更新整備するものでございます。

また、救急車3,000万円につきましては、西分署に配備されている平成24年式の救急車を更新整備するもので、更新後の現在の救急車につきましては、南分署への配置換えを行い、できる限り新しい救急車を配備するようローテーションを行いたいというように考えております。

32、33ページをお開きください。第2目消防施設費、これにつきましては消防防災拠点施設整備

事業の完了に伴い、予算計上はございません。

次に、第6款公債費、第1目元金は3億169万5,000円で、前年度比353万6,000円の減額となります。元金の減額の要因といたしましては、平成22年度に借り入れました東分署建設事業の償還終了によるものでございます。

第2目利子につきましては1,321万1,000円で、前年度比88万円の増額となります。増額の要因といたしましては、令和2年度同意分の消防防災拠点施設整備事業、小型動力ポンプ付水槽車整備事業、救急車整備事業の償還開始によるものでございます。

次に、第7款諸支出金、第1項基金費、第1目公共施設整備基金費は1,000万円を計上させていただきました。前年度比999万9,000円の増額となります。これは公共施設整備基金に積み立てるもので、定期的な施設整備や突発的な修繕等に活用し、負担金への影響を抑えたいと考えております。また、この財源につきましては、繰越金と基金運用益を充てるものでございます。

次に、第8款の予備費は3,000万円で、前年度と同額を計上させていただきました。

34ページ以降につきましては、給与費明細書などでございます。説明のほうは省略をさせていただきたいと存じます。

以上で議案第4号の説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（四方田 実議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

16番、出浦正夫議員。

16番（出浦正夫議員） 16番、出浦です。それでは、3点にわたって質問いたします。

まず、質問の1番目ですけれども、25ページ、4款2目クリーンセンター費の12節ですけれども、委託料について質問いたしますが、焼却灰再資源化処理業務委託料6,929万2,000円、ばいじん等資源化業務委託料5,676万3,000円、これは委託する処理量、それから資源化されたものは最終的にはどういう製品になっていくのか、それについて伺います。

質問の2問目ですが、31ページ、5款1日常備消防費の17節備品購入費、金額的にはあまり大きくないのですけれども、128万4,000円の購入品目について、品目は何か伺います。

同18節の負担金、補助及び交付金のうち山岳遭難救助研修負担金1万円なのですけれども、これは額が非常に少額なのですが、多分項目だけ起こすというような意味であるのかなと思うのですけれども、一般質問でも質問いたしましたけれども、秩父では山岳遭難の出動というのは非常に多いし、人命救助という点では非常に重要なのですけれども、この金額で十分な研修ができるのか、あるいは内部で十分な研修が行われているのか、その点について伺います。

質問の3点目ですが、35ページの給与明細書のうちの2の一般職員なのですけれども、205人のうち会計年度任用職員は何人いらっしゃるのか、その点について伺います。よろしくお願いいたします。

議長（四方田 実議員） クリーンセンター所長。

(野澤好博専門員兼業務課長兼秩父クリーンセンター所長登壇)

野澤好博専門員兼業務課長兼秩父クリーンセンター所長 ただいまの16番、出浦議員の質疑にお答えをいたします。

まず、予算書の25ページです、クリーンセンター費、12節委託料のところでございますが、焼却灰再資源化処理業務委託料及びばいじん等資源化業務委託料で、委託処理する処理量及び資源化の内容についてということでお答えをさせていただきます。焼却灰及びばいじんの資源化処理業務につきましては、秩父環境衛生センター最終処分場の延命化と焼却灰等のリサイクルを目的に実施をしている業務でございます。焼却灰再資源化処理業務につきましては平成19年3月より、ばいじん等再資源化業務につきましては平成15年1月より実施をしております。このうち焼却灰再資源化処理業務につきましては、寄居町でございます彩の国資源循環工場内のツネイシカムテックス株式会社におきまして焼成処理をした後、人工砂へ再資源化をしております。令和3年度の委託処理量は、今年度の処理等の実績から年間で2,270トンを見込んでございます。

続きまして、ばいじん等資源化業務につきましては、熊谷市でございます太平洋セメントの熊谷工場でセメント原料として再資源化をしております。令和3年度の委託処理量は、ばいじんが710トン、焼却灰が136トンを見込んでございます。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 総務課長。

(黒沢敬三専門員兼総務課長登壇)

黒沢敬三専門員兼総務課長 16番、出浦議員の備品購入費128万4,000円の購入品目について、これについてお答えを申し上げます。

備品購入費の購入品目については、警防用備品の消火、救助用品、資機材、それから購入品目としましては、空気呼吸器2基、それに取り付ける高圧ガスボンベ2本、これは空気になります。それと、消火活動で使用する消防ホースが12本、それから車両車載消火器20型1本となっております。

続きまして、ご質問の山岳救助研修負担が1万円は少額だが、その理由、それからこの金額で十分な研修ができるのか、それと内部研修においてはこういったことを行っているのかのご質問に対して、順次お答えをいたします。

この研修負担金は、富山県にある独立行政法人日本スポーツ振興センター国立登山研修所に、職員1名を派遣するための負担金となります。

次に、この金額で十分な研修ができるのかとのご質問でございますが、まず独立行政法人日本スポーツ振興センター国立登山研修所主催の権威あるもので、参加資格については各都道府県における山岳救助組織の指導的立場にある者となっております。全国レベルの研修会であり、知識、技術を習得するには十分な研修であると聞いております。

続いて、内部の研修についてご説明を申し上げます。まず、全体の訓練としまして、夏、冬の山

岳訓練を実施しております。それ以外に各所属においては、ロープワーク、資機材取扱い訓練、こういった訓練を行っております。

説明については以上となります。

議長（四方田 実議員） 管理課長。

（柳井戸直樹事務局次長兼管理課長登壇）

柳井戸直樹事務局次長兼管理課長 出浦議員の3つ目のご質問、予算書35ページの給与明細書、こちらのほうの205人のうち会計年度任用職員は何人いるかというご質問でございますが、まず組合の会計年度任用職員については、短時間勤務の職員となっております、この職員数の205人の中には含まれておりません。205人のその下の括弧の中、10人とございますが、その下の注釈、米印のところにもありますとおり、短時間勤務職員についてはこの中に含まれております。

なお、令和3年度予算における会計年度任用職員については、予算書の21ページにあります斎場費の報酬のところでございますが、ここで2人、それから23ページのクリーンセンター費において2人、計4人を計上しております。この会計年度任用職員については、2年度と同数となっております。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 16番、出浦議員。

16番（出浦正夫議員） ありがとうございます。再質問なのですけれども、最後の一般職員なのですけれども、今のお話ですと205人については全て本採用の方で、括弧内の10人が短時間勤務の再任用の方だというふうに理解をしたのですけれども、質問した趣旨は、本採用の中に、いわゆる前と言えば臨時的任用者、今で言えば会計年度職員がいたら心配だなと思って質問したのですが、よく分かりました。この10人の短時間勤務者なのですけれども、この方たちというのは、今まで広域に勤務をされていた方の中からお勤めいただいているのか。それとも全くそうではなくて、短時間で一般に募集してお勤めいただいているのか、そのところをお願いいたします。

議長（四方田 実議員） 管理課長。

柳井戸直樹事務局次長兼管理課長 ただいまのご質問ですが、こちらの10人の内訳は、再任用職員が6人、それから先ほど申し上げたように会計年度任用職員が4人となっております。再任用職員については、経験者、定年退職をされた方を再任用という形で雇用させていただいています。

それから、4人の方につきましては、経験者、組合の職員であった方もいらっしゃいますし、一般に公募をして入っていただいている、そういう職員の方もいらっしゃいます。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

4番、赤岩秀文議員。

4番（赤岩秀文議員） 赤岩でございます。2点ほどお伺いをさせていただきます。これ各款に共通

してなのですが、11節役務費の中に保険料というものがございます。自動車保険が入っていると推察をされるわけですけれども、これについて、軽微なものを含め車等が修理が必要になった件数が年間どの程度あるのかということをお伺いをさせていただきます。

もう一点が、31ページ、中ほどにあります総務省派遣職員宿舍賃借料210万円、月に直すと大体一月17万5,000円程度になると思うのですが、これの内容について詳細を教えてくださいと思います。

以上2点でございます。

議長（四方田 実議員） 管理課長。

（柳井戸直樹事務局次長兼管理課長登壇）

柳井戸直樹事務局次長兼管理課長 赤岩議員のご質問にお答えします。

まず、今お話をいただいたように、この役務費の中には自動車に関する保険料、任意保険について含まれております。まず、事務局、それから消防本部に係る公用車の任意保険については、全国市有物件災害共済会がございまして、そちらのほうに加入をしております。このうち私のほうからは、事務局に係ります公用車分についてお答えをさせていただきます。事務局所管分については、3年度予算では14台分を計上させていただいているところでございます。このうちご質問のありました自動車事故、要するに修理件数についてですが、事務局所管の14台ですとそれほどないのですが、直近で申し上げますと3件ございました。いずれも物損事故でございますが、自損になります。内訳といたしましては、29年に遡りますが、そこで1件、それから令和2年度において2件ございました。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 総務課長。

（黒沢敬三専門員兼総務課長登壇）

黒沢敬三専門員兼総務課長 4番、赤岩議員のご質問にお答えいたします。私からは、消防本部に係る公用車分についてお答えをいたします。

消防本部所管については、3年度予算では43台分を計上しております。このうちご質問のありました自動車事故による修理件数については、直近のもので申し上げますと令和2年度で6件ございます。いずれも物損事故ではございますが、内訳といたしましては、消防関係車両が5件、救急車両が1件となっております。

続きまして、総務省派遣職員宿舍賃借料、この賃借料が210万円ということについて、何件分の賃料かということと、あと詳細についてご説明を申し上げます。この賃料については、総務省消防庁へ派遣しております職員1名が使用している物件1件の賃料となります。賃料は月の経費として、賃料14万円、管理費1万円、月額15万円です。なお、2年更新で、更新時は賃料の1か月分が加算されます。その他必要経費等が含まれております。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 4番、赤岩秀文議員。

4番（赤岩秀文議員） 4番、赤岩です。それぞれやっぱり事故があるということなのですが、この事故を起こされた方というか、次に事故を防止するためにどのような指導を行っているのかということをお伺いしたいのと、あとその後お答えいただいた総務省派遣されている職員が、都内であったとしてもまあまあ家賃が高額ではないかなというふうに考えるのですが、派遣した際の住居に対する賃借の基準的なものはないのかということと、あとこれ総務省派遣になっておりますので、国家公務員用の宿舎を借りるのに対しては対象にならないのかということ、併せて3点お伺いをしたいと思います。

議長（四方田 実議員） 管理課長。

柳井戸直樹事務局次長兼管理課長 ただいまご質問いただきました職員への教育というところでございますが、軽微なところもございますが、当然報告書を出させる、そういうものに対して所属長からの指導、そういうものは行っております。あと、安全運転管理者がおりますので、そちらのほうからの指導も継続して行っているところでございます。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 総務課長。

黒沢敬三専門員兼総務課長 赤岩議員再質問の事故後どのように指導を行っているかということについて、ご説明を申し上げます。

事故発生後に対しましては、事故を起こした職員はもとより、職場全体の職員に対して事故再発防止の徹底を行っております。それとともに、事故の多くは機関員のみならず隊員全体が注意不足であるという認識を持ちまして、安全運転の励行ということを常に職員のほうへ周知を行っております。

私からの対応についてのご説明は以上とさせていただきます。

議長（四方田 実議員） 消防長。

町田 進消防長 私のほうからは、総務省の派遣職員の賃借料についての、住居の賃借の基準については、基準等はございません。

それと、国家公務員の官舎の対象にならないかという部分につきましては、対象になりません。この部分について、今議員のほうから賃借料高いというようなお話があるというところで補足説明させていただきます。この総務省に派遣する意向調査のときに、総務省側から配属先の指定と勤務体制の確保ということで、総務省の場合には応急対応を含め30分以内に総務省の勤務先に参集しなければならぬというような勤務条件が月1週間あり、対応を取らなくてはいけないということで、都心の物件を選定させていただきました。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 業務課長。

野澤好博専門員兼業務課長兼秩父クリーンセンター所長 先ほどの4番、赤岩議員の再質問についてお答えいたします。

令和2年度に発生いたしました事故でございますが、2件が霊柩車の事故でございますが、その霊柩車を運転する職員には、初任者運転育成講習という講習を受けさせる予定でございます。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） 3番、黒澤です。数点質問させていただきます。予算書の歳入ですけれども、8、9ページです。土地貸付収入ということで、昨年度は高圧鉄塔土地貸付収入、環境衛生センターというのが57万7,000円あったのですけれども、今年度はないということで、その理由を教えてください。まず1点目。

歳出に移りまして、24、25ページ、4款2項2目12節、先ほども質問がありましたが、焼却灰再資源化処理業務委託料ということで内容の話を質問されておりましたが、額のほうをちょっと質問させていただきますが、昨年度が4,842万1,000円で、2,087万1,000円大幅に増額されているという理由についてお伺いをさせていただきます。

それから、次が30、31ページ、5款1項1目13節、赤岩議員が今質問しましたが、総務省派遣職員宿舍賃借料210万円ということで、額の話をお伺いしましたが、内容についてですね、総務省のほうに職員を派遣するというので、この事業の内容についてお伺いをさせていただきたいと思っております。

それから、次が同じく30、31ページ、5款1項1目17節、消防ポンプ自動車4,492万9,000円、内容については先ほど議案の説明でありましたのでいいのですけれども、昨年度も小型動力ポンプ付水槽車というのを購入をしているのですね。今回消防ポンプ自動車ということで、素人目にはポンプがついている自動車ということで分かりにくいのですけれども、内容を教えていただければと思います。

それから、32ページ、33ページ、7款1項1目24節の公共施設整備基金積立金1,000万円ということで、質疑ですから意見は言えませんが、これまで177万円ぐらいだったかな、しかなかったのですけれども、それが今回1,000万円積み立てるとということで、額の根拠ですね。例えば今後数年後に使用することを考えての積立てか、ないしは最低限このぐらい必要だと思って積み立てるのか、その辺をお聞かせいただければと思います。

最後に、40ページ、負担金明細書なのですけれども、40ページには各市町の負担金の概要が載っております。9つ負担金載っているのですけれども、これ見ますと昨年度から上げたり下げたりしているもの、全体的に各町市が上がっているもの、市町ごとにそれぞれ負担金が上がったり下がったりしているものいろいろあるのですけれども、先ほども若干説明はあったのですけれども、そ

れぞれにつきまして、これについては市町一律の利率、パーセントですと、これについては例えば対象する人数比で負担金を求めています。そういう根拠についてお聞かせいただければと思います。以上です。

議長（四方田 実議員） 環境衛生センター所長。

（原島 健秩父環境衛生センター所長登壇）

原島 健秩父環境衛生センター所長 3番、黒澤秀之議員のご質問のうち、歳入、土地貸付収入についてお答え申し上げます。

送電線用の高圧鉄塔用地につきましては、東京電力と締結しております土地賃貸借契約に基づきまして、3年ごとに3か年分が一括して支払われるものでございます。令和2年度中に令和4年度分まで3か年分が支払われてございますので、令和3年度の予算計上はございません。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） クリーンセンター所長。

（野澤好博専門員兼業務課長兼秩父クリーンセンター所長登壇）

野澤好博専門員兼業務課長兼秩父クリーンセンター所長 3番、黒澤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

クリーンセンター費のところでございます。予算書25ページの12節委託料の焼却灰再資源化処理業務委託料の増額の理由でございますけれども、まず予算書の表記におきまして、令和2年度の予算書では資源化処理業務と運搬業務を別々に表記をしてございましたけれども、3年度の予算書ではこれを1つにして記載をしてございます。内訳では、資源化処理業務が6,242万5,000円、運搬業務が686万7,000円となります。このうち資源化処理業務委託料は、前年比で1,400万4,000円の増額となりますけれども、これは今年度の処理実績と前年と比較して処理量が増加をしてございまして、次年度の予定処理量が約260トン増加したことで、現在処理を委託しております寄居町にございますツネイシカムテックス株式会社におきまして、令和3年4月から処理料金の改定が行われる予定になってございまして、処理単価で約14%の値上げが予定されていることが要因となります。運搬業務委託料につきましては、前年比で90万6,000円の増額となりますが、これは前述の予定処理量が増加するのに伴うものでございます。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 総務省に派遣している消防職員の内容ということで、これは実は私が提案した内容が続いているということで、私のほうで答弁させていただきます。

これは平成28年から職員を2年交代で送っていきまして、3人目となっています。私も毎年、今回はコロナで行けなかったのですが、総務省のほうまで行って頑張っていこうということで激励をして、

優秀な職員を選出して送っておりますので、向こうでも大変喜ばれております。

事の始まりを申し上げますと、坂本森男というのが、上宮地に今もご実家はあるのですが、彼と私が学生時代ずっと一緒に、消防庁長官になったので、これを機会に全国的な消防のところを学んできてもらって、それが災害等々に役に立ってもらえば、いわゆるキャリア教育というか、全国的にいろいろ動き回れるといういい体験をできるということで、毎回派遣をしております。内容といたしましては、第1に地方公共団体の災害対応能力強化を図る研修、2つ目が災害に対応するための常備消防力等の充実強化、あと活動火山対策避難施設の整備促進、火山関係もやるのですね。秩父では全く経験できないようなことをやっていただくと。3番目も火山災害における避難実施要綱の作成検討会の事務局を担当しているということで、これ30分以内に駆けつけなければいけないという条件がありますので、先ほど赤岩議員のほうでご質問いただきましたけれども、それなりに近いところになければいけないということで、料金はかかってしまうというところがございます。大変貴重な経験を前回続けられていて、前の消防庁長官、坂本森男氏には、私のほうからも前回お礼を申し上げて、今でも申し上げて続けてきております。秩父消防にとっては、大変有能な人材を育てるいい機会だと思っております。

以上です。

議長（四方田 実議員） 総務課長。

（黒沢敬三専門員兼総務課長登壇）

黒沢敬三専門員兼総務課長 3番、黒澤秀之議員のご質問に、消防分についてお答えをいたします。

消防ポンプ自動車と水槽車の違いについてのご質問でございますが、消防ポンプ自動車と昨年度導入しました小型動力ポンプ付水槽車との違いですが、消防ポンプ自動車は、3トントラックのシャーシをベースとした車両に水600リットルを積載し、泡消火設備を装備しております。火災に対し積載水を有効に使用し、初期段階で消火能力の向上が図れる車両でございます。一方、小型動力ポンプ水槽車につきましては、7トン、大型トラックのシャーシをベースに、5,000リットルステンレス水槽と小型動力ポンプを装備した車両となります。消防水利がない山間部の火災現場等への消火用水の搬送を行うとともに、消防ポンプ自動車への送水や小型動力ポンプを使用し、積載水を放水することが可能となっております。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 管理課長。

（柳井戸直樹事務局次長兼管理課長登壇）

柳井戸直樹事務局次長兼管理課長 私のほうからは、2件のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、公共施設整備基金の背景、それから額の根拠というところでございますが、公共施設整備基金につきましては、秩父ふるさと市町村圏基金の廃止による市町からの出資金、それから秩父クリーンセンターの談合による損害賠償請求訴訟和解に伴う解決金を原資に、秩父クリーンセンター

の基幹的改良整備工事、それから秩父斎場の建て替え、この財源とさせていただいたところがございます。令和元年度決算での基金残高は、177万494円となっております。公共施設整備基金への積立てにつきましては、黒澤秀之議員、それから山中議員からもその必要性についてご質問をいただいたところがございますが、事務サイドといたしましても、積立ては市町負担金の軽減の観点からも必要なことと考え、理事会で協議、検討をしていただいたところがございます。予算説明の中でも申し上げましたが、これらのことから繰越金と基金運用益を財源とし、基金に1,000万円を積み立てることとさせていただいたものでございます。

なお、基金の積立てにつきましては3,000万円程度、これをめどといたしまして、例えば令和3年度予算にも計上させていただいたクリーンセンターの蒸気タービン発電設備法定定期整備業務委託、これについては4年に1度、2,500万円程度の費用が発生いたします。こういう定期的な施設整備ですとか突発的な施設の修繕等、こういうものに活用することにより市町負担金への影響を極力抑えていきたいと考えておるところでございます。毎年度1,000万円程度の積立てができれば、3年で3,000万円の基金となりますので、こういう定期的な施設整備、突発的な修繕にも対応が可能であるというふうに考えております。

なお、各年度の基金への積立額につきましては、財源となる繰越金の状況、こういうものを踏まえながら検討してまいりたいと思っております。

続きまして、予算書の40ページでございます負担金明細書、各市町の負担金の根拠についてでございますが、組合構成市町の負担金につきましては、ご案内のとおり組合規約により各事業に係る負担割合が定められております。負担金の額につきましては、各費目の歳出予算の合計から使用料及び手数料、雑入、繰越金等の財源、これを除いたものを各費目の負担割により算出するものでございます。組合の一般会計に係る負担金につきましては、負担金明細書でございますとおり、一般管理費をはじめ9つの負担金がございます。このうち積算に当たって、均等割と人口割を使用している費目は4つございます。

まず、一般管理費、こちらが均等割が25%、人口割が75%、介護認定審査会費と自立支援審査会費、これが均等割が20%、人口割が80%、救急医療施設費につきましては、均等割5%、それから人口割、こちらは95%となっております。この人口割に使用する数値につきましては、直近の国勢調査人口を基にしております。令和3年度を例に挙げますと、確定数値の出ている平成28年10月の国勢調査人口を使用させていただいております。

次に、実績割を使用している費目につきましては4つございます。結核予防費、循環器検診費につきましては、受診者の検査件数、これを割合としております。

それから、斎場費につきましては、火葬件数割を基礎としております。

4つ目の清掃費につきましては、可燃ごみ、不燃ごみの収集割、こちらのほうを基礎とさせていただいております。

なお、実績割の3年度予算に係る積算につきましては、令和元年度の実績、確定数値を使わせていただいております。

消防費につきましては、地方交付税法の消防費に係る基準財政需要額割となっております、3年度の積算に当たっては、令和2年度の額を使用して積算しております。この積算根拠により、40ページの負担金明細書にあるとおり、各市町にご負担いただく負担金を算出しているものでございます。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） 再質問1点だけさせていただきます。消防ポンプ自動車と小型動力ポンプ付水槽車の違いはよく分かりました。毎年ポンプ自動車というか、消防関係の機材に入るのだと思うのですけれども、更新をしている状況なのですか、そもそも更新計画があるのか。毎年何らかの車両の更新はせざるを得ないと思うのですけれども、毎回毎回数千万円クラスが毎年予算化されて執行されているわけなので、ある意味FMに近い感じになるのかもしれないのですけれども、もともと4分署、本署がありますから5つの拠点があって、それらの消防車、水槽車、ポンプ車、いろいろあると思うのですけれども、その更新計画等があれば教えていただければと思います。

議長（四方田 実議員） 消防長。

町田 進消防長 黒澤議員の更新計画についてのご質問でございますが、消防本部としましては、消防車両の年次整備計画という目安なるものをつくっております。ただ、車の運行する距離数、それと車については故障等の運用の状況によって車の程度が変わるときがありますので、そういうものを加味しながら計画的に更新をするようになっております。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） では、改めて聞かせていただきます。消防、救急関係の車両については、数年単位での計画はない、オープンにできる計画はないということでもよろしいでしょうか。

議長（四方田 実議員） 消防長。

町田 進消防長 基本的な計画はございます。数年という計画ですけれども、車両の運用する距離だとか、その車両の程度によって、基本的な年数はありますが、それが前後する場合がありますという意味でお答えさせていただきました。

議長（四方田 実議員） 2番、山中進議員。

2番（山中 進議員） 2番、山中です。皆さんが聞いていただいたので、3点ほど確認しながらお伺いしたい。11ページ、歳入なのですか、売電先、ほとんどが秩父新電力株式会社だと思うのですが、そのほかに売っている先があるのかどうか。

それから、33ページの整備基金に関連して、例えばごみ袋とか売電収入というのは本当に広域の

自己財源ですよ。そういったものが活用されて、こういう整備基金に充てていくということが望ましいと思うのですが、その辺の考え。

それから、25ページと29ページなのですけれども、クリーンセンター費や消防費、これ消耗品費の金額がすごく高いのです。大体油のお金だとは思いますが、その辺の内容について教えてください。

27ページのトイレ改修、クリーンセンターの1階のトイレが、男便所のほうは、お小水のほうは使えるのですけれども、大便器は使えないということもありましたが、以前事務局に聞いたら大変改修するのにお金が、額がかかるというお話でしたので、今回出ていますが、全体なのか、それとも1階なのか、その辺の内容を教えてください。

議長（四方田 実議員） クリーンセンター所長。

（野澤好博専門員兼業務課長兼秩父クリーンセンター所長登壇）

野澤好博専門員兼業務課長兼秩父クリーンセンター所長 2番、山中議員のご質問のうち、クリーンセンターに該当する部分についてお答えをさせていただきます。

まず、余剰電力の売電先はどこかというご質問でございますけれども、現在秩父クリーンセンターで発電された電力のうち、余剰電力の売払い先につきましては2つございます。まずは、再生エネルギー固定価格買取制度、いわゆるFIT制度によるバイオマス発電電力分については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法によりまして、東京電力パワーグリッドが買取り義務者となるため同社へ売却をしております。また、FIT制度以外の発電電力分につきましては、平成30年11月14日付で組合と秩父新電力株式会社で締結した地域新電力事業に関する協定に基づきまして、エネルギーの地産地消等を図ることを目的として、同社と供給契約を締結し売却をしております。このため令和3年度におきましても、同事業者に継続して売却を行う予定でございます。

続きまして、予算書の25ページ、クリーンセンター費の歳出の部分ですけれども、消耗品費、修繕料の内容でございます。まず、需用費、消耗品費の内容でございますが、主なものは焼却炉ほか機器の運転や維持管理に必要な薬剤の購入費と、機器の保守作業に必要な機械及び電気計装設備関連の消耗品類となります。このうち薬剤では、ごみ焼却時に発生する排ガスの処理に必要な消石灰や特殊助剤、ボイラー設備の保護薬剤、機器に使用する用水及び排水処理に必要な薬剤等、17種類の薬剤を購入してございまして、この購入費が予算額の約70%を占めてございます。また、保守作業に必要な消耗品類としては、焼却炉の火格子、計装制御システムの部品等がありまして、こちらが予算額の約25%となります。

続いて、修繕料の内容でございますが、主には焼却施設内の各設備機器の修繕を行うもので、維持管理計画に基づき定期的に部品交換等を行う予防保全による修繕と、機器の一部不具合により故障が予見される予知保全による修繕がございまして、令和3年度におきましては、予防保全による修

繕として可燃性粗大ごみの破碎機修理、排ガス処理用バグフィルターの補修、各設備用空気圧縮機4基の補修等を行う予定でございます。予知保全として行うものは、点検により摩耗が確認された2号ごみクレーン横行車輪軸の交換修理、焼却灰積出し用のクレーンの重量計測トラブルによるコントローラーの交換修理などを予定してございます。

続きまして、27ページの工事請負費のところでございます。1階のトイレ配管改修工事は、トイレの改修も含まれているのかということでございますが、これにつきましては、クリーンセンターの玄関に入って左側の1階トイレの配水管が現在漏水をしている状況にございまして、トイレが使用できずに来場者の方へご不便をおかけしてございます。この工事では、埋設されている配水管改修のほか、男性及び女性用トイレの大便器等の衛生器具類の更新も併せて行う予定でございます。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 総務課長。

（黒沢敬三専門員兼総務課長登壇）

黒沢敬三専門員兼総務課長 2番、山中議員のご質問にお答えいたします。

私からは、消防分の消耗品についてご説明を申し上げます。まず、総務用消耗品として、主なものは職員被服貸与品、消防本部、署及び各分署で使用する複写機、プリンターのトナー、印刷用紙等の事務用消耗品、生活必需品等の庁舎用消耗品となります。

次に、予防用消耗品としましては、危険物流出事故処理用オイルフェンス、油吸着剤、火災調査用物品、法令集加除等となります。

続きまして、警防用消耗品としましては、警防活動、救急活動の消耗品があります。警防活動用消耗品としまして、救助用ロープ等はじめ水難救助用資機材、山岳救助用資機材、個人防火装備一式、車両タイヤ等となります。救急用消耗品では、感染防止対策用品として、感染防止ディスプレイ手袋、リユース型感染防止衣、タイベック、アイガード及びN95マスク等をはじめ各種消毒薬、酸素ボンベ充填及び救急救命士が行う特定行為等の各種資器材となります。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 管理課長。

（柳井戸直樹事務局次長兼管理課長登壇）

柳井戸直樹事務局次長兼管理課長 山中議員ご質問の売電収入、それからごみ袋等の自己財源と言えるものについて基金の原資にしたらというご質問でございますが、財源につきましては各事業の、売電収入であればクリーンセンターの財源に充てており、大きな財源ということで、整備ですとかそういうものに使わせていただいております。ただし、こういうものが売電の額が増加したりですとか、そういった場合には特定財源が当然増えますので、一般財源分が減額となり、その分は予備費に入ることになります。実質的にはこの売電収入、あとごみ袋ですとか、そういう財源については自己財源と考えられますので、その一部を基金に積み立てるということは可能であろうと

いうふうに思っております。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 2番、山中進議員。

2番（山中 進議員） 2番、山中です。ありがとうございます。本当に消防の関係だとすごくあるのですね。そういった意味では大変だと思いますけれども、よろしくお願ひします。

最後に、今自己財源の話されたので、40ページの負担金のことなのですが、これから世界的に人口の減少が始まるということを言われていますけれども、2040年の人口が4分の1ぐらい減るのか、8,000万と言われているような時代なのですけれども、それに向けてこの負担金が大変になってくるという実態の中で、年々そういうことが叫ばれてきていると思いますので、その計画みたいなことがあるかどうか。事務局長とよくその話はするのですけれども、事務局長、そういう計画があるかどうか、ちょっと考えをお聞かせください。

議長（四方田 実議員） 事務局長。

富田豊彦事務局長 山中議員の再質問にお答えさせていただきます。

計画につきましては、現段階ではそういったものはございません。ただ、予算説明の中でも申し上げましたけれども、予算編成に当たりましては組合市町の財政状況も非常に厳しいということで、本組合におきましては、前例にとらわれず職員一人一人が自主財源のさらなる確保ですとか歳出削減、事業の見直し等行うことが必要ということで、そこから負担金への極力影響を少なくするような形での取組は、今現在の段階ではしているというような状況でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（四方田 実議員） 次に、9番、黒澤克久議員。

9番（黒澤克久議員） 9番、黒澤です。私のほうは1点だけなのですが、質問させていただきます。各費目にわたり給与の項目で計上されています職員数がありますが、今年度の事務局分、消防本部分、それぞれの有給消化率、また目標有給消化率をお聞きします。また、今年度、消防職員数が181名から来年度178名となりますが、有給消化率はどのように変動することを想定しているのか、お聞きします。よろしくお願ひします。

議長（四方田 実議員） 管理課長。

（柳井戸直樹事務局次長兼管理課長登壇）

柳井戸直樹事務局次長兼管理課長 黒澤克久議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、今年度の事務局分、それから消防本部分の有給消化率と目標に関するご質問でございますが、まず組合といたしましては、目標有給消化率でございますが、現在は定めてございません。また、令和2年の有給消化率でございますが、常勤職員で見ますと、事務局は27.3%、平均で10.4日、それから消防につきましては31.4%、平均で12.1日となっております。

なお、労働基準法の改正によりまして、令和元年4月から年10日以上の有給休暇が付与される労

働者、管理、監督者も含みますが、年次有給休暇日数のうち年5日、使用者が時期を指定して取得させること等が義務づけられております。事務局、消防職員につきましては、この5日は平均的に上回っているところでございます。原則として法の対象外となっておりますが、令和2年において5日未滿の職員も何名かおりますので、引き続き職員の有効な有給休暇の取得に努めてまいりたいと存じます。

それから、続きまして消防職員が181名から178名になることに対する有給消化率の変化というところでございますが、当初予算と比較いたしますと3人の減員となっておりますが、令和2年度の職員数、実数ですが179人、常勤職員が170人、再任用職員が9人となっております。これに対しまして3年度の当初予算、こちらは178人、常勤職員173人、再任用職員5人の体制となりますので、2年度に対しまして1名の減員ということから、この内訳といたしましては、常勤職員が3人増員、それから再任用職員については、これ定年退職等の関係がございまして、4人の減員という、これが根拠になりますことから、1名の減員ということですので、実質的な増減、これは大きくないため、年次有給休暇の取得については影響がないものというふうに解しております。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 9番、黒澤克久議員。

9番（黒澤克久議員） 答弁ありがとうございます。

再質問なのですが、消防本部のほうはやっぱり地域の安心、安全を、この地域を守っていただいている最前線で働いている方々だと思うのですが、よりよい働く環境を整備していただくことが可能なのか。また、今の消防の人数が、本当にコロナ禍の中で地域を、救急医療もそうですが、守るのに適切な人数が確保できているのかどうか、お伺いします。

議長（四方田 実議員） 消防長。

町田 進消防長 黒澤議員の消防の職員がコロナ禍とか含めて適切な人数が図られているかという部分につきましては、消防本部としましては適切な人数が図られていると認識しております。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 9番よろしいでしょうか。

他に質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案について、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長(四方田 実議員) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(四方田 実議員) 総員起立であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時24分

議長(四方田 実議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(四方田 実議員) 次に、議案第5号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

水道局長。

(柴岡康夫水道局長登壇)

柴岡康夫水道局長 議案第5号 令和3年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算につきまして、別冊の水道事業会計予算及び説明書、それと併せまして議案第5号説明補足資料、カラー印刷の円グラフの資料によりご説明をさせていただきます。

予算書の4ページをお開きいただきたいと存じます。第1条は省略させていただきます。第2条の業務の予定量といたしましては、(1)、1市4町の約4万3,300世帯に対し、(2)の年間約1,449万立方メートルの給水を予定してございます。これを1日あたりにいたしますと、(3)の3万9,720立方メートルでございます。また、(4)では主要な建設改良事業の金額を定めております。

次の第3条及び第4条は、議案第5号説明補足資料の円グラフによりご説明をさせていただきたいと存じます。円グラフのほうをごらんいただきたいと存じます。まず、グラフの上部にございます数値は、水道事業会計の予算規模を示したものでございます。一般会計と異なりまして水道事業

会計は、収入、支出が一致しないのが特徴でございます。これを収入ベースで見た場合は約61億円、支出で見た場合は約78億円となっております。

次に、左側の円グラフをごらんいただきたいと存じます。グラフは上段が収入、下段が支出となっております。上段の収益的収入合計は33億1,305万円でございます。その大勢を占めるものとしたしましては、給水収益22億6,000万円、68%を占めてございます。これに他会計補助金及び県費補助金が約3億7,000万円、11%、長期前受金戻入が約3億8,000万円、12%と続きまして、この3つの収入で約91%を占めてございます。

なお、2年度と比較しまして、給水収益が約1億404万円、率にして4.4%の減少となっております。料金統一による皆野町、長瀬町地域の料金水準が下がること、それと横瀬町、小鹿野町の新材料適用を6か月延期することにより、給水収益は減収を見込んでございますが、負担金により料金収入の補填がございますので、収益的収入では昨年と比べ約5,700万円減収となる予定でございます。

下段の収益的支出は29億2,722万円でございます。主な費用構成として減価償却費が約15億1,000万円、52%を占め、浄水場の維持管理費が約6億6,000万円の23%でこれに次ぎまして、配水管等の維持管理費が約3億2,000万円の11%、一般管理費が約2億6,000万円で9%、これら4つの費用で約95%を占めてございます。

なお、2年度と比較しまして、減価償却費が3,860万円、2%減少しております。これは、元年度建設改良事業費に対するものでございます。

次に、右側グラフを御覧いただきたいと存じます。右の資本的収入及び支出は、水道施設の新設、改良のための予算でございます。上段の資本的収入は28億4,341万円でございます。その内訳は、企業債が約4億5,000万円で、収入の約16%、出資金が約12億円で43%、県費補助金が約11億2,000万円で39%を占め、この3つで約98%を占めてございます。

なお、構成市町出資金、県費補助金が、ともに令和2年度と比べ減額となった理由でございますが、補助対象総事業費が減額となったことによるものでございます。

次に、下段の資本的支出は49億4,576万円でございます。その内訳は、配水管の新設改良費が約30億9,000万円、支出の約63%、浄水場の新設改良費が約12億1,000万円で約24%を占めており、このほか企業債やダムの償還金がございます。

なお、令和3年度浦山ダム割賦償還金につきましても、通常の償還に加え4,714万円を繰上償還させていただくことになりました。

なお、建設改良費について、令和2年度と比較し減額となった理由につきましては、資本的収入の説明と同様、総事業費が減額になったことによるものでございます。

ここで4条予算の収入と支出を比べますと、収入が支出に対して約21億円不足してございます。この不足を補填するものとしたしましては、グラフ下の※印にございますように、①の過年度分消

費税及び地方消費税資本的収支調整額 1 億9,274万円、②の当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1 億2,037万円、③としまして過年度分損益勘定留保資金13億9,144万円、④が減債積立金 3 億9,780万円で補填する予定でございます。このグラフの説明は、以上でございます。

別冊の予算及び説明書の 5 ページにお戻りいただきたいと存じます。次の第 5 条から 7 ページの第12条までは継続費や債務負担行為、企業債、一時借入金などを公営企業法に定められた基準により順次記載したものでございます。また、9 ページ以降は予算に関する説明書等でございます。

以上で議案第 5 号の説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（四方田 実議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

3 番、黒澤秀之議員。

3 番（黒澤秀之議員） 3 番、黒澤です。質問させていただきます。令和 3 年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算見積書からです。36ページ、37ページです。収益的収入の説明書の後ろのほうに予算見積書がありまして、そちらから質問させていただきます。収益的収入、36、37ページ、1 款 1 項 1 目 1 節ということで、給水収益、水道料金ということで、先ほども若干説明があったのですけれども、水道料金が昨年同比 1 億404万円の減額ということで、令和 2 年度の予算と比較しますと、給水戸数では50世帯少なくなって、年間総給水量にしますと73万5,475立米減っています。そういうことからいくと減るのですけれども、加入金、これ予算ベースですけれども、87万6,000円増えているのですね、加入金は。加入金が増えている一方、給水量が減って、さらに水道料金の収入が減るということになっているようなのですけれども、その予算の内容ですね、この水道料金の内容につきまして、どのようにお考えかをまずお伺いいたします。

それから、同じ36、37ページです。1 款 1 項 3 目 3 節、統一料金適用先送り負担金、他会計負担金ということで4,897万8,000円出ております。これは横瀬町と小鹿野町の負担金になるのかもしれませんが、この内訳についてお伺いをさせていただきます。

続いて、38、39ページ、上のほうにあります 1 款 2 項 7 目 1 節不用品売却収益ということで、昨年度71万円でありました。令和 3 年度80万8,000円ということで、その内容についてお伺いをさせていただきます。

収益的収入については以上で、続いて収益的支出のところに行きまして、44、45ページ、1 款 1 項 3 目 4 節、上のほうですね、報酬ということで水道事業経営審議会委員報酬75万6,000円あります。水道事業経営審議会は、水道料金の見直し含めて広域化の話をかなり議論していただいた審議会であると思っておりますけれども、令和 3 年度の開催予定と内容等について、どのようなお考えかをお伺いさせていただきます。

それから、今度は資本的支出のところですが、50ページ、51ページ、原水及び浄水施設費、工事請負費が11億5,984万円ということで、この内訳ですね、事細かくは要りませんのでメインと

なる概略のもの、3億8,820万円、昨年度比増額していますので、主なものの工事請負費の概略についてお伺いいたします。

それから、同じページの1款1項2目9節、配水及び給水施設費、委託料1億6,971万4,000円です。これにつきましても令和2年度比で2,371万円委託料が増えております。これにつきましても概略で構いませんので、委託料の内訳を教えてくださいと思います。

それから、52、53ページ、次のページですね、1款1項2目11節、これも工事請負費なのですが、配水及び給水施設費、工事請負費27億5,701万7,000円ということで、これにつきましては昨年度比で3億6,753万3,000円の減額となっております。事細かくでなくて構いませんので、概略について、この工事請負費の内容についてお伺いさせていただきます。

最後は、その次のページで54、55ページ、中段にあります、1款1項4目1節、施設用地購入費ですね、土地購入費ということで600万円予算化されておりますけれども、この施設用地についての内容と場所についてお伺いさせていただきます。

以上です。

議長（四方田 実議員） 経営企画課長。

（古屋敷光芳水道局次長兼経営企画課長登壇）

古屋敷光芳水道局次長兼経営企画課長 それでは、3番、黒澤議員のご質問について、順次お答えさせていただきます。

まず、水道料金の算定に関わる内容でございます。調定水量の実績に基づきまして増減率を過去の実績で算出し、それを根拠に水道料金の予定額を算出しております。前年比1億404万円減の根拠でございますが、先ほど柴岡局長も議案説明の中でもお話ししておりますが、減額の要因といたしましては、統一料金によりまして、皆野、長瀬、料金水準が下がることと、横瀬町、小鹿野町の新料金適用を6か月間延期することによるものでございます。

また、加入金が増える一方、給水量の減少をどう見ているのかというご質問でございますが、こちらは一般家庭におきましても核家族化が進む中、新たな新居が増える一方で、節水型のトイレなど節水機器の普及が進み、水道使用量の減少傾向でございまして、料金収入の見込みは厳しいという状況でございます。

次に、他会計負担金の統一料金先送り負担金4,897万8,000円の内訳でございますが、横瀬町、小鹿野町の令和3年4月1日から同年9月30日までの6か月間実施をします統一料金適用先送りに関する負担金でございまして、負担金の予想額は、横瀬町832万7,000円、小鹿野町が4,065万1,000円でございます。この予算額は令和元年度の実績を基に算出しておりますが、最終的には令和3年度における使用実績に基づきまして再算定し、両町にご負担していただく予定でございます。

次に、不用品売却収益の当該売却益の内容についてでございますが、不用品売却収益80万8,000円、これは、検満量水器によりますスクラップメーターの量水器を不用品として買い取って

いただくための内容でございます。量水器は、計量法で定められております8年以内に新たなものに交換しなければいけない義務が発生しますため、交換時期に応じて交換を実施しているものでございます。対象となります量水器の件数は、各年度におきまして増減するため、予算の増減が発生するという内容でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、秩父広域水道局におきましては、7年間使用したものを基準に、1年間の余裕を見て交換の実施を進めているところでございます。

続きまして、水道事業経営審議会開催予定はというご質問でございますが、このたび料金統一を検討することを目的といたしまして、平成31年1月より2年間にわたり水道事業経営審議会を開催し、統合後初めての料金改定についての審議、答申を頂戴いたしました。審議委員の任期は2年とされておりますので、昨年12月に開催いたしました第9回目をもちまして一旦の区切りをつけさせていただいております。現在のところ次回の経営審議会の開催は予定はございませんが、令和3年度には今回の料金統一の検証を行いまして、審議会の運営方法や経営計画、投資計画の見直し時期並びに次回5年後とされております料金見直しを見据えたスケジュール等を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（四方田 実議員） 大滝・荒川事務所長。

（千島 武大滝・荒川事務所長登壇）

千島 武大滝・荒川事務所長 3番、黒澤秀之議員のご質問にお答えします。

50、51ページの1款1項1目7節工事請負費の概略について説明いたします。予算総額11億5,984万円のうち、主な工事は継続費の浦山第2取水場導水管等更新工事1億9,820万円と、同じく継続費の橋立浄水場急速ろ過池等更新工事8億340万円になります。主な工事内容といたしまして取水場導水管等更新工事は、口径350ミリのダクタイル鋳鉄管246.5メートルの埋設、取水場内整備として、取水ポンプ3台、取水ゲート3門の更新となります。また、急速ろ過池等更新工事の主な工事内容は、重力式複層ろ過池築造工事、場内配管工事、計装制御盤機能増設工事となっております。

次に、同工事請負費が昨年度予算額と比較して3億8,820万円の増額となっている理由ですが、橋立浄水場急速ろ過池等更新工事費8億340万円を計上したことによるものでございます。

以上です。

議長（四方田 実議員） 横瀬事務所長。

（町田一生横瀬事務所長登壇）

町田一生横瀬事務所長 3番、黒澤議員のご質問の中で、私からは予算見積書50、51ページ、第1款第1項第2目第9節、配水及び給水施設費の委託料について概要をご説明をさせていただきます。

主な業務委託は、51ページにございます和銅大橋水管橋設置工事設計業務委託2,250万円、こちらは和銅大橋に添架されている配水管の布設替えの設計でございます。口径は400ミリを予定して

おります。

また、53ページ上段の横瀬町姿見山浄水場配水池築造工事設計業務委託2,350万円、こちらは姿見山浄水場内にあります配水池を1,500トンの2池に更新設計するものでございます。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 工務課長。

（田巻政利工務課長登壇）

田巻政利工務課長 続きまして、52、53ページの1款1項2目11節工事請負費について説明いたします。

令和3年度の主な工事でございますが、今年度から継続費を設定して実施している影森配水池築造工事で4億4,250万円、同じく今年度から実施している新秩父ミュージックパーク送水第一ポンプ室築造工事で、建築、土木、電気、機械を合わせて5億6,020万円、それから新秩父ミュージックパーク送水第二ポンプ室築造工事で、建築、土木、電気、機械を合わせて3億4,690万円を計上しております。また、市道上吉田119号線ほか配水管布設替え工事の1億9,560万円など、単年度で実施する予定の管路の更新工事等も計上してございます。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 小鹿野事務所長。

（高橋 豊小鹿野事務所長登壇）

高橋 豊小鹿野事務所長 私からは、1款1項4目1節、施設用地購入費について説明をさせていただきます。

この施設用地購入費につきましては、ミュージックパーク配水池から国道299号に向かう秩父市田村地内に建設を予定しております減圧槽の用地購入費ということで、本年度計上させていただいております。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

2番、山中進議員。

2番（山中 進議員） 2番、山中です。何点かお伺いさせていただきます。予算見積書のほうからお伺いいたしますけれども、37ページ、先ほど黒澤議員のほうから聞きましたからいいのですけれども、他会計補助金のところに高料金対策助成金というのが3億6,200万円ほどあるのですね。これは17.91上がった水道料金に対する各自治体の負担だと思っておりますけれども、こうした負担ができるのであれば、水道料金を利用する一般人の方から特に値上げしなくてもいいのではないかと単純に思うのですけれども、このことについて。

それから、43、49ページ、これは55も含まれるのですけれども、浦山ダムの管理負担金というの

があります。それから、あそこのダムを建設した割賦代金というのがあるのですね。これ幾ら今支払われているのか。一説には4億円ぐらいということだったのですけれども、どのぐらい今支払われているのか。それから、償還金についても、あとどのぐらいあるのか教えてください。

それから、53ページなのですけれども、工事請負費における整備計画、よく後年度負担とかというのですけれども、今の施設で間に合うのであれば、やっぱり改めて見直す必要があるのではないかなと思うのですね、3年たって。そうすると、整備計画について、このままあえて進めて、突き進んでやっていくのかどうか、ちょっとお伺いしたいわけなのです。21年度の計画上の総額と、年度の総額が分かれば、違いについて説明願えればなと思っております。

議長（四方田 実議員） 工務課長。

（田巻政利工務課長登壇）

田巻政利工務課長 山中議員の質問にお答えいたします。

広域化基本計画と来年度予算との関係についてですけれども、広域化基本計画では、令和3年度は税抜きで33億2,500万円計上してございます。税込みに換算すると約36億5,800万円でございます。これに対して令和3年度予算は、建設整備に関わる工事費と委託料の合計、これが具体的に申し上げますと51ページの6節委託料、それから7節工事請負費、53ページの9節委託料、11節工事請負費、これの合計になりますけれども、この金額が約41億2,200万円ですので、約4億6,400万円の増というふうになってございます。

それから、今後どうしていくかというところについてですけれども、令和7年度までは広域化基本計画ということで国からの補助金ももらって事業を進めているところでございますので、このまま計画のとおり実施していく予定でございます。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 経営企画課長。

（古屋敷光芳水道局次長兼経営企画課長登壇）

古屋敷光芳水道局次長兼経営企画課長 それでは、山中議員にご質問いただきました高料金対策補助金の内訳でございますが、秩父市が2億3,510万円、横瀬町については2,964万円、皆野町については3,178万円、長瀬町につきましては2,530万円、小鹿野町につきましては4,088万円、合計3億6,270万円が年間の負担額でございます。次に、今後の高料金対策の補助金等の考え方でございますが、令和7年以降の部分につきましては、各市町の負担金について、次回の料金改定の時期に合わせて改めて検討する事案ということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、浦山ダム管理費負担金でございますが、これは浦山ダムの維持管理のための費用を利水関係者により負担をする経費でございまして、秩父広域水道局、埼玉県及び東京都、3者で負担しております。また、建設当時から年数が経過していることから、今後、維持管理費等の費用増加が見込まれることから、大規模な施設整備等に伴う負担金が増加するという見込まれますので、

緩和する目的から一定期間における費用の平準化等も水資源開発機構と検討してまいりたいと考えております。

次に、割賦償還金の償還金額でございますが、令和3年度末におきまして総額で54億5,460万4,147円でございます。

なお、この令和3年度で償還全て終了ということでございます。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 2番、よろしいですか。

16番、出浦正夫議員。

16番（出浦正夫議員） 16番、出浦です。何点か質問させていただきます。質問の1ですけれども、4ページ、5ページの3条予算について、総則のところですけれども、営業収益33億1,304万6,000円というふうになっておりますけれども、この中に先ほども質問ありましたけれども、高料金対策助成補助金3億6,270万円が含まれています。従来水道会計、公営企業の説明などがあるときに、公営企業は独立採算制であると。一般会計からの補助を入れるのは問題があるのだということ、各自治体の統合する前もそういう話がよくあったのですね。私は、一般会計から入れることを否定するものではないのですけれども、これは今まで言ってきたことと比べるとちょっと違うのではないかなというふうに思うわけです。先ほども令和7年以降の話は、そのときにというお話がありましたけれども、一般会計から各構成市が入れて水道料金の高騰を抑えることができるというならば、さらに額を増やせば抑えることもできるのではないかなというふうに思うのですけれども、それはお答えいただかなくても結構なのですが、会計として極めてこれだと、一般会計から入れるという、今まで言ってきたこととの整合性もないし、これだけの金額を入れて初めて収支がある程度見合うというふうになるわけですから、かなり不安定ではないかなというように思いますけれども、その点についてのご見解を伺います。

それから、4条予算についてですが、先ほどもご説明がありましたけれども、資本的支出の総額の49億4,575万円に比して、入ってくる収入は28億4,341万円であるというお話がありました。その不足する21億235万円については、その下に説明がございますけれども、一番多額なのは過年度分損益勘定留保資金から13億9,144万円ほかを入れてつじつまが合うようにするのだというお話がありました。しかし、こういう予算方針を取っていると、いつまでこれが続くのか。こういう事態になっているのは、先ほども提案の中にもありましたけれども、この工事費が非常に金額が多くなっているということと関わっているわけで、この事態はいつまで続くのかというのが、第1点の質問です。

質問の2点目ですが、36ページ、37ページ、1款1項1目給水収益、先ほど黒澤議員のご質問にありましたけれども、今年度と比べて、当初予算で比べると1億404万7,000円の減額になっております。ただし、これは12日の補正予算で減額をしているわけですから、来年度分だけで言えば約4,100万

円ぐらいの減額になるというふうに思うのです。この減額理由について、先ほどのお答えでは、皆野、長瀬が減収になった、1つは。だけれども、皆野、長瀬でも全部が減収になったわけではなくて、負担増になっている方たちもいるわけです。皆野で言えば24%の加入者、長瀬だと22%というように、たしか伺ったような気がするのですけれども、ですからそういうことも含めて。

それから、もう一つの理由としては、横瀬と長瀬の6か月分が入ってこないというご説明があったのですが、4月から9月末までの分は入ってきませんけれども、10月から3月までの分は入ってくるわけですし、そうすると減額幅が非常に大きいような気がするのですけれども、そこはなぜなのかというのを2点目に伺いたいです。

それから、質問の3番目ですが、38、39ページに関わりますけれども、1款2項7目雑収益の中の2節負担金171万3,000円がありますけれども、これは水道広域化推進負担金として定住のほうから水道のほうにいただいている金額です。既に本組合の水道事業は、定住とは離れて独立してやっている会計ですから、今もってこれをいただいているというのがどういう考えなのかというのが1点。

このお金、その使い道についてなのですけれども、質問の4と関わりますので、そちらと関わって質問するのですけれども、4番目は、41ページの12節委託料、遠方監視システム整備業務委託費、14節賃借料、遠方監視システムの使用料について、これはどういうことでこういうふうになっているのかというのを伺うのですけれども、この一部に充てるのだという説明を定住はされているのですけれども、その定住が今もって広域に負担をしているという訳と、この遠方監視システムの仕組みの中身についてです。

最後の5番目ですが、5番目は50、51ページに関わるのですけれども、1款1項2目9節委託料1億6,971万4,000円があるのですけれども、その中に設計業務というのがかなり入っているわけです。本来であれば、この設計業務については職員の手でやるのが一番望ましいというふうに思うわけです。それはなぜかという、職員が設計をすれば、後で入札のときなんか高いか低いということが一目に分かりますし、配管だとか機械だとか、そういうことについても精通をするわけですから、本来であれば職員でやるべきだと思うのですけれども、なぜこのところはこういうふうに委託が多くなっているのか、その訳について伺います。

それから、もう一点ですけれども、同11節の工事請負費のところですが、27億5,701万7,000円、これは広域化基本計画の予定額と比べるとどういうことになっているのか。予定額よりも安くできているのか、高くなっているのか、そのことについて、個々には結構ですので、総体的にどういう傾向になっているのかを伺いますので、よろしくお願いします。

議長（四方田 実議員） 経営企画課長。

（古屋敷光芳水道局次長兼経営企画課長登壇）

古屋敷光芳水道局次長兼経営企画課長 それでは、出浦議員のご質問について、私から3点お答えを

させていただきたいと思います。

まず、営業外収益の中に高料金対策補助金が含まれておりまして、経営として不安定ではないかというご質問でございますが、議員おっしゃるとおり、水道料金収入として計上できることが、受益者負担の原則にもあるとおり理想となりますが、ご存じのとおり平均改定率17.91%の改定を実施した場合、地域によりまして料金格差が大きく影響が大きいことから、理事会において値上げする料金分につきましては、各市町の施策として負担をいただくことの内容となっておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、4条予算、資本的収入が資本的支出に比し、不足する部分についてでございますが、まず公営企業会計上、資本的収入が支出に不足した場合、補てん財源に基づきまして補填する仕組みとなっております。現在国の補助金を財源に、令和7年まで生活基盤施設耐震化等の事業を進めておりますので、令和7年までは対象事業を計画しておりますから、建設改良費の予算額が大きくなることが予想されます。その後につきましては、見込める財源に対する事業費となることから抑えられるものと考えております。

次に、給水収益の前年比に対して1億404万円減の根拠でございますが、先ほど黒澤議員にお答えさせていただきましたが、原因の要因といたしましては、やはり料金統一による皆野、長瀬料金の水準が下がること及び横瀬町、小鹿野町の新料金適用が6か月延期となることが主な理由でございます。特に皆野、長瀬地域におきましては、予算ベースで約1,956万円程度の予算額の減少が見込まれるということでございます。また、横瀬、小鹿野町の負担金につきましては、負担額が4,897万8,000円でございますので、合わせると約6,800万円程度の減額ということになる予定でございます。

次に、水道広域化推進負担金、定住の部分の中で、広域化が行われた後でも現在まだあるのはなぜかというご質問でございますが、平成21年度から秩父圏域の1市4町が連携する定住自立圏構想に取り組んでおりまして、現在協定によりますちちぶ定住自立圏を形成し、医療、産業振興、公共交通など、1市4町の共通となる事業を展開しております。具体的な取決めを定めましてちちぶ定住自立圏共生ビジョンを平成22年3月に策定、水道事業におきましても広域化の支援の1つとして、遠方監視システム整備の負担金をいただいております、広域後10年間の支援を続ける内容と聞いております。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 大滝・荒川事務所長。

（千島 武大滝・荒川事務所長登壇）

千島 武大滝・荒川事務所長 16番、出浦正夫議員のご質問にお答えします。

40、41ページの1款1項1目12節委託料のうち、遠方監視システム整備業務委託料654万8,000円についてお答えします。

先ほど古屋敷次長から説明がありました水道広域化推進負担金を活用して実施するものでござい

ます。整備を予定しております施設は、小鹿野事務所管内の穴部増圧場、河原沢浄水場、煤川浄水場の3施設となります。

次に、同じページにございます14節賃借料、遠方監視システム使用料173万9,000円については、システムを導入している施設の数64か所に係る使用料となります。また、システムはどのようなものかというご質問でございますけれども、各施設の例えば配水池であれば水位、残塩の濃度等、24時間監視しております。異常等があった場合には、担当する職員のスマートフォン等に異常の警報が発報されまして、早期の対応ができるものとなっております。また、職員のパソコン、スマートフォンからも24時間、各施設の運転状況を確認できるというシステムになっておりますので、ご了承願いたいと思います。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 工務課長。

（田巻政利工務課長登壇）

田巻政利工務課長 続きまして、委託料のところでは設計業務委託を直営によりできないかという部分についてお答えをいたします。

一部、11月議会の一般質問の答弁と共通する部分ではございますけれども、現在水道局では設計内容が容易な管路布設工事、それからポンプ等の更新工事の一部については、直営で設計をしているところでございます。一方で、構造物築造工事であるとか、管路の布設工事であっても特殊な工法を検討しなくてはならないような場合を中心に、設計委託、外部委託により設計をしてございます。今回の令和3年度予算につきましても、構造物工事、それから管路布設工事の一部について設計委託を外部発注で実施しようとしているところでございます。

以上でございます。

（「広域化基本計画」と言う人あり）

田巻政利工務課長 失礼いたしました。答弁漏れがございましたので、これから答弁をいたします。

広域化基本計画との比較でございますけれども、先ほどの山中議員の質問の答弁でもお話をさせていただきましてけれども、広域化基本計画では、令和3年度はもともと33億2,500万円、税込みで36億5,800万円の費用を見込んでおりました。これに対しまして令和3年度予算では、先ほどの繰り返しになりますけれども、41億2,200万円でございますので、約4億6,400万円の増というふうになってございます。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 16番、出浦議員。

16番（出浦正夫議員） 16番、出浦です。再質問を行います。まず、この予算編成の総則についてなのですが、工事費が極めて高額になって、統合前の各構成市の水道事業の何倍もの工事を組んでいるわけです。そうすると、短期間に工事が非常に集中して、したがって減価償却費も急激に

増えていくということになると思うのですけれども、これがいずれ料金改定に跳ね返ってくると思うわけです。加入者からの料金収入のことを考えると、かなり一遍に値上げするのは無理なので、高料金対策助成補助金で3億6,270万円を入れるのだというのは分かるのですけれども、5年間これでいくわけですね。だけれども、その次はどうなるかという、さらに値上げになると思うのですが、そういう長期的な展望を考えて、予算の総則、編成方針などについて考えていくということが必要だと思うのですけれども、その点についてはどうなのですか。先ほどのご答弁では、広域化の基本計画はあと5年あるから、そのとおりに進めていくのだというお話があったのですけれども、見直しをしていくということも必要ではないかなと私は思っているのですけれども、その点についてのご見解を伺います。

それから、4条予算についても、当分こういう方向でいくのだと思うのですけれども、これから5年間、多分高額な工事費がずっと続いていくのだと思うのですよね。先ほどの説明でも3条、4条合計した収支でも不足額が、来年度で言えば17億1,652万円という説明がありましたけれども、やっぱりこれはちょっと異常な形だなと思うので、予算編成の方針の変更ということも必要になってくるのではないかなと思うのですけれども、その点についてはいかがか伺います。

それから、4番目の遠方監視システム整備業務委託費、あとシステムの使用料なのですけれども、これはやっぱり必要なことは必要なことだと、私分かるのです。遠隔地の状況を管理するのに瞬時に分かるというのは、これは必要だと思うのですけれども、こういうシステムを導入すると当然その業務が、本来であればその場所まで調べに行くというようなことが必要なわけなのですけれども、そういう業務が減るわけですね。システムを使った産業では、例えば電気事業なんかではこれがかかり徹底されておりまして、職員数も非常に少なくなっているということもあるのですけれども、これをやると職員数との関係なんかで言えばどういうふうになっていくのか、そこの見通しについて伺います。

それから、5番目の工事請負費のことなのですけれども、少し具体的なことを伺いたいのですが、53ページ、工事請負費27億5,701万7,000円の中に、ちょうど中ほどなのですけれども、新秩父ミュージックパーク配水池築造工事、継続で3年間、来年度分は5,000万円を計上してあるのですけれども、これは予算書にも載っていますけれども、3年間の継続事業として、来年度が5,000万円、4年度が4億60万円、それから5年度が6億5,760万円というふうになっているのですけれども、総額だと11億1,360万円の工事になります。ただ、基本計画に載っている金額で言うと、基本計画には配水池整備として1,500立方メートルのタンクを2つ造る。令和3年度には2億3,570万円、令和4年度には2億3,570万円、計4億7,140万円とこれができるのだというふうに書いてあるわけです。そうすると、基本計画とこの3年間の継続工事の合計額を割ると、基本計画の約2.36倍になるのですけれども、こういう一つ一つの事業を丹念に精査をしていく必要があるはしないかなと思うのですが、私が申し上げた数字に、まず間違いがあるかないかを教えていただきたいのです。今までの

答弁では、とにかく計画どおりに何が何でも進めていくのだというのが基本姿勢のようなのですけれども、こういう個々の事業についてもきちんと、たとえこのとおりにやるにしても精査をする必要があると思いますけれども、その点はいかがでしょう。

議長（四方田 実議員） 経営企画課長。

古屋敷光芳水道局次長兼経営企画課長 出浦議員再質問について、料金改定の影響等につきましてご説明させていただきます。

まず、料金改定が今後の工事費が高額になった場合、減価償却費等が高騰して影響が出るのではないかというご質問でございますが、料金改定におきまして経営審議会で財政シミュレーションを作成し、5年ごとの料金改定が必要という意見が出ております。その財政シミュレーションを作成するに当たり、料金算定期間でございます令和3年から令和7年の5年間にございます工事費等の費用につきましても、基本計画の見直しも含め、その費用、工事費を含んだ形の財政シミュレーションを計上し、長期的なシミュレーションを図った上で料金改定の内容をお示ししているということでございますので、長期的な部分の内容の財政シミュレーションは図っているということでご理解をいただきたいと思っております。

議長（四方田 実議員） 水道局長。

柴岡康夫水道局長 続きまして、遠方監視システムと職員数の関係でございますが、遠方監視システムは、水道の利用者に対して迅速な機器の故障等の対応、断水を起こさせない、また塩素等の注入量に異常があった場合はすぐ直せるという、そういう意味でのシステム導入、職員数を減らすためのシステム導入ではなく、サービスの向上のためのシステム導入ということでご理解をいただきたいと存じます。

ミューズの細かい数字について、今ちょっと精査をしているところでございますが、以前の議会でもお話をさせていただいておりますけれども、23年度に厚労省から出ております基本的な工事、更新工事の金額を基に基本計画が作成されてございますので、その金額と現在の実勢価格、これには若干開きがございますが、業務委託を発注した中でいろんな見積りも取りまして問題ないということで、この工事費が算出されておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上です。

（何事か言う人あり）

議長（四方田 実議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 零時27分

再開 午後 零時27分

議長（四方田 実議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

水道局長。

柴岡康夫水道局長 ミューズパーク配水池の建設費用でございますが、基本計画では4億7,140万円が建設費用となっております。新年度継続費に関する調書、22ページでございます、下段、一番下のところ、新秩父ミューズパーク配水池築造工事、3年間で11億1,360万円、若干差がございますが、この金額で計上させていただきたいと存じます。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 出浦議員の言っていることは、数字は合っているということなの、さっきお尋ねになったのは、いいですか。

（「ちょっと休憩」と言う人あり）

議長（四方田 実議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 零時 29分

再開 午後 零時 29分

議長（四方田 実議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

水道局長。

柴岡康夫水道局長 先ほど出浦議員の話された数字でございますが、そのとおりでございます。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 16番、出浦正夫議員。

16番（出浦正夫議員） 再々質問をお願いいたします。予算編成方針についてはそういうお考えだということで、もうこれ以上申し上げませんが、先ほどの遠方監視システムの関係なのですが、お答えでは住民サービスのためにというふうにおっしゃっていただきましたので、それはそのとおりだと思うのです。回り回って利用者の利益になるということはよく理解できます。ただし、従来は塩素の濃度だとか断水なんかについても、職員がそこまで行って初めて調べていたわけですよ。今度この遠方監視システムを使用すれば、64か所行かなくても、もう瞬時にそれが把握できるわけです。ということは、その労力が多分削減できるのだと思うのです。私は、削減できたからそのまま減らせばいいと言っているわけではなくて、その分の能力はほかの業務に多分充当できるのだと思うのですけれども、そういうふうには理解していいのかが1点です。

それから、先ほどのミューズパークの配水池のことなのですが、庶民の感覚で言うとも僅かな差というふうには思えないわけです。4億7,140万円ですと、基本計画に書かれていたものが、11億1,360万円かかるというわけです。これ倍率にすると2.36倍になっている

わけです。民間の企業なんかでは、こういうことはまず許されないと思うのですよね。だから、私が申し上げているのは、個々のそれぞれの事業や工事についてきちんと精査をして、例えばこれは2.36倍になっているとか、これは予定どおりの価格だとかということをやっと積み上げていかないと、今後の水道事業を見誤るのではないかなと思うから申し上げているわけなのです。だから、そういうことをするべきだというふうに思いますけれども、ぜひやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

議長（四方田 実議員） 水道局長。

柴岡康夫水道局長 再々質問にお答えいたします。

遠方監視システムの労力をほかに移せないかというご質問でございますが、一部残塩測定ですとか、そういうものを委託で行っていたものにつきましては、塩素の測定器とともに遠方監視システムを導入することで削減は図れます。また、職員の見に行かなくてはならない時間等につきましても、設計の時間ですとか、そういうものに使えていけると思います。

それと、工事の全体の精査につきましてですが、現在基本計画の時点修正を行っているところでございます。できるだけ実勢価格に近い価格を用いた基本計画に修正させていただきたいと存じます。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） これで16番の質問終わります。

他に質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

16番、出浦正夫議員。

（16番 出浦正夫議員登壇）

16番（出浦正夫議員） 16番、出浦正夫です。反対討論を行います。

まず、反対の理由ですけれども、先ほども質問いたしましたけれども、料金改定が行われ、この4月1日からは統一料金になります。今まで公営企業の論議があるときに、公営企業は独立採算制だから一般会計からの繰入れはできないのだということが専ら言われてまいりました。今回の統一

料金について言えば、17.91%を値上げすれば郡市民にとって大変な負担を強いるということは、理事者の皆さんにもよくご理解をされて、高料金対策補助金として年間3億6,270万円を負担するのだということが覚書で締結をされました。これから各構成市町の来年度予算の中にも、これが計上されてくるのだろうというふうに思いますけれども、先ほども私申し上げましたけれども、一般会計からの繰入れによって高料金を防ぐというのを否定するものではありません。ただ、今までの言われてきたことからすると、極めてこれは異例な措置であるというふうに思います。水道企業としての安定性を欠くということになると思います。

それから、4条予算についてですけれども、工事費が非常に高額なものになってまいりまして、他会計から21億円以上の金を入れなければ運営ができないという事態になっています。このような措置を続けていくと、いずれ経営的に大変厳しい状況に追い込まれてくるだろうというふうに思います。一般質問でも申し上げましたけれども、現在の供給単価は185円90銭だというふうに伺いました。給水原価は204円68銭、1立方メートル当たりですけれども、これについても県下では高いほうから何番目という状態になっています。

さて、ちょうど広域化がなされてから5年間で、3月末で経過をいたします。次の5年間に入る予算が、提案をされている予算であります。先ほど基本計画のことなどについても触れましたけれども、この基本計画をずっと進めていくとどういうことになるか、基本計画どおりに広域化を進めていくとどういうことになるか。埼玉県の水道の状況を知るのには、県の保健医療部生活衛生課が取りまとめています埼玉県の水道、これが埼玉県の水道状況を網羅をしている資料であります。一番新しい資料が令和元年度版です。平成31年4月1日を基準にして調査をしたものです。それによりますと、水道料金の埼玉県の状況ですけれども、秩父郡市は広域化を実現した結果どういうことになったかということ、この資料の7ページ、7、水道料金の状況というところにこういうふうを書いてあります。平成31年3月31日現在の本県の上水道における1か月の10立方メートル使用時の家庭用水道料金は平均で1,142円であり、最高は秩父広域市町村圏組合（秩父地区）の1,814円、最低は本庄市の734円である、こういうふうを書いてあります。前の白書にはこういうふうを書いてありました。前のほう言いませんけれども、これは平成26年4月1日ですが、平均は1,117円、最高は久喜市の1,630円、最低は本庄市の734円、こういうふうになっているわけです。ですから、この資料にあるのは、秩父広域市町村圏組合（秩父地区）というふうを書いてあります。秩父市の料金でということなのです。4月1日からはこれが全構成市町に適用されるわけですから、構成市町の使用料は埼玉県一高い水道料になるということになるわけです。

水道法という水道の目的は、正常で低廉な水を供給する、これが水道法の目的であります。今の広域化の計画をそのとおりに進めていけば、水道料金は幾らまで値上がりになるのか。先ほどの質問のお答えでは、一つ一つの工事の精査は現在のところされていないということですから、5年間やったときに工事の総額は果たして幾らになるのか、分からないわけです。工事量が増えれば水道

料金も値上げせざるを得ないという状況に立ち至ると思います。

そして、同じこの資料ですけれども、この資料の中には埼玉県の上水道事業認可の状況というのが、78ページ、79ページ、80、81ページにわたってあります。秩父広域市町村圏組合の事業は、85番目に書いてあります。埼玉県で認可を受けた最後の水道事業だからです。ちなみに、広域化になる前は、秩父市が1番に書いてありまして、大正13年に、日本でも、全国でもごく早い時期に水道が実施をされたということが書いてありますけれども、この認可をされたときの予定で言うと、この広域化が終わる令和7年、どういうふうになるかという、給水原価は305円になる、305円20銭になるというふうに書いてあります。有収率84.9%、1立方メートル当たりの給水原価で言えば埼玉県で最高額、有収率は84.9%で埼玉県で最低と、こういう状況だということがこの中に書いてあります。よく広域化は、水道事業を未来に向かって継続していくために必要だからやったというふうに言われておりますけれども、人口は減少する、給水量は減る、1日当たりの水量も減る。こういう中で予定どおりにこの工事を進めていけば、最終的には水道料金というのはどうなるのか。大幅な値上がりをするようになるだろうというふうに、私は考えます。先ほども申し上げましたけれども、水道事業の目的は正常で低廉な水を供給することにあります。そういう意味で言うと、かなり逆行した方向へ今行こうとしています。そして、提案されている来年度予算は、その第1年目になります。極めて深刻な事態だということを申し上げて、私の反対討論といたします。

議長（四方田 実議員） 他に討論はございませんか。

15番、高橋耕也議員に討論を許します。

（15番 高橋耕也議員登壇）

15番（高橋耕也議員） 15番、高橋耕也でございます。本予算に対しまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

秩父広域市町村圏組合水道事業予算及び説明を受けまして、本内容におきまして非常にしっかりと生まれ、また予算配分され、また単年度、そして長いスパンでの予算も予想されながら組み立てられると、私は思っております。この計画は、平成27年から秩父広域水道事業広域化基本構想というものから始まり、計画期間は29年から約10年間、こういったものに基づき、この数年断続的に予算を投じ、そして前に進んでいる事業でございます。このことは、広域化する以前から地域全体で同じ認識であった水道の課題を克服していくためにあるものであり、また正常なお水の供給というものもあります。分かりやすい言葉で言えば安心、安全、また時代とその地域の地理特性に合った適価でしっかりと水を住民に提供し続けるために行うものであると考えております。この議会1日目におかれまして、管理者がこうお話しいただきました、将来的には県水との一本化をしっかりと進めていくべく鋭意努力していくと。これこそまさにこの地域の、先ほど言っていた、それを守っていくための最終的な目的でもあります。我々はその先ずっと長いものを見ながら、これをしっかりと進めていかなければなりません。また、来年度のこの予算の中には国庫補助金等うまく折り入れな

がら、少しでも負担を減らすような努力もなされております。ぜひとも皆様にはその辺もご理解いただきまして、私の賛成と同じ思いを、ぜひご賛同願いまして、私の賛成の立場での討論とさせていただきます。

以上です。

議長（四方田 実議員） 他に討論はございませんか。

2番、山中進議員。

（2番 山中 進議員登壇）

2番（山中 進議員） 2番、山中です。私は、さきの出浦議員の予算の反対に対して賛同して、討論に参加させていただきます。なぜかという、水源地でありながら何でこんなに高いのですか。今でも地域によっては自分で沢から水を引いて、お風呂や洗濯に使っている地域もあります。そしてまた、便利に使っている沢の水、自然に湧いてくるからというわけでもないのですけれども、やはりこうした現状にありながら、何でこんなに高いのかということを見ると、そもそも秩父市の水道の歴史は大正時代から始まっているそうです。木管で水を引いて、各家庭に届けたという話も伺っております。それから、セメントができて、石綿管で各家庭に届けるような大工事が行われてきたという話も聞いております。そういう生活が便利になることはよいことなのですが、それに伴ってやはり余分なお金がかかってくる。そして、これが必要なかどうかということを検証もされずに、10年間は補助があるのだからやるのだという、そういう話で進めておりますけれども、やはり半分もたつ頃になると、その辺の一度立ち止まってきちんとミューズパークの配水池の問題、あるいは各地の浄水場から給配水の施設について見直す、そしてきちんと検証するという作業も必要だと思っております。そうした中でいまだにこの工事を進めるために明快な答弁もなく進められていくということに関しては、私は賛成しかねます。よって、本案に反対をします。

以上です。

議長（四方田 実議員） 他に討論はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（四方田 実議員） 起立多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

○閉会の宣告

議長（四方田 実議員） 以上で今期定例会の議事は全て終了いたしました。

これもちまして秩父広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 零時52分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年2月16日

議 長 四 方 田 実

署名議員 木 村 隆 彦

署名議員 本 橋 貢

署名議員 小 櫃 市 郎